

平成 2 0 年 度

# 農 林 水 産 物 貿 易 円 滑 化 推 進 事 業

海 外 に お け る 農 林 水 産 物 ・ 食 品 に 係 る  
商 標 ・ 模 倣 品 等 に 関 す る 調 査 報 告 書

生 産 局 知 的 財 産 課

( 委 託 先 : ト ム ソ ン コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社 )

平 成 2 1 年 3 月

農 林 水 産 省

## 目 次

### 本編

第1部 調査の概要	1
第1章 調査の目的	1
第2章 調査の内容	1
第1節 国内関係者の意識啓発及び知識普及のためのセミナーの開催	1
第2節 外国における商標出願の監視システムの検討及び試行	2
第3節 中国、台湾等における模倣品及び産地偽装の現状調査	2
第4節 関係法律について	2
第2部 調査の実施概要	3
第1章 国内関係者の意識啓発及び知識普及のためのセミナーの開催	3
第1節 セミナーの開催日程	3
第2節 セミナーの内容	4
第3節 セミナーの結果	5
第2章 外国における商標出願の監視システムの検討	9
第1節 商標監視の目的	9
第2節 商標監視業務の実施計画	9
第3節 商標監視業務についての枠組み	9
第4節 都道府県の動向	12
第3章 中国、台湾等における模倣品及び産地偽装の現状調査	15
第1節 我が国農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査	15
第2節 中国、台湾の現地調査	23
第4章 関係法律について	46
第1節 我が国商標法、不正競争防止法	46
第2章 中国商標法、反不正競争法等	55
第3節 台湾商標法、公平交易法	62
第4節 各国商標法の比較	66
第5節 用語集	67
第5章 まとめ	68

### 資料編

1. セミナーレジュメ（第1部、第2部）
2. アンケート票
3. 関連法（中国商標法、台湾商標法）

## 第1部 調査の概要

### 第1章 調査の目的

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大している。同時に、アジア諸国を中心として、我が国の農林水産物の産地である地名が第三者により商標出願されたり、我が国の農林水産物等を装った商品が出回る問題が発生している。このような中、産地が輸出に取り組むに当たり、相手国における商標出願等の実態を把握し、留意事項、対応方法等についての知識を得ることが必要となっている。また、海外で県名等の地名が商標出願されている事態を受けて、都道府県及び農林水産物等の輸出関係者から、政府として、海外における商標出願の監視や外国政府に対する申入れを行うよう要望されているところである。

このため、我が国の農林水産物等の主要な輸出相手国について、知的財産の保護等に関連する制度とその運用、市場における商標や表示の利用、使用に関する状況、当該国における商標権取得や不適切な商標出願があった場合の異議申立て等の対応方策等について、産地等の関係者に広く知らせるとともに、我が国の地名等の商標出願の効果的・効率的な監視システムについて検討し、関係者自身の取組を促すほか、中国、台湾等における我が国産の農林水産物等の模倣品の実態及び産地偽装の現状を把握することを目的として、本事業を実施した。

### 第2章 調査の内容

#### 第1節 国内関係者の意識啓発及び知識普及のためのセミナーの開催

##### 1. 地域におけるセミナーの開催

都道府県及び農林水産物等の輸出関係者向けに、商標、模倣品等に関するセミナーを実施する。開催場所は、北海道地区（札幌会場）、東北地区（仙台会場）、関東地区（大宮会場）、北陸地区（金沢会場）、東海地区（名古屋会場）、近畿地区（京都会場）、中国・四国地区（岡山会場）、九州地区（熊本会場）、沖縄地区（那覇会場）の全国9カ所とする。

##### 2. 全国レベルのセミナーの開催

全国レベルの農林水産関係団体向けに、商標、模倣品等に関するセミナーを東京で2回実施する。

## 第2節 外国における商標出願の監視システムの検討

1. 我が国の農林水産物等の産地である地名等について、効率的に中国及び台湾における商標出願を監視する仕組みを検討する。

(検討内容)

- ア. 商標監視業務について、どのような主体（弁理士事務所、法律事務所、監視業務専門会社等）に、どのくらいの費用負担で監視業務を実施させることができるのか、またスケールメリットはどの程度あるのか等の検討。
- イ. 都道府県又は都道府県を単位とする団体（以下「都道府県等」という）との契約に当たり、どの程度の監視内容に対してどのくらいの費用負担を求めるべきか、契約当事者を誰にするか等の契約内容の検討。
- ウ. 都道府県等に対して、監視システム（費用負担関係を含む）について説明し、監視対象とする地名を把握。

## 第3節 中国、台湾等における模倣品及び産地偽装の現状調査

1. 農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査により、模倣品被害及び産地偽装の状況の量的な把握を行う。
2. 中国、台湾の主要都市ごとに、量的な把握が可能となるような模倣品被害及び産地偽装に関する市場調査を行う。

## 第4節 関係法律について

1. 我が国、中国、台湾の商標法を比較し、各国における商標権侵害への対抗処置を検討する。

## 第2部 調査の実施概要

### 第1章 国内関係者の意識啓発及び知識普及のためのセミナーの開催

#### 第1節 セミナーの開催日程

セミナー開催日程を表1-1に示す。農政局のある都道府県の都市で10都市11回セミナーを開催した。

表1-1 セミナー開催日程

開催日		開催場所	
平成20年	12月4日(木)	金沢	金沢流通会館
	12月10日(水)	東京	大田区産業プラザ(PIO)
	12月18日(木)	札幌	札幌市教育文化会館
平成21年	1月8日(木)	仙台	エル・パーク仙台
	1月14日(水)	熊本	熊本県立劇場
	1月21日(水)	名古屋	愛知芸術文化センター
	1月26日(月)	大宮	大宮ソニックシティ
	1月29日(木)	那覇	沖縄産業振興センター
	2月5日(木)	京都	キャンパスプラザ京都
	2月6日(金)	岡山	岡山コンベンションセンター(ママカリフォーラム)
	2月26日(木)	東京	大田区産業プラザ(PIO)

## 第2節 セミナーの内容

全国セミナーの開催内容を表1-2に示す。

表1-2 全国セミナー開催内容

<p><b>第1部</b></p>	<p><b>「中国・台湾における農水産物の知的財産権侵害の実情」</b></p> <p>講演者： トムソンコーポレーション株式会社 経営企画・開発室長 鶴岡直樹</p> <p>講演者略歴： 1978年 電気通信大学電気通信学部計算機科学科卒業 1978年～1984年 パロース株式会社（現日本ユニシス）勤務 1984年～2002年 ロイター・ジャパン株式会社（現トムソンロイター）勤務 メディア・マネージャー 2002年～ トムソンコーポレーション株式会社勤務 アジア担当ビジネス開発マネージャー、特許庁商標動向調査 プロジェクト・マネージャーを歴任、2008年5月から現職</p> <p>所属： 日本商標協会 商標情報部会副会長、国際商標協会（INTA）、国際ライセンス 産業マーチャндаイザーズ協会（LIMA）</p>
<p><b>第2部</b></p>	<p><b>「東アジアにおける知的財産・ブランド保護の課題と対策」</b></p> <p>講演者： 特許業務法人三枝国際特許事務所 副所長 中川博司弁理士 （名古屋会場、京都会場、岡山会場、熊本会場、那覇会場）</p> <p>講演者略歴： 1972年 早稲田大学第一法学部卒業 1975年 東京大学大学院法学研究科修士課程修了 1976年 三枝国際特許事務所 入所 1983年 弁理士登録</p> <p>所属： 日本弁理士会、著作権法学会、日本工業所有権法学会、日本商標協会、 ライセンス協会、中国特許協力会、アジア弁理士協会（APAA）、 国際商標協会（INTA）、韓国高麗大学、漢陽大学、中国上海師範大学講師</p> <p>専門分野： 商標、外国商標（東アジア諸国）、産業財産権法務</p> <p>著書： 東アジアの商標制度（ ） - 中国・香港・台湾 - 東アジアの商標制度（ ） - 韓国・フィリピン・マレーシア・タイ・インド・インドネシ ア・ベトナム・シンガポール - 124人の弁理士が答える 特許・実用新案・意匠・商標 Q&amp;A（共著） 商標の法律相談（共著） 世界の商標法（編著）</p> <p>論文： 「知的財産信託を用いた新しい商標管理の手法」 （山田威一郎弁理士と共著）</p>
	<p>講演者： 特許業務法人三枝国際特許事務所 パートナー 岩井智子弁理士 （札幌会場、仙台会場、大宮会場、金沢会場、東京会場）</p> <p>講演者略歴： 1992年 同志社大学法学部法律学科卒業 1992年～1995年 印刷メーカーにて勤務（企画、制作） 1997年 三枝国際特許事務所 入所 1997年 弁理士登録 2000年～2002年 北京大学にて語学研修および法学院進修 同時に、中国国際貿易促進 委員会専利商標事務所（CCPIT）および 中科専利商標代理有限公司にて実務研修</p> <p>所属： 日本弁理士会、日本商標協会、(社)日本国際知的財産保護協会（AIPPI）会員、大阪大学 法科大学院実務家教員</p> <p>専門分野： 国内外商標、中国知的財産権、その他著作権・特定不正競争行為等を含む知的財産権法 著書： 改正中国商標法～WTO加盟に伴う中国商標実務の変化～</p>

### 第3節 セミナーの結果

全国セミナーへの申込者数、参加者数およびアンケートへの回答者数を表1-3-1に示す。

表1-3-1 セミナー申込者数、参加者数およびアンケート回答者数

セミナー会場	セミナー申込者数	セミナー参加者数	アンケート回答数	セミナー参加者業種					
				農林水産業 関連団体	行政関係団体	特許事務所、 法律事務所	食品関連業者	食品を除く 製造業者	その他
金沢会場	15	14	12	0	14	0	0	0	0
東京会場	47	39	24	1	3	11	10	8	6
札幌会場	34	31	20	5	20	1	1	1	3
仙台会場	31	27	21	0	21	1	1	0	4
熊本会場	16	14	9	1	8	0	1	2	2
名古屋会場	19	15	12	1	8	4	0	2	0
さいたま会場	28	20	16	1	7	3	3	5	1
那覇会場	12	11	8	0	7	1	2	0	1
京都会場	24	14	11	1	3	1	1	6	2
岡山会場	23	20	14	3	15	0	1	0	1
東京会場	66	42	27	1	7	13	8	6	7
合計	315	247	174	14	113	35	28	30	27

セミナー講演第1部に対するアンケート結果を図1-3-1～図1-3-4に示す。

図1-3-1 講演第1部の難易度

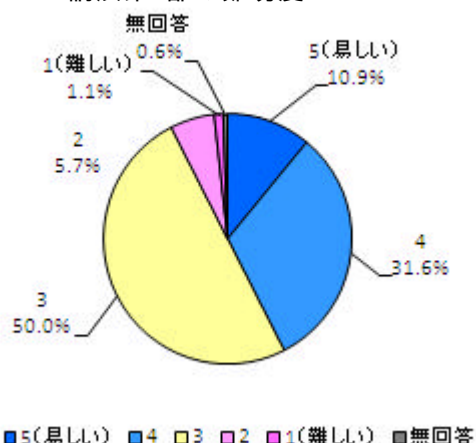


図1-3-2 講演第1部に対する理解度

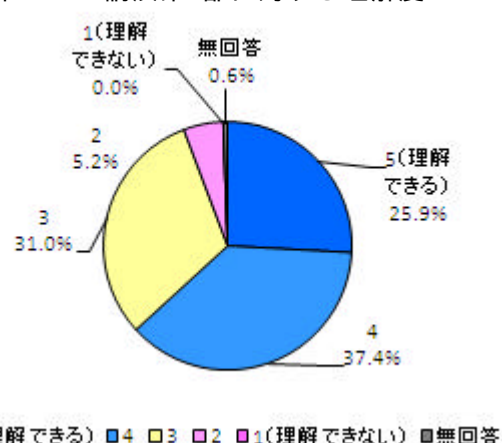


図1-3-3 講演第1部に対する満足度

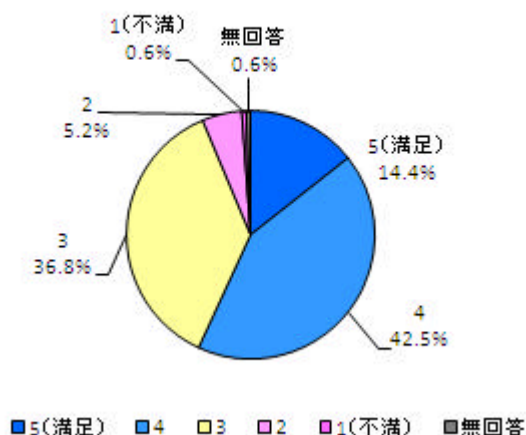
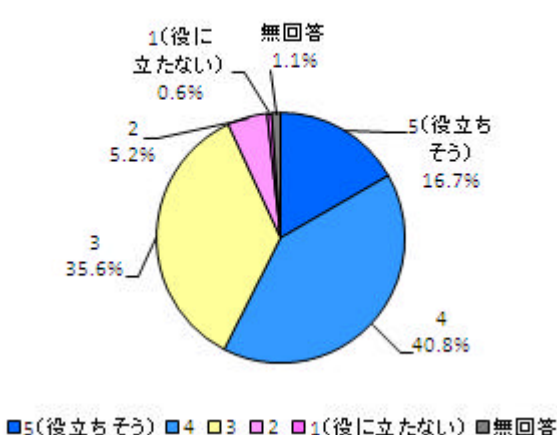


図1-3-4 講演第1部の今後への活用度



講演第2部に対するアンケート結果を図1-3-5～図1-3-8に示す。

図1-3-5 講演第2部の難易度

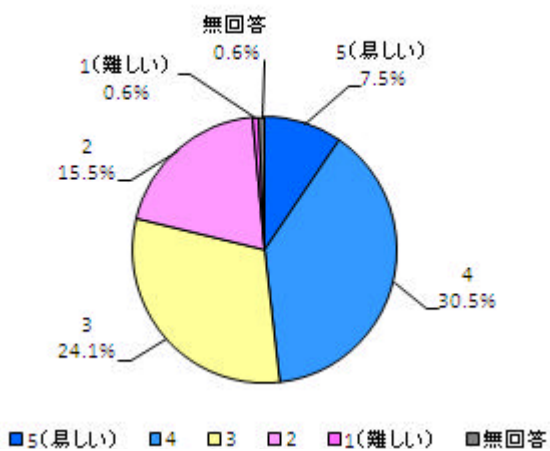


図1-3-6 講演第2部に対する理解度

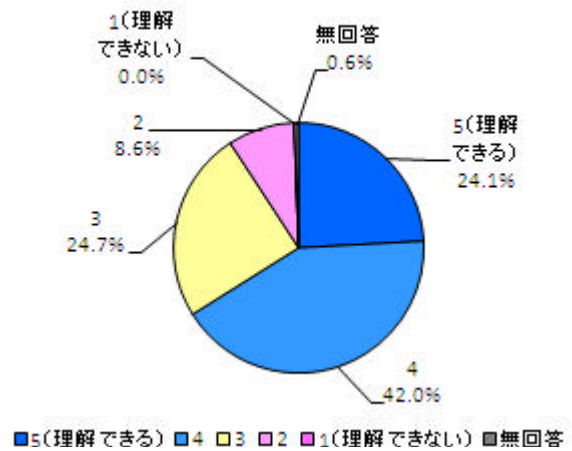


図1-3-7 講演第2部に対する満足度

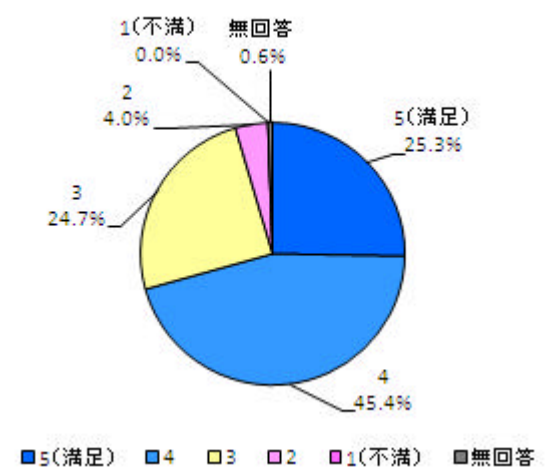
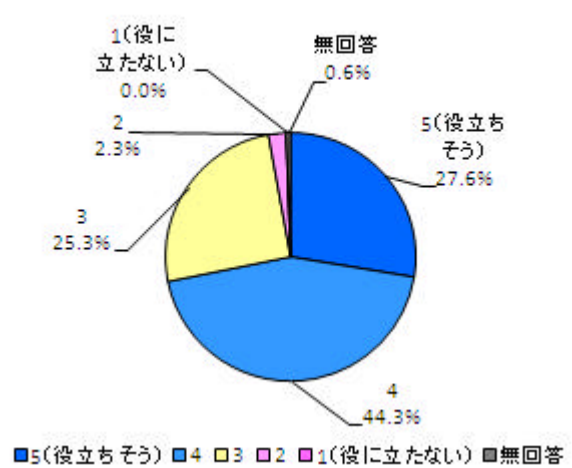


図1-3-8 講演第2部の今後への活用度



セミナー全体に対するアンケート結果を図1-3-9、図1-3-10、表1-3-2に示す。

図1-3-9 セミナー開催場所  
(エリア)に対する満足度

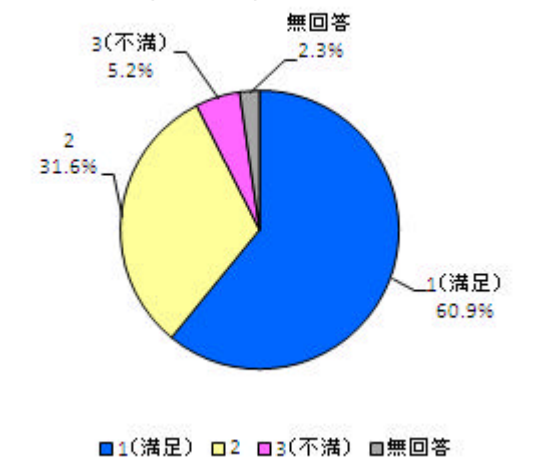


図1-3-10 セミナー開催場所  
(会場設備)に対する満足度

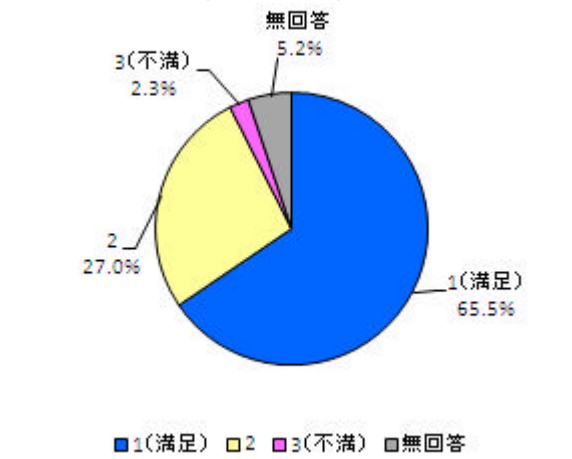


表1-3-2 セミナー全般に対するご意見 自由回答

会場について	空調(寒い)
	寒かった。
	金沢駅の近く
	都内からのアクセス
	都心から離れている。
	遠かったです。特許庁近く(ex 霞ヶ関)で行って頂けると助かります。
	都心からやや遠い。
	できれば交通センター近くなりのホテルか、公共施設がのぞましい。
	少し遠い。
	やや交通の便が良くない
	札幌駅周辺での開催を希望します。
	もう少し都心寄りを希望します。
	もう少し地方での開催のご検討を願えればと思います。
	できれば山手圏内を希望します
会場がもう少し近い方がよい	
虎ノ門等に比べると少し不便でした	
会場が遠い。	
できれば交通センター近くなりのホテルか、公共施設がのぞましい。	
講演の進行について	マイクの混線
	一部資料になかったアドレスが書ききれませんでした。
	パワポの誤作動が多かった。
	日本梨の晩三吉は日本語でなら「おくさんきち」と読むのが通常かと思います。後半の講演の講師の方の日本語が若干中国なまりのように聞こえました。講演内容が内容なので時折不快に感じました。感覚の問題だとは思いますが、何らかの改善が適切かと思います。
公的機関の対策強化について	中国の商標法の考え方を改めさせるような動きは何もないのでしょうか？
	今回のように調査結果をもっと行政機関へ積極的に提供するとともに意見交換の機会の設定を望みます(特に市町村などが対応に困っている現状)。
	中国、台湾等の商標登録、公告内容を国が一括してウォッチングして、各県へ定期的に情報提供する仕組みの構築希望。
	農林水産省から各自自治体への情報提供等、さらに積極的に行われるべきと思います。
	事例を当事者に差し支えない範囲で、多く公開していただきたい(模倣被害、裁判勝訴 敗訴事例)
	ASEAN諸国での模倣商標、模倣品対策にも注力していただければと強く望みます。
	「どんな人材がどんな知識・情報・経験をお持ちなのか」という情報がない。
	そのため、必要としている人がどこへ相談すればその人に辿りつくのかわからない。
	地元へ海外知財に詳しい専門家(弁理士 etc)が不在。
	一刻も早い段階で、農林水産物についても商品登録の重要性を周知させる必要がある。まだまだ認識が低いように思われる。
政府としての活動は、HP等で掲載されているのか教えて下さい。 各省庁・JETROレベル等々も含む	
商標、種苗法について	東アジア圏における農水産物の(特に漢字)による商標登録の禁止。 東アジア圏における原産物表示の義務化(原産国(原産地)表示が知的財産保護につながるケースが多い)。
	(弊社は加工食品メーカーですが東南アジア(特にインドネシア、マレーシア)、インドにて第三者の不正登録を抹消するのが難しく困っています。 (法制度の運用の甘さ、商標権者の権利保護が厚い点等に原因があると思っていますが…)
	東アジア圏における農水産物の(特に漢字)による商標登録の禁止。 東アジア圏における原産物表示の義務化(原産国(原産地)表示が知的財産保護につながるケースが多い)。
	中国へ無断で品種が持ち出されている。
	公的機関で育成された品種が日本の民間企業が関与して無断で海外に持ち出されていると思われるケースが散見されること。
	作物品種の違法増殖が問題となっているが、侵害の立証・対策が難しいと実感している。
設備について	資料の文字が小さいため読みづらい部分があった。
	スクリーンが小さい
	スクリーンがやや見づらかった。
	スクリーンが見えにくい。
	配布資料、スクリーンの文字が小さく見づらいです。(可能であれば)資料に添付されていなかった写真についても配布頂ければと思います。
	文字が小さくて読みにくい。(講演1)

セミナーのPRについて	実例があまり報告されていない。このようなセミナーが少なく意識の改善が難しい。
	中川先生の講演は良かったです。聴講者が少ない、PRが足りないのではないかな。
	セミナー内容についてもっと告知してほしい
	興味深い内容なのに参加者が少ない。参集方法はよかった？聞き慣れない言葉やイメージがあったので、もう少し視覚的に分かるようにしてほしい部分があった。(全体的には親切であった)
	私は食品安全関係の仕事に就いたばかりで少し難しく感じました。しかし内容は食品関係に就く人達には大変必要な内容だと思います。参加人数が少ないのにガッカリです。"熊本人もっと勉強しろ"と呼びかけます。
	鹿児島でも実施して下さい。動員に協力します。
	非常に興味深い内容でした。今後も継続的にこのような情報提供の機会があれば役立ちます。より多くの参加者を確保するためのPRがやや不足であった感があります。
	良いセミナーなので、もっと多くの方に聞いていただきたいかったです。
	輸出のセミナーと合同でやってはいいかな。内容は即効性のあるものなので多くの方々に聞いてもらうことが可能。
	参加者が少なぐ残念でしたね。
講演について	県としても輸出に力を入れているので、今後問題が出てくると思います。
	実例が盛り沢山で勉強になりました。
	勉強になりました。特に侵害の実例を挙げて説明をされていたので理解し易かったです。
	実例が盛り沢山で勉強になりました。
	勉強になりました。特に侵害の実例を挙げて説明をされていたので理解し易かったです。
	ジェット口内で今後の仕事に使いたいと思います。
	時間の割りに内容が濃くわかりやすく良かった。
	この分野に関しましては、全く知識がなかったので、大変興味深くきかせていただきました。講演内容も図やイメージを多用されていて大変わかりやすくなっていました。今後この経験をいかし、学習していきたいと思います。司法修習により刺激となりました。ありがとうございました。
	ありがとうございました。
	中川先生の説明は、中国の実情を知らない者にとって大変参考になりました。
	大変勉強になりました。どうもありがとうございました。
	大変勉強になりました
	大変ためになりました。時々、説明と画面が対応しないところがありました(資料にないIPPT画面がある)。資料を探したり、少々わかりにくい時がありました。
	自分自身の勉強不足があり、理解にかける部分がある。もう少し、この問題については、もう少し納得のいく勉強をしてみるつもり。
	役に立ちました
	ブランド保護について勉強になりました。ありがとうございました。
	本日は大変勉強になりました。ありがとうございました。このようなセミナーの情報がメール等でいただけたとありがたいです。
	講演2はとてもよくまとまっており、具体例が多くわかりやすかった。このような内容の講演ができる講師は少ないので今回は貴重な機会だった。全体として「農水産物・食品に係る」というセミナータイトルにしては、その分野の話が少ないうえに感じた。講演1は、大半が既存の第三者のHPや調査報告書結果の抜粋であり、新たな(オリジナルな)情報が少なかった。このように、今年度委託調査を受けたセミナーを開催して下さっているので、最終報告書を是非農水省HPで公表していただきたい。
	第1部について…調査報告の事例紹介について、資料をいただけなかったのが残念です。事例紹介の資料及びその対策が関心のある点でした。
	プレゼンのスライドが資料にないページがあったので、取り入れていただきたい。

## 第2章 外国における商標出願の監視システムの検討

### 第1節 商標監視の目的

中国、台湾で、日本の地名が農林水産物等の商標として、中国、台湾の第三者に出願されたり、登録され使用されている問題が発生しており、放置すると中国、台湾への輸出の際に重大な悪影響を及ぼすことが予想される。そこで、そのような問題に対処するため、中国、台湾における商標出願の監視が必要となる。監視は今後の問題を未然に防ぐのが目的である。その場合に現状の出願・登録状況を把握するため、対象となる地名の商標が現在出願・登録状態にないことを確認する必要がある。もし、既に対象商標が公告・登録状況にあれば、異議申立てや無効審判請求の検討など、早急な対応が迫られる。

### 第2節 商標監視業務の実施計画

中国、台湾における商標現状調査や監視システムを利用する仕組みについて以下の事項について検討し、契約形態案（調査方法・内容、費用負担、契約主体等）を検討する。

#### 検討事項

- + 調査内容（調査国・地域、現状調査の必要性と監視期間、調査対象名称等）
- + 費用と費用負担（都道府県と地域ブランド権利者の負担割合等）
- + スケールメリット
- + 契約主体等契約条項
- + その他

### 第3節 商標監視業務についての枠組み

商標監視業務内容については次の枠組みを構築した。

調査種別                   : 商標監視調査（ウォッチング）  
対象国・地域               : 中国、台湾（どちらかでも可）

利用監視システム       :

民間会社の提供する中国と台湾における中国語商標ウォッチ調査並びに現時点での同一及び極めて類似な商標が出願・登録されているかを調査するスクリーニング調査も併せて実施する。ウォッチ調査は、これから公告される商標を監視するのに対し、スクリーニング調査は、現時点での出願・公告・登録状況を調査するものである。これにより、スクリーニング調査によって過去の出願を確認し、ウォッチ調査によって将来の侵害を防ぐことで、不正な出願に対し、より適切な地名商標の保護を實踐できる。

利用監視システムの特徴：

中国商標局、台湾知的財産局の商標検索用サービスは、称呼同一または極めて類似するものみの検索が可能であるが、実際の類否は、称呼、外観、觀念の総合面から判断されるため、中国商標局、台湾知的財産局の商標検索用サービスのみでは正確な調査は不可能であると言える。また、両サービスとも監視のためには定期的に自ら検索する必要があり、検索結果から登録されては困る商標の判断、当該国で異なる商標審査基準を考慮した上での類似判断など、専門家による正確な判断が求められる場合も多くあり、将来的なリスクを考えると、専門家による判断が重要である。

民間会社の提供するウォッチ調査は、商標が公告される都度、専門家による検証が行われ、称呼、外観、觀念で対象商標と類似すると判断された商標が発見された場合、報告書を送付する、というサービスであるので、自ら作業を行うことなく、報告書を待つだけでよい、との特徴を有する。また、中国商標局、台湾知的財産局の検索サイトは、アクセスし難く、中国語での検索なため、これらの検索用サービスのみでは正確な調査や、権利範囲の確認など専門家であっても容易ではない。

調査仕様：

商標監視調査の仕様を表2-3に示す。

表2-3 商標監視調査仕様

調査仕様		
	中国商標	台湾商標
監視対象	簡体字・繁体字	簡体字・繁体字
対象クラス	29,30,31,32,33	29,30,31,32,33
レポート頻度	毎週	月2回
類似基準	称呼・外観・觀念	称呼・外観・觀念
出願中商標	×	
国際登録	×	×

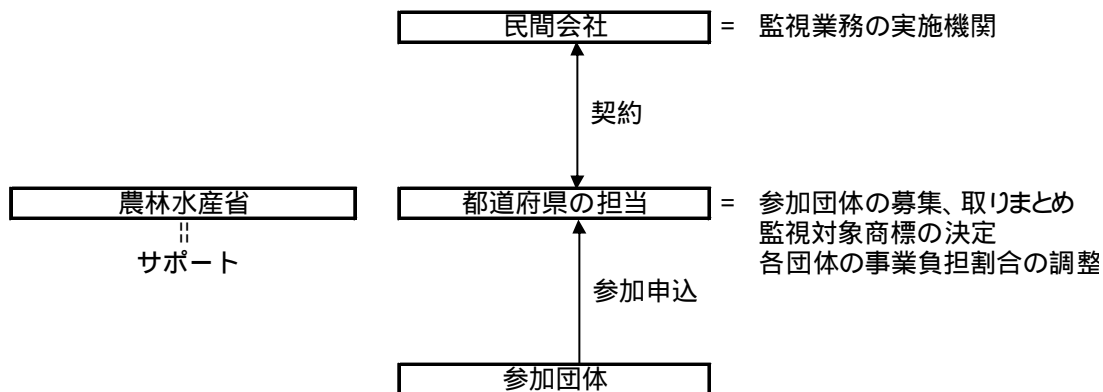
注：対象クラスとは、ニース協定に基づいて採択・公表された、「標章の登録のための商.品及びサービスの国際分類のことで、29, 30,31,32,33の各類は農水産物、食品、飲料を指しています

備考：国際分類については、本調査報告書P47参照。

実施体制：

商標監視調査の実施体制については、都道府県等の利害関係者が個別に実施した場合、効率性・実効性の面で限界があるため、利害関係者が参加する組織を設立し、一元的に監視を実施することが適当である。その実施体制を図2-3に示す。

図2-3 商標監視調査実施体制



スクリーニング調査、ウォッチ調査の結果レポートは都道府県の担当、参加団体に送付される

価格：中国、台湾において、スクリーニング調査、ウォッチ調査ともに調査案件数が多いほど価格のスケールメリットがでることが分かった。

## 第4節 都道府県の動向

都道府県別の地名商標の被害実態と対策を以下に示す。

都道府県	記事掲載日 記事ソース	被害実態	対策
北海道	2008/9/20 北海道新聞	中国の現地法人や個人により北海道「や」HOKKAIDO「が」出願されているという	高橋はるみ知事は十九日の北海道議会一般質問で、道産品のブランド価値を守るため、独自の認証マークを海外でも商標出願する方針を明らかにした。道は今後、生産者団体や経済団体の意見を聞き、出願するマークをなどを決める。
	2008/11/8 東京新聞	中国や台湾の企業、個人が、「旭川」や「函館」など、北海道の地名を現地で相次いで商標登録している。 中国、台湾の特許関連省によると、既に登録された地名は「旭川」「七件」「小樽」三件、「函館」二件、「釧路」「十勝川」「根室」が各一件など。 台湾では台北市の飲食店が、「函館」に漁業のイラストを組み合わせた商標を既に登録している。	北海道庁は道産を示すマークなどを海外で商標登録することを検討中だが「具体策はこれから」というのが実情。
青森	2008/8/14 朝日新聞	青森県総合販売戦略課の担当者(37)は3月、「今度はこんな手口か」とあきれた。1度目は「青森」、2度目は「青森」が商標として中国で出願されたからだ。 商標「青森」は中国広州市の会社が「果物、穀物など」「肉、牛乳飲料など」の5分野の商品を対象として中国商標局に出願。 過去には、青森のリンゴ卸会社の商品タグと、県が発行する認証マークが中国で偽造され、中国産リンゴにつけられたこともあった。それだけに、青森のリンゴ業者は「我々が築いてきた信用が地に落ちてしまう」と、商標問題に気をもんでいる。	青森県は03年に気づき、同局に異議申し立て、今年3月までに5分野すべての異議が認められた。
	2008/8/25 化学工業日報	2003年5月、青森県の担当者に、中国で「青森」が商標出願されていると県内リンゴ業者から一報が入った。その後、中国広州市のデザイン会社が果物、乳製品など5つの商品分類で出願していることが判明。 今後は青森の「森」を「水」3つではなく「氷」3つの文字にした漢字名がリンゴのロゴマークとセットで商標出願された。	青森県は異議を申し立て、5年近くかかって認められた。 異議を申し立て、現在判断を待っている。「青森ブランドで差別化を図って販売したい。このままではいけなかった」と(総合販売戦略課)と新たな対策を検討中。
	2008/10/15 宣伝会議	「青森」の類似商標が出願されていることが明らかになったのは今年4月で、青森県が調査を委託している特許法律事務所がWEB上で発見した。出願したのは新疆ウイグル自治区の果物流通業者のみられ、「氷」の文字を3つ重ねた「森」の字そっくりの文字が使われており、一見「青森」と見間違えてしまう。出願された商標は、文字とリンゴと想われるイラストを組み合わせたもので、イラストの中央部分には「QM」の文字が描かれている。 登録が認められてしまった場合、「青森りんご」などの、地名のついた農林水産物が類似商標として見なされ、輸出ができなくなる可能性がある。	青森県では、全農青森県本部やりんごの生産者団体など関係5団体とともに中国商標局に異議申し立てを行った。
岩手	2008/9/6 フジサンケイビジネスアイ	岩手県の伝統工芸品「南部鉄器」の鉄器を旧字体にした「南部鐵器」という名称が、中国で商標登録申請されていることが分かった。	申請が認められると中国への輸出が困難になるため、県南部鉄器協同組合連合会(盛岡市)は中国商標局に異議を申し立てる方針。
	2008/11/27 読売新聞	福建省の個人が「南部美人」(岩手)や「豊正宗」(兵庫)など10銘柄を1人で申請。中国で銘柄を使わずに困っている蔵元に売りつける「商標ビジネス」を狙った可能性がある。	
	2008/11/27 読売新聞	岩手県を代表する日本酒の銘柄「南部美人」は1999年に香港への輸出が始まった。2005年からは上海の高級レストランで大吟醸や本醸造が1.8%当たり数万円で出されている。 中国市場への期待が高まった昨年、福建省の個人が「南部美人」の商標登録を中国商標局に申請していることがわかった。蔵元の久慈浩介専務は「銘柄が使えなくなれば、中国の業者に納品を断られるだろう。商標申請しておけば良かった」と悔やむ。	
	2009/2/21 YOMIURI ONLINE	中国で、現地企業や個人が、日本の農産品などの産地名や銘柄名を先に商標登録したり登録申請したりしていたケースが相次いで明らかとなっている。県内に関するものでも、「南部鐵器」「南部美人」などが登録申請されていることが判明。「岩手」も既に商標登録されている。 先に登録されてしまえば、中国で事業展開する際には、こうした名称が自由に使えなくなる。中国では、登録商標を高値で売り付ける「商標ビジネス」が暗躍しているとされ、商標を買い戻すにも多額の	岩手県を代表する伝統工芸品「南部鉄器」の名称などが、中国で商標登録されている問題を受け、岩手県は4月から「県内の中小企業や農協などが、海外で商標や意匠を登録申請する際、その費用の一部を補助する制度をスタートさせる」
宮城	2008/10/28 河北新報	中国企業などが「宮城」を現地当局に商標出願している	宮城県の村井嘉浩知事は二十七日の定例記者会見で、中国企業などが「宮城」を現地当局に商標出願している問題について(中国で)「宮城米」という名称で販売できなくなる可能性がある。ただ、異議申し立ては経費もかかるので、どうするか検討している」と述べた。
	2009/3/19 河北新報		宮城県は12日、中国商標局に対して異議申し立てを行う方針を決めた。「宮城」は中国でも広く知られる公知の地名であり、中国商標法に抵触する」としている。 「宮城」は中国内の2者が商標出願。県は、このうち公告期間が4月中旬に迫っている河北省の個人による出願について来月上旬、異議申し立てを行う

都道府県	記事掲載日 記事ソース	被害・実態	対策
山形	2008/8/14 朝日新聞		海外での県産品のブランド化に力を入れている山形県は06年、山に顔を描いたマークに「Yamagata Japan」の字をあしらった商標を中国などで出願した。
	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。山形県は「おいしい山形」といった農産物用のシンボルマークの商標出願した。
群馬	2008/11/27 上毛新聞	上毛新聞社のまとめでは、日本語や中国語の表記による「群馬」が四件、中国国内で登録されている。このほか、「高崎」「桐生」「太田」「富岡」「藤岡」「安中」「草津」などの地名や「上州」「利根」「赤城山」等名、などの名称も登録が判明している	群馬県は「仮に悪意としても、現状で群馬」が登録されていることの実害はない」と異議申し立てなどはせず、静観する。だが、製品輸出を今後検討する企業や観光客誘致を目指す観光団体などは事前に対策を講じる必要があると判断した。
	2008/12/3 MSN産経 ニュース	群馬県でも実態把握に乗り出したところ、ロゴを組み合わせた「群馬」や「赤城山」など、県関係の商標登録を複数確認した。	群馬県で現時点では動きはないが、今後、企業セミナーや市町村との連絡体制を強化して、 <u>横断的な監視・防衛態勢の確立を目指す方針</u> という
	2008/12/7 YOMIURI ONLINE	県は特許庁を通じ「群馬」という地名が中国国内で既に4件も登録されていることを確認した。ほかにも「上州」「赤城山」が登録されていて、いずれも出願人は中国の法人や個人だった。	群馬県は来月13日、中国などの漢字圏への進出を検討中の企業や農業団体を対象に「地域ブランド」を守るノウハウを指南するセミナーを開くことにした。
	2009/1/21 毎日.jp	中国や台湾で「群馬」や「赤城山」といった地名の商標が出願。県が中国や台湾の関係機関を調べた結果、「群馬」だけで6件（うち2件は既に取り下げ）あり、「赤城山」や「上州」「富岡」に似た文字も出願されていたことが判明した。	群馬県は県内企業への周知を進めている。特許庁は、昨年度各自治体に「駆けつけ出願」対策を指示している。
長野	2009/2/6 読売新聞		日本の農産品などの産地名が中国で商標登録されている問題で、山形、長野、和歌山、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。 長野県は「信州」を中国に商標出願した。
	2009/2/7 信濃毎日新聞		長野県農政部などが、中国、香港、台湾の当局に「信州」の商標登録を申請したことが六日、分かった。 同協議会は当初、「長野」の申請を検討。
新潟	2008/12/5 YOMIURI ONLINE	日本酒の銘柄が、酒造会社の知らないうちに海外で商標登録されるケースが相次いでいる。日本酒造組合中央会によると、県内メーカーの銘柄でも、「越之寒梅」など3つが既に商標登録または登録出願中だという。県内関係では、石本酒造（新潟市江南区）の「越乃寒梅」、白瀧酒造（湯沢町）の「上善如水」、妙高酒造（上越市）の「越乃雪月花」がリストアップされていた。	白瀧酒造は国内の商標登録証明と広告、メディア掲載記録などを集め、中国当局に異議を申し立てた。現在、審査中という。妙高酒造は、特別な対策は取らなかつたが、引当正一郎会長は「将来、本格的に中国に出ることになったら、問題が起るかもしれない」と心配する。商品は国内消費がほとんどで、対応は中央会に一任したという
山梨	2008/11/11 YOMIURI ONLINE	生産量日本一を誇るワイン産地「山梨勝沼」の名称が、中国で上海市の個人によって商標登録を申請されていることが31日、わかった。	山梨県は「勝沼」ワインの輸出を見越した悪質な申請」とみており、地元の甲州市や業界団体と連携して中国商標局へ異議申し立てする方針。
	2009/2/3 山梨日日新聞	山梨関連でも、昨年八月に「山梨勝沼」の商標登録が申請されていることが判明。県産品のブランド名などが現地で既に商標登録されている場合、輸出する際には名称変更などの対応に迫られるという。	山梨県は二〇〇九年度、山梨に関連した商標の申請・登録状況を専門機関に委託して調べる方針を決めた。
	2009/2/25 山梨日日新聞	「山梨勝沼」の商標は、上海の個人がワインなどのアルコール類の商標として登録申請していたことが昨年八月に判明。	山梨県は三カ月の期間内に異議を申し立てる。プロジェクトチームは企画部や知事政策局、商工労働部、農政部などの関係部局で立ち上げる。ワインに限らず、山梨県産果実などの輸出拡大に向け、外国での県産地表示の障壁となるような商標登録を防げる態勢づくりを急ぐ考えだ。山梨県は二〇〇九年度にあらためて専門機関に委託して調査する方針で、来年度一般会計当初予算案に事業費を計上している。
	2009/2/25 毎日新聞	上海の個人が06年10月、アルコール飲料の商標として「山梨勝沼」を申請、中国商標局のホームページで4月20日から公告される。中国では、公告後3か月以内に異議を申し立てないと登録される。	ワイン輸出に影響が出るとして山梨県は24日、中国側に異議を申し立てる方針を明らかにした。
静岡	2009/2/13 読売新聞	「静岡」という商標が中国商標局に登録申請されていたことがわかった。	静岡県は公告された場合は異議を申し立てて、商標登録を阻止したいとしている。
和歌山	2008/8/14 朝日新聞	和歌山」はキャンディーなどの商標として登録されていた	
	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。和歌山、愛媛、長崎の3県は、県名を漢字やローマ字で商標出願。

都道府県	記事掲載日 記事ソース	被害・実態	対策
三重	2008/8/14 朝日新聞	本来の「松阪牛」は松阪市に本社がある企業が出願したが、その前に「松坂牛」がレストランなどの商標として出願されていた	
	2008/11/19 伊勢新聞	中国で商標登録申請を出願している「松阪牛」「松阪肉」に関連し、「松坂」の文字とイラストを組み合わせたマークが平成十三年九月に現地で商標登録されていたことが十八日、分かった。	松阪市の下村猛市長は伊勢新聞社の取材に「松阪牛連絡協議会としては異議申し立てをする方針だと聞いている。松阪市としては支援する姿勢で臨んでいきたい」と話した。
	2008/11/19 中日新聞	三重県特産の高級和牛種「松阪牛」の類似商標が、中国の有限会社とみられる団体によって同国の商標局に登録されていることが分かった。 「松阪牛」の商標をめぐるのは、松阪市が〇六年五月に中国で申請したが、中国の別の個人が〇五年九月に「さか」の一字違いの「松坂牛」を申請したことが判明。	松阪市などは中国商標局に異議申し立てをする方針を明らかにしている。
	2008/12/25 CHUNICHI Web	中国での松阪牛に関する商標をめぐるのは、牛のイラスト付きの「松坂」が2001年から10年間、既に登録されていることに加え、さらに「さか」が1字違いの「松坂牛」が〇5年から出願中であることが今年に入って判明している。	肥育農家の団体などでつくる「松阪牛連絡協議会」は今年5月、中国商標局に異議を申し立てる方針を決定。自らの正当性を裏付ける資料の収集などを進めている。 今回の「松坂」の公告は、市が類似商標の問題を把握してから初の事例となる。同協議会事務局の市農林水産部は「相手と争う準備を整えており、具体的な対抗措置に着手した」としている。
	2009/3/4 伊勢新聞WEB ニュース	「松坂」は平成十六年二月二十四日に福建省の食品会社が申請。昨年十二月二十日付で、中国商標局が公告した。商標を扱う商品は肉、豚肉、干肉、ウインナーなどの加工品となっており、牛肉は含まれていない。	松阪市の小牧豊文農林水産部長は、日中間で定期的に開催されている政府高官の意見交換会の場でも、「松阪牛」の商標について議題にあがったことを説明し、異議申し立てには行政機関のハイレベルな者の訪中が有効と指導を受けた」とし、松阪市の下村猛市長の訪中を視野に入れ、積極的に対応したい方針を示した。
兵庫	2008/11/27 読売新聞	兵庫県「灘」の「豊正宗」は07年度中に中国への本格進出を計画していたが、商標申請が発覚し、輸出を見合わせた。商標を1500万円で買い取らされた酒造会社もある。関係者によると、審判で勝つとしても時間がかかりすぎると判断したという	
岡山	2009/3/5 山陽新聞Web ニュース	東京都内のジーンズ販売会社は生産を県内メーカーに委託し、「岡山」ブランドで中国で販売。スポン、シャツなどアパレル製品の商標として昨年3月に申請し、中国の商標局が審査中という	岡山県内にはジーンズメーカーが多く、岡山県は岡山の名前が使えなくなると中国での事業展開に支障が出る判断。審査を通して公告された場合は、岡山県内の関係団体と協議した上で異議を申し立てる考え。
広島	2008/11/27 読売新聞	日本酒などの銘柄が、酒造会社の知らないうちに中国で商標登録や登録申請されるケースが相次ぎ、新潟県の「越乃寒梅」など25銘柄に上ることが日本酒造組合中央会（東京）の調査でわかった。	登録済みのうち「賀茂鶴」（広島）の蔵元が取り消しを求めて審判を起し、審査中のうち10銘柄も各酒造会社が登録しないよう異議申し立てをしている。
山口	2008/9/10 朝日新聞	「山口」の名称が中国で商標登録申請されていることがジェトロ山口（下関市）の調査でわかった。その数は24件にのぼる。	今のところ現地で影響は出ておらず、山口県も現地で商標を取得したり、庁内に連絡会議を設置したりする予定はないという。
香川	2008/8/14 朝日新聞	台湾では、讃岐が商標登録されてしまい、台湾で営業していた香川県ゆかりの讃岐うどん店が看板の撤去などを請求される騒ぎも起きた。	
	2008/9/6 SHIKOKU NEWS		香川県は6日、9月の定例県議会補正予算案に対策事業費として230万円計上することを阻らねた。香川県産の輸出に支障を来すような商標が申請された場合、香川県が関係企業・団体とともに異議申し立てを行い、経費の一部を負担する。
	2008/11/8 東京新聞	登録は中国、台湾とも出願の早い申請を優先する「先願主義」のため、香川県の「さぬき」が台湾で登録され、現地で営業していた日系のさぬきうどん店が看板撤去を請求された例があった。	
愛媛	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。 和歌山、愛媛、長崎の3県は、県名を漢字やローマ字で商標出願。
佐賀	2008/8/25 化学工業日報	05年9月に「佐賀」が登録された佐賀県は「将来的に佐賀牛のブランド品を販売できるだろうか」（流通課）と不安げた。	
長崎	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。 和歌山、愛媛、長崎の3県は、県名を漢字やローマ字で商標出願。
鹿児島	2008/8/14 朝日新聞	中国では、「鹿児島」は輸出入の代理サービスなどの商標として出願されていた。	鹿児島県はアンテナショップの上海出店を計画中のため、異議を申し立てた。
沖縄	2008/8/3 琉球新報		沖縄県工業連合会はこのほど中国当局に「沖縄」の文字が入ったロゴマークの商標登録を申請した。中国で日本の地名が入った商標登録が相次いでいることから、今後中国に輸出される県産品が「沖縄」の名前を使えなくなるのではないよう「先手を打った」。 食料品類、茶・調味料類、ビールを除くアルコールの三分野について七月三日付で北京の商標当局に提出した。

### 第3章 中国、台湾等における模倣品及び産地偽装の現状調査

#### 第1節 我が国農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査

農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査により、模倣品被害及び産地偽装の状況の量的な把握を行った。

##### 1. 調査方法

我が国で農林水産物の輸出を行っていると思われる団体を抽出し、電話によるヒアリング調査を実施し、海外における商品の模倣または産地偽装被害の有無を確認し、被害を受けたことのある団体に対し、追加アンケートを実施した。

##### 2. 調査期間

平成20年9月16日（火）から平成20年9月30日（火）

##### 3. 調査対象

平成20年6月に農林水産省がまとめた「農林水産物の輸出取組事例」で掲載されている76例の事業者・生産者と平成20年9月時点で地域団体商標の登録を受けている農林水産・食品分野の権利者183団体の合計259団体

##### 4. 回答数、回答率

本調査の回答数、回答率を表3-1-1に示す。

「農林水産物の輸出取組事例」で掲載されている76例の事業者・生産者のうち、有効回答数74、回答率97.4%。地域団体商標登録の183団体のうち有効回答数163、回答率89.1%であった。

表3-1-1 回答数、回答率

	抽出数	有効回答数	回答率
輸出取組団体	76	74	97.4%
地域団体商標登録団体	183	163	89.1%
合計	259	237	91.5%

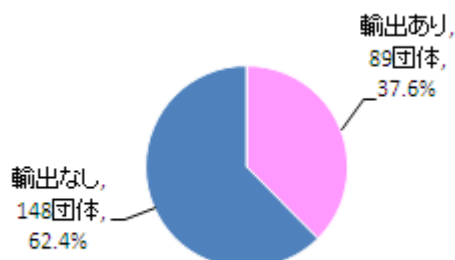
### 5. アンケート結果：輸出団体割合

調査対象団体における輸出実績の割合を表3-1-2と図3-1-2に示す。地域団体商標の登録団体では、輸出をしているところが少ないことが分かった。

表 3-1-2 輸出実績の割合

	輸出あり	輸出なし
輸出取組団体	66	8
地域団体商標登録団体	23	140
合計	89	148

図 3-1-2 輸出実績の割合



### 6. アンケート結果：輸出相手国・地域と輸出品目

調査対象団体における輸出相手国・地域と輸出品目の関係を表3-1-3と図3-1-3 A、図3-1-3 Bに示す。輸出品目別には、農産物の輸出が69.8%を占め、次いで加工品の11.5%、水産物の10.8%である。一方、輸出相手国・地域では、台湾と香港が20.1%と最も多く、次いで中国の14.4%、米国の10.8%であった。

表3-1-3 調査対象団体における輸出相手国・地域と輸出品目の関係

	農産物	水産物	林産物	加工品	合計	割合
中国	8	5	4	3	20	14.4%
台湾	24	2		2	28	20.1%
香港	21	4		3	28	20.1%
カナダ	10				10	7.2%
韓国	2	2	1	3	8	5.8%
シンガポール	6			2	8	5.8%
米国	12	2		1	15	10.8%
タイ	5			1	6	4.3%
ヨーロッパ	2		6		8	5.8%
その他	7			1	8	5.8%
合計	97	15	11	16	139	
割合	69.8%	10.8%	7.9%	11.5%		

図3-1-3A 農林水産物等の輸出内訳

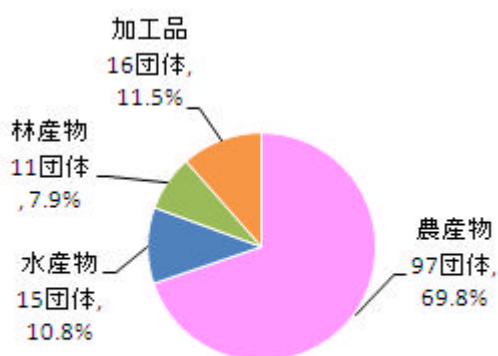
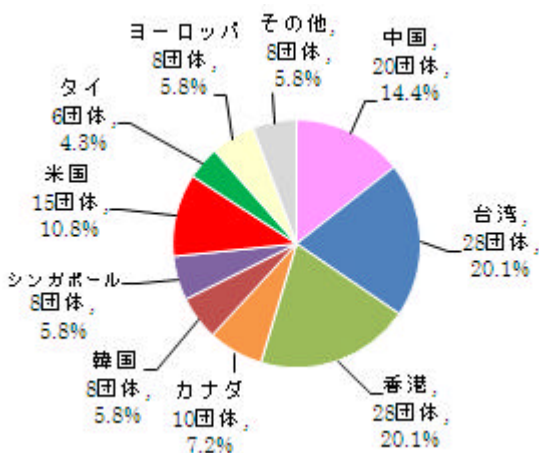


図3-1-3B 輸出相手国・地域



## 7. アンケート結果：被害実態割合

調査対象団体の被害実態割合を表3-1-4と図3-1-4に示す。

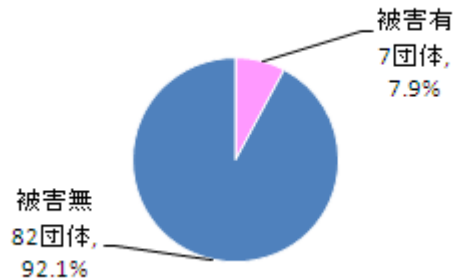
輸出有りの89団体中、海外で模倣または産地偽装被害を受けた団体は7団体であった

表3-1-4 被害実態割合

	被害有	被害無
輸出取組団体	6	60
地域団体商標登録団体	1	22
合計	7	82

注：輸出有り団体中

図3-1-4 被害実態割合



## 8. アンケート結果：実施対策

対策実施割合、具体的な実施対策を表3-1-5Aと表3-1-5B、図3-1-5Aと図3-1-5Bに示す。

模倣品、産地偽装対策を行っている団体は273団体中52団体であった。特に輸出取組団体では55%の団体が何らかの対策を講じていることが分かった。具体的な対策としては知的財産権の取得が19団体と最も多く、次いでロゴシールを貼っている団体が10団体と2番目に多い。

表 3-1-5A 対策実施割合

	輸出取組団体	地域団体商標登録団体	合計
対策をしている	41	11	52
特に対策していない	33	152	185

表 3-1-5B 具体的な実施対策（検討中も含む）

	輸出取組団体	地域団体商標登録団体	合計
知的財産権の取得	15	4	19
市場調査（外部、内部）	4		4
現地取締まり強化	4		4
信頼できる業者を選ぶ	3	1	4
対策検討中	1	1	2
専用の箱で輸出する	3	1	4
ロゴシールを貼る	8	2	10
その他	2	2	4
合計	40	11	51

図3-1-5A 産地偽装対策実施割合

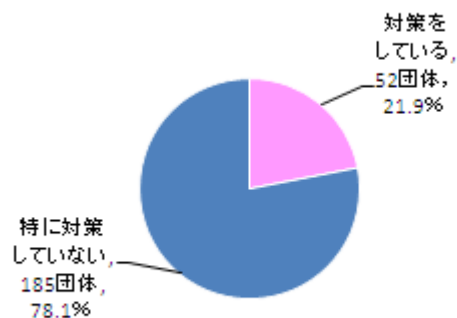
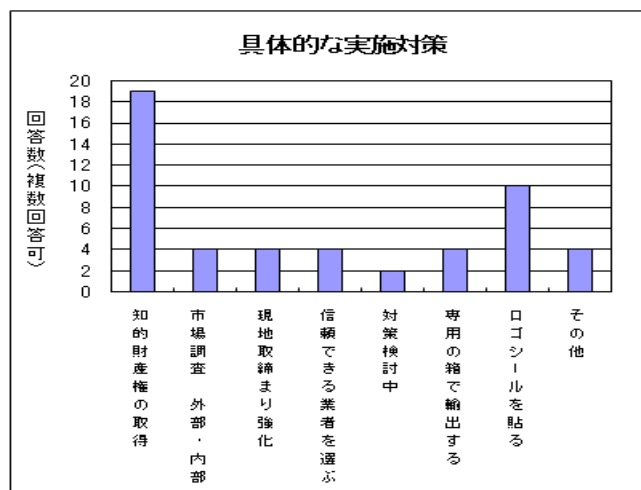


図3-1-5B 産地偽装実施対策内容（検討内容含む）



## 9. 対策内容・検討内容

調査団体の輸出状況と被害対策内容及び検討内容を以下に示す。

都道府県団体名	輸出品 輸出予定品	輸出国 輸出地域	対策内容 検討内容 要望	
全国	JA全農ミートフーズ(株)	和牛肉	北米、香港、カナダ	商品(和牛)についての知識普及
	全国農業協同組合中央会 (全国果実輸出振興対策協議会)	果実、果実加工品	世界各国	農水省が今年度から実施している「日本産果実マーク」を商品に添付している。
	全国農業協同組合連合会	野菜、果物	中国、台湾、香港、シンガポール	知的財産権の早期取得
	(株)フラワーオークションジャパン (FA輸出協議会)	りんどう	香港	日本産のタグを商品につけることを検討している
北海道	帯広市川西農業協同組合	長芋	台湾、アメリカ	輸出専用箱使用
	ひやま漁業協同組合	スケソウダラ	韓国	韓国との間にバイヤーをいれている。バイヤーにまかせている。
	(株)ホクレン通商	かぼちゃ	韓国	ダンボールにホクレンマークをつける 中国、台湾には商標をとっていません。
	JA帯広かわにし	長芋	台湾、アメリカ	専用出箱使用
	北海道漁業協同組合連合会	昆布、冷凍ほたて貝柱、干し貝柱	台湾、香港、中国	知的財産権の早期取得(ブランド保護を目的としている)
青森県	青森県農林水産物輸出促進協議会	青森県産りんご、青森県産しめさば	中国広州市、中国新疆ウイグル自治区、中国上海市	知的財産権の早期取得・定期的な調査を外部機関に依頼
	つがる弘前農業協同組合	りんご	台湾、香港	具体案なし ダンボール、シールも輸出先で作ろうとおもえば作れる。 そこまで把握できない
岩手県	(株)川秀	乾鮑、干しなまこ	中国	知的財産権の早期取得・自団体または現地出先機関による市場調査
	岩手江刺農業協同組合	りんご	マレーシア	商標権を取得
秋田県	横手市役所(横手市観光協会)	ぶどうジュース	香港	特に対策を考えてはいないが、海外でのプロモーション時に店頭商品に注意を払っている
	八幡平市花き研究開発センター (八幡平市花き振興協議会)	りんどう	オランダ	知的財産権の早期取得・自団体又は現地出先機関による市場調査 DNA鑑定事業等の対策
山形県	全国農業協同組合連合会山形県本部	牛、デラウェア(ぶどう)	台湾、香港	自団体又は現地出先機関による市場調査、市場調査を外部機関に依頼
福島県	(株)福福フードサービス	生麺	上海、香港、台湾	知的財産権の早期取得・自団体または現地出先機関による市場調査
	会津喜多方物産協会	米、味噌、物産(ラーメン)	上海、台湾	上海 福島事務所が取り組み。台湾はバイヤーを通して対応。
	JA伊達みらい	桃	台湾	検討中(具体的対策案はなし)
栃木県	(社)とちぎ農産物マーケティング協会	牛肉、米、梨、イチゴ	韓国、タイ、シンガポール、ドバイ	商標をとっている
群馬県	JAあがつま	高原野菜(白菜、レタス等)	香港	現地でシール貼付(輸出業者を通してシールを貼付している)
千葉県	(株)生産者連合デコボン	野菜詰め合わせ	シンガポール、香港、バンコク	お客様に個別梱包輸送している。生産者名も記入
新潟県	錦鯉養殖業者	お米	中国、台湾、香港	ロゴマークの商標登録 (食品・流通課を通して水産課にて事例を作成してもらった。)
長野県	下伊那園芸協同組合 (株)信州下伊那くたもの直販	干し柿(市田柿)	台湾	知的財産権の早期取得(ブランド保護を目的としている) (年間対策予算:100万円以内、 相手国・地域行政への働きかけを望んでいる)

都道府県	団体名	輸出品・輸出予定品	輸出国・輸出地域	対策内容・検討内容・要望
静岡県	静岡県経済農業協同組合連合会	みかん、お茶	カナダ、米	産地名をつけ、日園連を通して輸出している。
	JA静岡経済連	お茶	アメリカ	お茶に関しては中国に異議申し立てをする。 (県の産業部が担当)
	三ヶ日町農業協同組合	みかん	カナダ	カナダに関しては対策なしたが、中国、東南アジアに輸出する場合検討する。 三ヶ日みかんのロゴマーク等
三重県	三重県茶商工業協同組合	輸出していない	-	要望 時に対策は考えていないが、松坂肉など中国での模倣被害を受けて心配はしている。 ぜひ対策強化をお願いしたい
京都府	京都府味噌工業協同組合	京都産の味噌	韓国	以前、韓国で包装による模造商品が出回ったが、当方からの抗議を数回繰り返した後なくなった。
兵庫県	エム・シーシー食品(株)	レトルトカレー、スパゲティソース	香港、ジャカルタ 上海、シンガポール、台湾、韓国	PL保険
鳥取県	AONUMICAL	梨酢、梨酢ドリンク	台湾、韓国	韓国は商標登録を思案中
山口県	JA全農とっとり	二十世紀梨	台湾	鳥取県産果実シールを封入
	山口県うご協同組合	うごの瓶詰め	アメリカ	輸出業者ハセップの認定をうけて輸出している
徳島県	徳島市漁業協同組合	タチウオ ヤキイカ	は韓国、香港 は中国	商社を入れて任せている。
	(株)河野メリクロン販売	ラン	中国	品種登録、国際登録
香川県	香川県農業協同組合 三木集荷場	イチゴ	台湾、東南アジア	知的財産権の早期取得・自団体または現地出先機関による市場調査
高知県	高知市農業協同組合	花	上海	具体案なし
九州全域	九州沖縄農業経済推進機構	九州農産物	シンガポール	九州産のブランドシールをはる
福岡県	福岡県地域食品輸出振興協議会	イチゴ みかん 梨 ぶどう 桃、柿、梨 お茶 お茶、イチゴ いちじく、 ぶどう、梨、柿	香港 台湾 中国 シンガポール ドイツ、フランス 米 タイ	マルフクマークを書く 商標登録
佐賀県	伊万里市農業協同組合	日本梨	中国、台湾	中国で商標をとる予定
	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会	ハウスみかん 佐賀牛	台湾 香港	中国、台湾で佐賀が登録されている件を思案中。
熊本県	JAたまな	みかん イチゴ 梨	台湾 香港、タイ 梨	特に対策は考えていない。産地シールをみたりするので信用するのみ
大分県	ブランドおおい輸出促進協議会	梨	台湾	知的財産権の早期取得 現地行政府に取組み強化を依頼
宮崎県	宮崎県経済農業協同組合連合会	農畜産物	香港、シンガポール、タイ	商標登録検討中
沖縄県	沖縄県漁業協同組合連合会 等	沖縄モズク	中国	商標登録の話がでている。検討中

## 10. アンケート結果：被害の実態

調査対象団体の模倣品または産地偽装の被害実態を表3-1-6に示す。

調査対象団体で模倣品または産地偽装の被害を受けた団体は7団体であった。その内5団体から詳細な報告があった。被害地域は、台湾4団体、香港2団体、中国1団体、米国1団体、カナダ1団体と、やはり輸出相手国・地域として多い国・地域であった。また、被害の実態としてはデザイン模倣が4団体、商標権侵害が2団体、産地偽装が2団体であった。被害発覚後は、いずれも、知的財産権の取得など、対策を講じている（検討中を含む）。但し、年間対策費として予算を計上している団体は1団体のみであり、その1団体の年間予算も50万円以下と、一般的な外部市場調査費用の1回分にも満たないものであった。

表 3-1-6 被害の実態

回答数	5		
被害国 (複数回答)	台湾	4	桃、昆布、ホタテ貝柱、梨 (2件)
	香港	2	干し貝柱、茶
	中国	1	干し貝柱
	米国	1	茶
	カナダ	1	茶
発覚経緯 (複数回答)	4	現地からの報告	
	2	市場調査 (調査費用 :100万円)	
被害の実態 (複数回答)	4	デザイン模倣	
	2	商標権侵害	
	2	産地偽装	
偽装品の価格	3	安価	
偽装品の品質	2	劣る	
偽装品発見後の対策	0	現地行政機関への摘発	
	2	知的財産権の取得	
	1	ブランドシールの導入	
	1	現地行政府に取締り強化を依頼	
	1	検討中	
年間対策費	3	特に無い	
	1	50万円以内	
対策の目的	4	ブランド保護	

1 1 . 被害の具体例

調査対象団体の模倣品または産地偽装の被害実態例を以下に示す。

	団体名	模倣・産地偽装対象品	被害発生国
	全国農業協同組合連合会	野菜、果物	中国、台湾、香港、シンガポール
Q1 .	被害実態	産地偽装	
Q2 .	発覚経緯	現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告	
Q3-1 .	真性品との価格差	無記入	
Q3-2 .	真性品との品質差	無記入	
Q3-3 .	真性品とのその他違い	無記入	
Q4 .	被害発生理由への心当たり	特になし	
Q5-1 .	被害発生後の市場調査	実施していない	
Q5-2 .	市場調査費用	-	
Q5-3 .	被害総額概算	-	
Q6 .	偽装者の素性調査	実施していない	
Q7 .	偽装者の行政機関への摘発	摘発していない	
Q8 .	偽装発見後の対策	知的財産権の早期取得	
	対策の目的	1 ブランド保護 2 食の安全面での消費者保護 3 売上増	
Q9 .	模倣対策の年間予算	特になし	
Q10 .	公的機関に望むもの	相手国・地域行政への働きかけ	

	団体名	模倣・産地偽装対象品	被害発生国
	北海道漁業協同組合連合会	昆布、冷凍ほたて貝柱、干し貝柱	台湾、香港、中国
Q1 .	被害実態	商標権侵害 産地偽装 デザイン模倣	
Q2 .	発覚経緯	現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告 日本からの調査団によって発見	
Q3-1 .	真性品との価格差	あり	
Q3-2 .	真性品との品質差	あり	
Q3-3 .	真性品とのその他違い	無記入	
Q4 .	被害発生理由への心当たり	あり(価格差及び「北海道」というブランド)	
Q5-1 .	被害発生後の市場調査	自団体で実施	
Q5-2 .	市場調査費用	旅費程度	
Q5-3 .	被害総額概算	不明	
Q6 .	偽装者の素性調査	実施した	
Q7 .	偽装者の行政機関への摘発	摘発していない	
Q8 .	偽装発見後の対策	知的財産権の早期取得	
	対策の目的	ブランド保護	
Q9 .	模倣対策の年間予算	特になし	
Q10 .	公的機関に望むもの	相手国・地域行政への働きかけ 自国での知的財産に関する啓発活動 相手国・地域での知的財産に関する啓発活動	

	団体名	模倣・産地偽装対象品	被害発生国
	青森県農林水産輸出促進協議会	青森県産りんご、青森県産しめさば	中国広州市、 中国新疆ウイグル自治区 中国上海市
Q1 .	被害実態	商標権侵害 産地偽装 デザイン模倣	
Q2 .	発覚経緯	現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告 日本からの調査団によって発見 調査会社からの報告	
Q3-1 .	真性品との価格差	あり(真性品より安価)	
Q3-2 .	真性品との品質差	あり(色、形状ともに劣る)	
Q3-3 .	真性品とのその他違い	あり(実際の品種と表示が異なる)	
Q4 .	被害発生理由への心当たり	あり(青森県産のブランドが現地の消費者にも高く認められた)	
Q5-1 .	被害発生後の市場調査	実施していない	
Q5-2 .	市場調査費用	-	
Q5-3 .	被害総額概算	-	
Q6 .	偽装者の素性調査	実施していない	
Q7 .	偽装者の行政機関への摘発	摘発したが、取締まりは実施されなかった	
Q8 .	偽装発見後の対策	知的財産権の早期取得 定期的な調査を外部機関に依頼	
	対策の目的	1 ブランド保護 2 食の安全面での消費者保護 3 売上増	
Q9 .	模倣対策の年間予算	特になし	
Q10 .	公的機関に望むもの	相手国・地域行政への働きかけ 自国での知的財産に関する啓発活動 現状調査の実施、監視体制のシステムづくり 対策予算の補助	

	団体名	模倣・産地偽装対象品	被害発生国
	伊達みらい農業協同組合	桃	台湾
Q1 .	被害実態	登録ごん包施設表示の偽装	
Q2 .	発覚経緯	ウツサ	
Q3-1 .	真性品との価格差	無記入	
Q3-2 .	真性品との品質差	無記入	
Q3-3 .	真性品とのその他違い	無記入	
Q4 .	被害発生理由への心当たり	あり(本県の「ごん包施設登録の偽装表示)	
Q5-1 .	被害発生後の市場調査	検討中	
Q5-2 .	市場調査費用	未調査	
Q5-3 .	被害総額概算	不明	
Q6 .	偽装者の素性調査	実施していない	
Q7 .	偽装者の行政機関への摘発	摘発していない	
Q8 .	偽装発見後の対策	検討中	
	対策の目的	ブランド保護	
Q9 .	模倣対策の年間予算	特になし	
Q10 .	公的機関に望むもの	積極的な調査	

	団体名 株式会社	模倣・産地偽装対象品 お茶 麦茶	被害発生国 香港・アメリカ・カナダ
Q1.	被害実態	デザイン模倣	
Q2.	発覚経緯	現地にいる日本人からの報告・苦情 自社出張時	
Q3-1.	真性品との価格差	不明(おそらく安い)	
Q3-2.	真性品との品質差	良くない	
Q3-3.	真性品とのその他違い	一部デザイン表示	
Q4.	被害発生理由への心当たり	あり(当社の商品がよく出回っている)	
Q5-1.	被害発生後の市場調査	実施していない	
Q5-2.	市場調査費用	-	
Q5-3.	被害総額概算	-	
Q6.	偽装者の素性調査	実施した	
Q7.	偽装者の行政機関への摘発	摘発していない	
Q8.	偽装発見後の対策	特に対策は講じていない	
	対策の目的	-	
Q9.	模倣対策の年間予算	特になし	
Q10.	公的機関に望むもの	相手国・地域行政府への働きかけ 現状調査の実施、監視体制のシステムづくり	

	団体名 JA全農とっとり	模倣・産地偽装対象品 二十世紀梨	被害発生国 台湾
Q1.	被害実態	商標権侵害・産地偽装	
Q2.	発覚経緯	現地にいる日本人からの報告・苦情(交流協会)	
Q3-1.	真性品との価格差	1/2以下	
Q3-2.	真性品との品質差	無記入	
Q3-3.	真性品とのその他違い	韓国産梨を鳥取産と見間違えるように段ボールの産地表示が類似(JA鳥取ひた)	
Q4.	被害発生理由への心当たり	特になし	
Q5-1.	被害発生後の市場調査	自団体で実施	
Q5-2.	市場調査費用	1,000,000円くらい	
Q5-3.	被害総額概算	不明	
Q6.	偽装者の素性調査	実施した	
Q7.	偽装者の行政機関への摘発	摘発していない(亜東協会に調査依頼)	
Q8.	偽装発見後の対策	鳥取県産果実シールを封入	
	対策の目的	ブランド保護	
Q9.	模倣対策の年間予算	50万円以内	
Q10.	公的機関に望むもの	相手国・地域行政府への働きかけ 対策予算の補助(シール機等の導入)	

	団体名 ブランドおおい輸出促進協議会	模倣・産地偽装対象品 梨	被害発生国 台湾
Q1.	被害実態	デザイン模倣	
Q2.	発覚経緯	トレードドレス(包装紙および箱 だいたい鳥取県と大分県のデザインが基本となっている) 日本からの調査団によって発見(大分県の市場調査)	
Q3-1.	真性品との価格差	本県産と比較して安価	
Q3-2.	真性品との品質差	劣る	
Q3-3.	真性品とのその他違い	無記入	
Q4.	被害発生理由への心当たり	あり(本県の「日田梨」の輸出の歴史は古くブランドとなっている)	
Q5-1.	被害発生後の市場調査	自団体で実施	
Q5-2.	市場調査費用	無記入(市場調査と兼ねた)	
Q5-3.	被害総額概算	無記入	
Q6.	偽装者の素性調査	実施していない	
Q7.	偽装者の行政機関への摘発	摘発していない	
Q8.	偽装発見後の対策	知的財産権の早期取得 現地行政府に取締まり強化を依頼	
	対策の目的	ブランド保護	
Q9.	模倣対策の年間予算	無記入	
Q10.	公的機関に望むもの	相手国・地域行政府への働きかけ 現状調査の実施、監視体制のシステムづくり	

## 第2節 中国、台湾の現地調査

### 1. 調査の概要

(1) 調査の目的：中国、台湾の主要都市（北京、上海、広州、台北）において、量的な把握が可能となるような模倣品被害及び産地偽装に関する市場調査を行う。また、模倣品被害、産地偽装の実態の対応手段を検討する。

(2) 調査の方法：日本産の農水産物が取引されているであろう卸売市場、マーケット等を選び、商品名又は産地名に日本と表示のあるもの、日本の地名と思われる表示の付いているものなど、模倣品、産地偽装が疑われるものについて、写真を撮り、記録する。また、可能な限り販売者に商品の産地などの具体的な情報を尋ねる。

(3) 調査対象品目：今回の調査においては、農産物、水産物、お茶を中心に調査を行い、林産物、加工食品、飲料等は原則調査対象とはしない。但し、日本の産地名または商標のただ乗りが疑われるような食品等を発見したときは調査対象とする。

(4) 調査の実施時期：

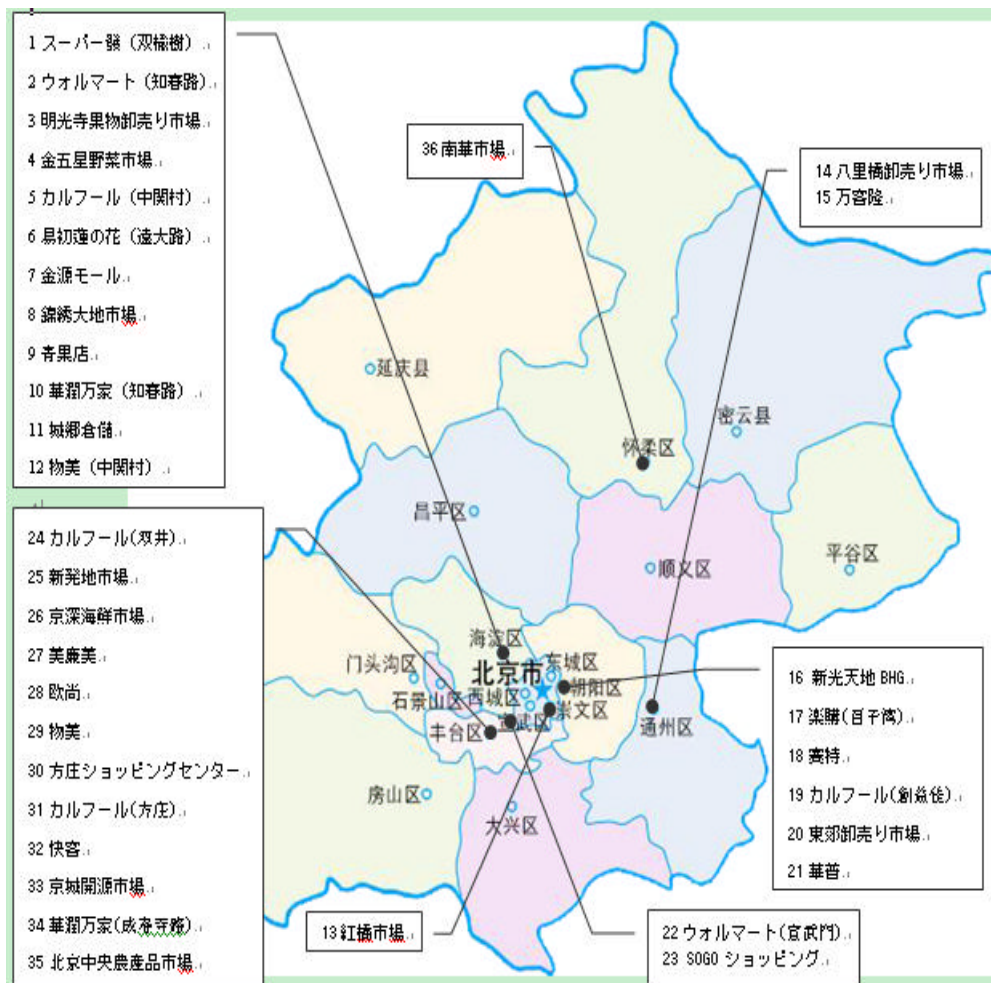
北京	：10月27 - 31日
上海、台北	：11月3 - 7日
広州	：11月10 - 14日

( 1 ) 中国における現地調査

1 . 北京 ( 7 地区 36 市場 ) における調査

調査対象市場

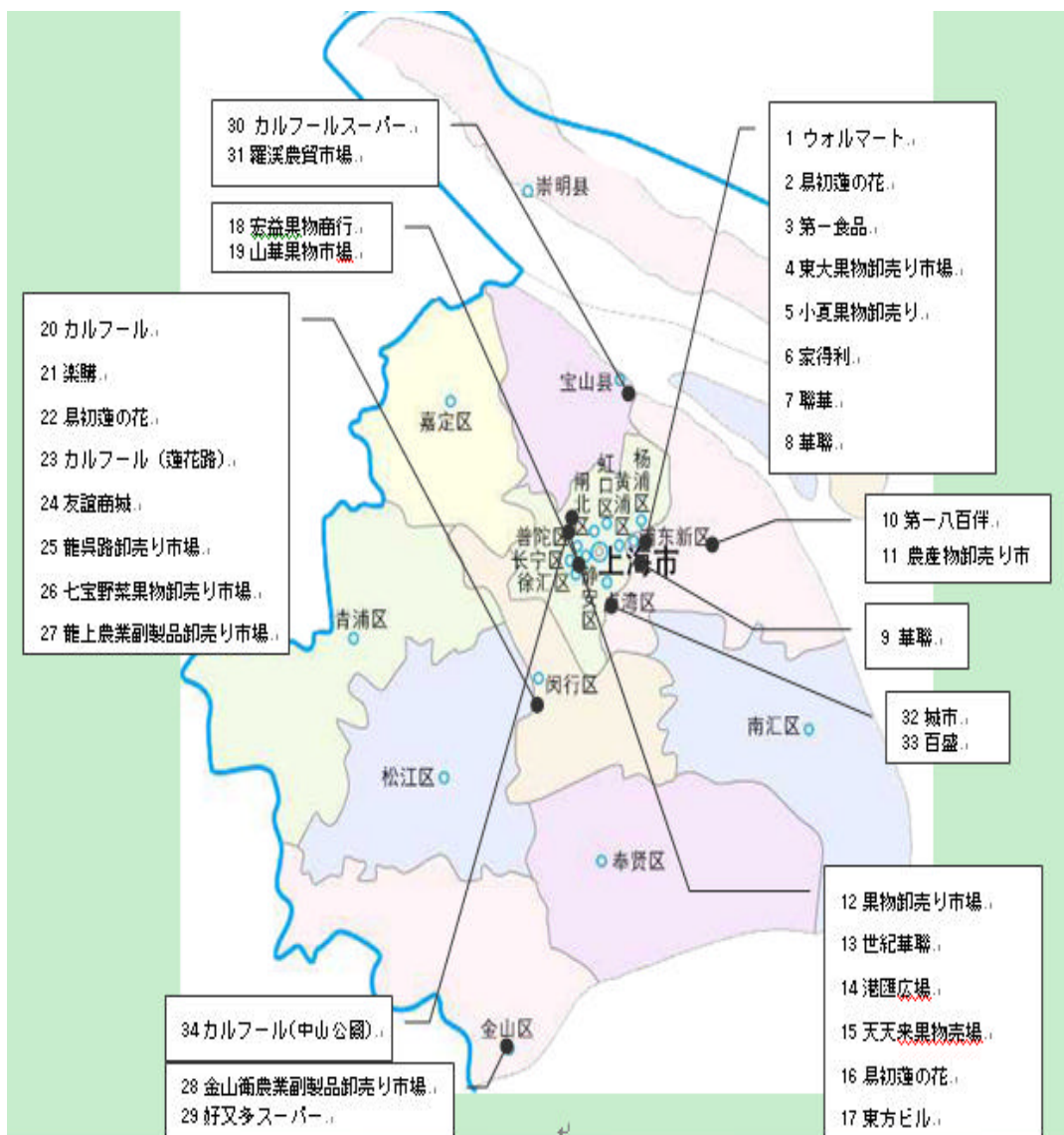
スーパー發スーパー	カルフルスーパー ( 双井 )
ウォルマートスーパー ( 知春路 )	東郊卸売り市場
明光寺果物卸売り市場	華普スーパー
金五星野菜市場	ウォルマートスーパー ( 宣武門 )
カルフルスーパー ( 中関村 )	SOGOショッピング
易初蓮の花スーパー ( 遠大路 )	カルフルスーパー ( 創益佳 )
金源モール	新発地市場
錦綉大地市場	京深海鮮市場
青果店	美廉美スーパー
華潤万家スーパー ( 知春路 )	欧尚スーパー
城郷倉儲スーパー	物美スーパー
物美スーパー ( 中関村 )	方庄ショッピングセンター
紅橋市場	カルフルスーパー ( 方庄 )
八里橋卸売り市場	快客スーパー
万客隆スーパー	京城開源市場
BHGスーパー	華潤万家スーパー ( 成寿寺路 )
楽購スーパー	北京中央農産品市場
賽特スーパー	北京懷柔南華市場



## 2. 上海 (10 地区 34 市場) における調査

### 調査対象市場

上海ウォルマートスーパー	上海宏益果物商行
上海易初蓮の花スーパー	上海山華果物市場
上海第一食品	上海カルフルスーパー
上海東大果物卸売り市場	上海楽購スーパー
上海小夏果物卸売り	上海易初蓮の花スーパー
上海家得利スーパー	上海カルフルスーパー (蓮花路)
上海聯華スーパー	上海友誼商城
上海華聯スーパー	上海龍吳路卸売り市場
????????????	上海七宝野菜果物卸売り市場
上海第一八百伴	上海龍上農業副製品卸売り市場
上海農産物卸売り市場	上海金山衛農業副製品卸売り市場
上海中山西路果物卸売り市場	上海好又多スーパー
上海世紀華聯スーパー	上海カルフルスーパー
上海港匯広場	上海羅溪農貿市場
上海天天来果物売場	上海城市スーパー
上海易初蓮の花スーパー	上海百盛スーパー
上海東方ビル	上海カルフルスーパー (中山公園)



### 3. 広州（6地区34市場）における調査

#### 調査対象市場

広州康王中路カルフルスーパー	三一国際食品城
広州友誼デパート	沙東西支涌農貿市場
江南果物卸売り市場	時代広場
華潤万家	世貿新天地
黄浦大道カルフルスーパー	市橋農貿市場
天河城	天虹食雑卸売り商城
広州白曇農貿市場	天平日雑
東旺冷凍品卸売り市場	天平果物卸売り市場
東旺食品市場	サイ肉菜水産品市場
広百デパート	新光城市広場
広原中総合市場	? 楽スーパー
広州新大新公司	新天誠糧油食品卸売り
広州新源糧油副食品卸売り	羊城国際商貿センター
好又多スーパー	易初蓮の花スーパー
麗珀sohoデパート	友新ショッピング広場
美家楽スーパー	運城果物卸売り市場
民潤家誼スーパー	正佳広場

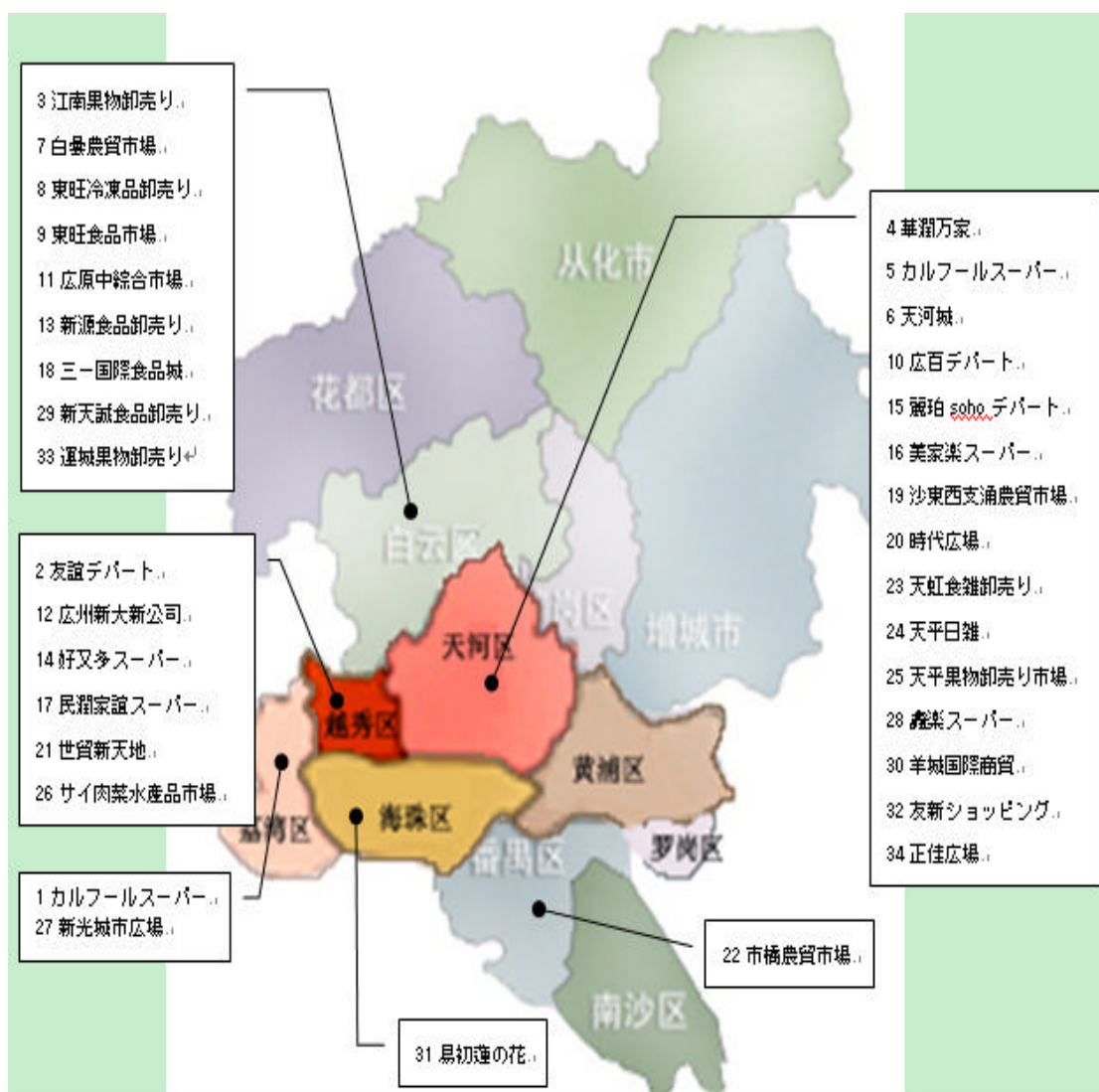




表 3-2-4 調査対象地域毎の日本産品の取扱市場割合

市場	調査対象市場数	日本産品等が見つかった市場	割合
北京	36	10	27.8%
上海	34	19	55.9%
広州	34	3	8.8%

表 3-2-5 調査対象地域毎の日本産品の作物別割合

	北京		上海		広州	
	市場数	割合	市場数	割合	市場数	割合
りんご	3	8.3%	6	17.6%	1	2.9%
ナシ	0	0%	4	11.8%	1	2.9%
貝類	0	0%	2	5.9%	1	2.9%
魚類	1	2.8%	2	5.9%	1	2.9%
海藻類	0	0%	2	5.9%	0	0.0%
コメ	6	16.7%	9	26.5%	1	3%
茶	3	8.3%	9	26.5%	2	5.9%

<考察> 中国における現地調査は、北京、上海、広州の3都市で行った。調査を行った市場において、日本産品を取り扱っている市場の割合は、上海の55.9%が最も多く、北京は27.8%、広州は8.8%と、上海で日本産品が活発に販売されている実態が分かる。但し、調査した86市場では、日本産品で模倣、産地偽装を明らかに疑える産品を発見することができなかった。マーケット関係者に聞くと、日本産品は高価であるため、国慶節（10月1日）と春節の前後に良く出回るということで、日本産品の模倣品、産地偽装品もその頃に出ることが多いのではないかとのことであった。なお、「越光、こしひかり」（写真3-1表と裏）、「秋田小町、あきたこまち」と表記した中国産のお米が販売されていた（写真3-2表と裏）。これらの産地は中国と明記しているものの、日本米の有名ブランドにただ乗りしている疑いがある。また、中国産でパッケージや包装に日本語表示での説明書きをしているものが、特に食品売り場で多く見られる。これは、日本産品の品質が高いことを消費者が知っているため、中国の業者が日本語表記を多用し、日本風を装っている。

写真 3-1 表、裏：北京の新光天地 B H G スーパー



写真 3-2 表、裏：カルフルスーパー双井店



(2) 台湾における現地調査

1. 台北(17市場)における調査

調査対象市場

第一果菜市场	松青(吉林店)
台北市魚類市場	全聯福利中心(朱崙店)
新光三越(南西店)	明曜百貨
大潤發RT-MART(中崙店)	愛買(忠孝店)
頂好WELLCOME(忠孝店)	遠企購物中心
SOGO(忠孝店)	家樂福カルフル(天母店)
微風広場	大葉高島屋
第二果菜市场	好市多コストコ(内湖店)
迪化街	



## 2. 調査結果

台北における現地調査の結果を表 3-2-6 に示す。全調査対象 17 市場のすべての市場で日本産品を取り扱っていた。それらの市場と発見された品種を表 3-2-7 に示す。

表 3-2-6 台北において日本産品が発見された市場とその商品

台北	林檎	梨	葡萄	蜜柑	柿	シメジ	長いも	薩摩芋	玉葱	ユリ根	大根	人参	貝	魚	海藻	なまこ	コメ	緑茶	その他
??????								x			x	x	x	x	x	x	x	x	x
??????	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x
新光三越(南西店)			x			x	x		x	x		x		x		x			肉、白菜
大潤發RT-MART (中? 店)			x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x		x		x	x
頂好WELLCOME(忠孝店)			x		x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
SOGO(忠孝店)			x			x	x	x	x	x	x	x				x			蒟蒻
微風広場	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		x				x			みずな、ほうれん草
第二????			x	x		x									x	x	x	x	キウイ
???	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x					x	x	x
松青(吉林店)		x	x	x	x	x		x	x	x		x	x		x	x			牛乳
全聯福利中心(朱? 店)		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	ケルブの芽
明曜百貨	x	x	x	x	x	x		x	x		x	x	x		x	x		x	x
愛買(忠孝店)		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			x		x	焼き海苔
遠企購物中心			x		x	x		x		x	x	x		x		x		x	メロン、かぼちゃ
??? カルフル(天母店)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x
大葉高島屋			x	x		x	x		x	x				x		x			なす、メロン
好市多コストコ(内湖店)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x		x	x	x		x	x

表 3-2-7 全調査対象市場のうち日本産品の取扱市場の割合

りんご	11	64.7%
ナシ	8	47.1%
ブドウ	1	5.9%
みかん	5	29.4%
柿	5	29.4%
シメジ	1	5.9%
長いも	9	52.9%
さつまいも	3	17.6%
タマネギ	3	17.6%
ユリ根	3	17.6%
大根	5	29.4%
人参	2	11.8%
貝	8	47.1%
魚	8	47.1%
海藻	8	47.1%
なまこ	1	5.9%
コメ	10	58.8%
緑茶	5	29.4%

<考察> 台湾の現地調査では、台湾は中国に比べて日本からの輸出品目も多くあるため、市場でも多くの日本産品が見られた。特に多く見られたりんご、コメ、長いもでは、明らかに産地偽装や模倣が疑われるものは見つからなかったが、ナシ、ホタテ貝柱、肉類、魚類、海藻類で模倣や日本産と誤認を惹起させると思料されるものが見つかった。これらの中には日本の地名が持つブランド力にただ乗りしているように思えるものも幾つか見つかった。

台湾では、日本の地名ブランドや日本産を惹起させる意図で日本の地名を騙り、いわゆる“日本＝高級＝よく売れる”という構図を利用したと思料されるものや、日本産の品質の高さや安全性に便乗し日本産を騙っていると思料されるものが見つかった。台湾産の食品等でも日本語表記がパッケージや包装のブランド名や説明書きとして多く見られるが、これらも日本を想起させ、“日本＝高級＝よく売れる”に便乗したものと思料される。

### (3) 侵害の実態

今回の調査で発見された疑わしい産品は、その形態から3つのグループに分けられる。

日本の高級ブランド、日本ブランドを模倣している

- + 大分県産「日田梨」
- + 株式会社ヤマジン（大分県）の「関の鮮」さば  
産地偽装

- + 北海道産「ホタテ貝柱」
- + 日本産として販売されているニンジンとタマネギ

日本（地名、商標）ブランドのただ乗り

- + 「松阪」と表示している台湾産の豚肉
- + 「北海道」と表示している台湾産の牛乳
- + 「信州」と表示しているラーメン（素麺か蕎麦に見える）
- + 「信州」と表示している蒟蒻豆腐
- + 有限会社クリエイティブコンパス（北海道）の「熊出没注意」を台湾で  
商標登録して「焼きのり」に使用

台湾：日本ブランドの模倣が疑われる（大分県）「日田梨」の例

写真 3-3-1 日田梨の偽装包装



写真 3-3-2 偽装包装紙で作業中



(写真 3-3-1, 3-3-2 は大分県提供)

写真 3-3-3 日田梨の偽装が疑われる包装紙



(写真 3-3-3, 3-3-4 は第二果菜市場で撮影)

写真 3-3-4 本物の日田梨の包装紙



<実態> 写真 3-3-1 は、大分県により偽装包装紙と断定されたもので、真ん中に「雪梨」、下部に「品賞季を通して日田の梨」日本文として意味不明な記載が見られる。写真 3-3-3 は、今回の調査で見つかった疑わしいもので、真ん中に「新高」「福岡共撰」、下部に「四季を通して日田の梨」と、本物（写真 3-3-4）の日田梨に似させているものの、日田は大分県にあり、「福岡共撰」は明らかにおかしく、また本物にある「新高」上部の「第 29 回天皇杯受賞」がない。

<対策> このような包装使用は、商品産地の標示不実で虚偽表示に該当するものであるため、「公正取引法」第21条第1項又は「商品標示法」第6条の規定に違反すると思料さ

れる。そのため、状況により次のような対抗が検討できる。 警告状の発送、 公正取引委員会に検挙、 裁判所に民・刑事訴訟を提起する。

(公平交易法第21条：虚偽の記載又は広告)

「事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限(賞味期限)、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない。」

(商品標示法第6条)

「商品標示は下記のような事情をしなければならない。

- 一、虚偽不実若しくは錯誤を招く。
- 二、法律による強制若しくは禁止する規定を違反する。
- 三、公共の秩序若しくは善良な風習を背く。」

台湾：日本ブランドの模倣が疑われる（大分県）「関の鮮」さばの例

写真 3-3-5

偽装が疑われるもの



（明曜百貨で撮影）

写真 3-3-6

大分県の生産者のもの



（株式会社ヤマジン提供）

<実態> 写真 3-3-6 の「関の鮮」は大分県の株式会社ヤマジンが 2004 年 6 月に日本特許庁に出願し、2005 年 2 月に登録を受けている商標であるが、写真 3-3-5 の偽装が疑われるものと比べると「豊後こだわりの逸品 関の鮮さば」が殆ど同一で、最後の「ヤマジン」と「カシヨ」が異なるのみで、全体的なイメージも極めて似ている。台湾の「関の鮮さば」の生産者は次のように判明した。

社 名：戎的魚店有限公司

統一番号：70418633

資 本 額：新台幣 1,000,000 元

登記住所：高雄市楠梓区清平街 20 之 1 号 5 階

責 任 者：王佳玲

設立期日：2001.01.10

また、戎的魚店有限公司は、台湾において 2008 年 9 月 2 日付けで「関の鮮」の商標出願をしたことも判明した。

出願商標の詳細：

出願.NO.097041099

商標名称：「関の鮮」

類 別：第29類

指定商品：水産物(生きているものを除く)、魚製品、さば等

出 願 日：2008.09.02

出 願 人：台湾系・戎的魚店有限公司

< 対応策 > 登録公告が出た時点で、異議申立を提起することが検討できる。この場合は、商標法第 23 条第 1 項第 12 号という不登録事由を根拠にして、異議申立をすることとなる。一方、現在正式に採用されていないが、情報提供という手段を用い、当該商標の登録を阻止することも一案である。この場合は、審査官の職権により判断するものであり、有効性については予断を許さないが、情報提供により登録を阻止した前例はある。商標法第 23 条第 1 項第 12 号という不登録事由を根拠にして「関の鮮」商標の著名性を立証するために、第三者登録商標の出願日よりも 2～3 年前からそれら商標が台湾、日本および諸外国で頻繁に使われて有名である事実を立証できる使用証拠を大量に提出する必要がある。例えば；

- 一．当該商標の日本および諸外国での登録資料
- 二．販売実績、年間売上、市場シェア
- 三．台湾、日本および諸外国での新聞、雑誌における宣伝広告（年月日が明記してあること）、宣伝費用
- 四．台湾または海外における販売拠点リスト、写真など
- 五．当該商標の掲載された商品カタログ（中国語が望ましい）
- 六．会社案内
- 七．日本著名商標集
- 八．商標の考案経緯
- 九．当該商標を付した商品の消費市場、関連事業者の評価、商品売上高の順位、広告高の順位等の資料

また、相手方との取引・代理店等の関係があれば、通信記録、契約書等の証拠資料コピーの提出により、商標法第 23 条第 1 項 14 号の不登録事由を併せて主張することができる。

(商標法第 23 条第 1 項第 12 号)

「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を諸維持させる虞があり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせる虞があるものは、商標登録を受けることができない。」

(商標法第 23 条第 1 項第 14 条)

「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」

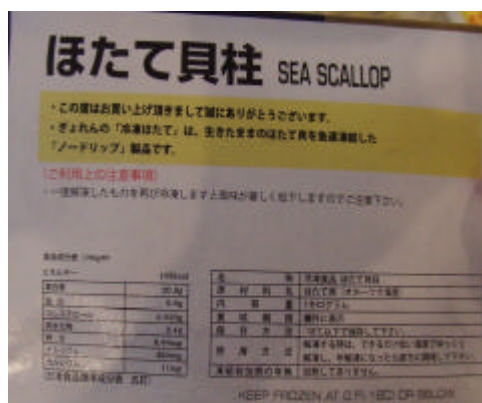
台湾：産地偽装が疑われる（北海道）「ホタテ貝柱」の例

写真 3-3-7 北海道オホーツク海産（表） 写真 3-3-8 産地名未記載（表）



写真 3-3-7 の裏

写真 3-3-8 の裏



（写真 3-3-7 は第二果菜市场, 写真 3-3-8 は台北市魚類市場で撮影）

< 実態 > 写真 3-3-7 は、「北海道オホーツク海産」の帆立貝柱で、製造者が「海嶺漁業協同組合」となっている。「海嶺漁業協同組合」という漁協は存在しないため日本産を装っている疑いが高い。写真 3-3-8 は、産地名未記載のほたて貝柱で、販売業者も産地は知らない、とのことであった。価格も 1 箱 220 台湾ドル（1 台湾ドル = 約 3 円）で、北海道漁連のシールを貼った本物の北海道産と思われるものの約半額であった。

< 対策 > このようなパッケージは商品産地の標示不実で虚偽表示に該当するものであるため、「公平交易法」第 21 条（虚偽の記載又は広告）又は「商品標示法」第 6 条（虚偽不実または錯誤）の規定に違反すると思料される。そのため、状況により次のような対抗が検討できる。警告状の発送、公正取引委員会に検挙、裁判所に民・刑事訴訟を提起する。

台湾：産地偽装が疑われる（北海道産）「タマネギ」の例

写真：3-3-9



写真：3-3-10



(第二果菜市場で撮影：タマネギの入った箱とその中身)

<実態> 写真 3-3-9、3-3-10 は、第二果菜市場で発見した北見 F1 のダンボール箱(写真 1)とそのダンボール箱から出して販売されていたタマネギ(写真 2)である。北海道産の「日本洋葱」として 1 箱 20Kg450 台湾ドル(1 台湾ドル=約 3 円)で売られていた。生産地に確認したところ、台湾で同じデザインのダンボール箱を作るのは難しいと思われるため、ダンボール箱は本物であろうとの心証を得た。市場の販売員によると、日本産タマネギの価格はもう少し高く、販売しているタマネギは中国産であるとのことだった。市場では毎日早朝にその日の売り手の価格により卸され、売り手、問屋または輸入業者は常に異なり、それぞれ誰なのかははっきりせず、輸入経路、箱の出所等についての情報の入手は出来なかった。

<対策> このような産地表示が偽装であれば、商品産地の標示不実で虚偽表示に該当するものであるため、「公平交易法」第21条（虚偽の記載又は広告）又は「商品標示法」第6条（虚偽不実または錯誤）の規定に違反すると思料される。そのため、状況により次のような対抗が検討できる。警告状の発送、公正取引委員会に検挙、裁判所に民・刑事訴訟を提起する。

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる（三重県）「松阪霜降豚肉」の例

写真 3-3-12 松阪（板）霜降豚肉



（新光三越で撮影）

<実態> 写真 3-3-12 は、新光三越の食品売り場で発見した日本の「松阪」に便乗していると思料される豚肉で、値段のシールには「松阪霜降豚肉」と記載があり、赤いシールには「松板霜降豚肉」と記載されている。中国語では「阪」も「板」も同じ発音であるために使用していると思われる。最近中国でも、「松板」の商標公告が肉の分類でなされており、松阪市が異議を検討中である。なお、販売業者は、「豚のほほ肉で貴重な部位であり、肉の差し具合が松阪牛に似ているので「松阪（板）豚肉」として売っている、と言っている。また、新光三越では昨年、豪州産の牛肉に「松阪和牛」として販売し、問題となったこともある。未だ、市場や焼肉店等業界で「松阪豚」を商品名として使用しているところが散見される。

<対策> 「松阪」という日本の産地ブランドへのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があると思料される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条（虚偽の記載又は広告）での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

また、「松阪」は日本の都市名であり、実際に商標とすべき顕著性が具えず、登録出願する必要がないと思料されるが、他人の無断使用を禁止し、又は権利を保護するためには、松阪市又は生産団体の名義による「松阪」を「証明商標」又は「団体商標」として登録出願することが検討できる。前者は他人が製造した商品の品質・産地等を認証して使用する商標であり、後者はある協同組合や団体の会員に使用させる商標であり、それらの登録出願条件は異なっている。

（商標法第 72 条第 1 項：証明商標）

「標章をもって他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、産地又はその他の事項を証明するために、その標章を専用しようとするものは、証明商標の登録を出願しなければならない。」

(商標法第 73 条：証明商標の使用)

「証明商標の使用とは、証明商標権者が他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、産地又はその他の事項の意思表示を証明するために、その商品又は役務に関連する物品又は書類に当該証明商標の標示に同意することをいう。」

(商標法第 76 条第 1 項：団体商標)

「法人資格を有する組合、協会又はその他の団体が、当該団体の構成員が提供する商品又は役務を表彰し、他人の提供する商品又は役務と区別するために標章を専用しようとするものは、団体商標の登録を出願することができる。」

(商標法第 77 条：団体商標の使用)

「団体商標の使用とは、団体構成員が提供する商品又は役務を表彰するために、団体構成員が団体商標を商品又は役務について使用し、他人の商品又は役務と区別することをいう。」

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる「北海道」と表示のある台湾産牛乳の例

写真 3-3-13 北海道と記載のある牛乳



(大潤発 (RT-MART) で撮影)

<実態> 写真 3-3-13 は、「佳格食品股? 有限公司」の「福樂鮮? 」で、商品名に「福樂一番鮮北海道特極鮮乳」と「北海道」の文字を含むものがある。同社サービスセンターによると、美味しいと言われる北海道牛乳について研究し、北海道乳牛の牧畜技術を採用したので北海道という文字を商品名に入れている、とのことである。なお、中身は台湾乳牛から搾乳したものとの回答も得た。

<対策> 日本の地名が表記されており、産地名へのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があり、商品表示上の問題が指摘される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条（虚偽の記載又は広告）での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる「信州はうれん草ラーメン」の例

写真 3-3-14 信州はうれん草ラーメン

表



裏



(明曜百貨で撮影)

<実態> 写真 3-3-14 は、韓国のマソモス製菓の「信州はうれん草ラーメン」であるが、見た目は素麺、パッケージの写真は緑色の蕎麦で、写真の裏面には、蕎麦の調理方法と「新鮮するめ・が美味しさの決め手」と意味不明な説明が日本語でなされている。マソモス製菓の住所は、ソウル特別市松？区可楽本洞と記載されている。

<対策> 日本の地名が表記されており、産地名へのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があり、商品表示上の問題が指摘される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条（虚偽の記載又は広告）での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる「信州蒟蒻豆腐」の例

写真 3-3-15 信州蒟蒻豆腐



( SOGO(忠孝店)で撮影 )

<実態> 写真 3-3-15 は、SOGO(忠孝店) で見つけた香港産の「信州蒟蒻豆腐」で、製造元は香港の業者、輸入元は台湾の稲森食品有限公司、ライセンサーは福岡県粕屋郡大字尾仲 392-2 の株式会社稲森食品となっている。現在、福岡県にはその住所はなく、福岡県糟屋郡篠栗町尾仲となっている。この辺りで株式会社稲森食品の電話番号を 104 で尋ねると、そのような企業は見つからなかった。一方、台湾の輸入元は、ホームページ ( [www.inamorifoods.com](http://www.inamorifoods.com) ) を開設しており、こんにゃくを販売している様子が窺えるが、何度か電話しても応答はなかった。

<対策> 日本の地名が表記されており、産地名へのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があり、商品表示上の問題が指摘される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条 ( 虚偽の記載又は広告 ) での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

台湾：日本の商標ただ乗りが疑われる「熊出没注意」の焼きのりの例

写真 3-3-16 「熊出没注意」の焼きのり



(愛買(忠孝店)で撮影)

<実態> 写真 3-3-16 は、日本の商標のただ乗りが疑われるもので、「熊出没注意」は、北海道の有限会社クリエイティブコンパスが1998年から2002年にかけて日本国特許庁に商標出願し、登録を受けている。具体的な権利範囲は、「熊出没注意」の文字商標が16類（紙製品、事務用品等）、18類（革製品等）、21類（家庭用器具、化粧用具等）、24類（織物等）、25類（被服、履物等）、30類（加工した植物性の食品等）で、「熊出没注意」の文字と熊が吼えている図形との結合商標が、16類、25類、32類（アルコールを含有しない飲料、ビール等）、33類（ビールを除くアルコール飲料）となっている。一方、台湾でも「熊出没注意」の文字商標が30類で、「熊出没注意」の文字と熊が吼えている図形との結合商標が16類、25類、29類（動物性の食品、加工した野菜等）、30類、32類、33類、35類（公告、事業の管理等）で2006年から2008年にかけて登録されている（出願中が2件）。クリエイティブコンパスの結合商標の商標イメージを図 3-3-17 に示す。

図 3-3-17 日本の登録商標



<対策> 「熊出没注意」、「熊出没注意」と熊図形の結合商標は、台湾において既に商標登録されているが、日本の商標と同一および極めて類似しているため、台湾、日本および諸外国における著名性に基づいて公衆に誤信および著名商標の希釈という不登録事由（商標法第23条第1項第12号）を根拠に、知的財産局に無効審判を請求することができる。

商標の著名性を立証するために、第三者登録商標の出願日より2～3年前からそれら商標が台湾、日本および諸外国で頻繁に使われて有名である事実を立証できる使用証拠を大量に提出する必要がある。例えば；

- 一．当該商標の日本および諸外国での登録資料
- 二．販売実績、年間売上、市場シェア
- 三．台湾、日本および諸外国での新聞、雑誌における宣伝広告（年月日が明記してあること）、宣伝費用
- 四．台湾または海外における販売拠点リスト、写真など
- 五．当該商標の掲載された商品カタログ（中国語が望ましい）
- 六．会社案内
- 七．日本著名商標集
- 八．商標の考案経緯
- 九．当該商標を付した商品の消費市場、関連事業者の評価、商品売上高の順位、広告高の順位等の資料

なお、無効審判請求の審理期間は、両方当事者の答弁状況及び理由補充回数による異なるが、通常約9～12ヶ月以上を要する。

また、相手方との取引・代理店等の関係があれば、通信記録、契約書等の証拠資料コピーの提出により、商標法第23条第1項14号の不登録事由を併せて主張することができる。

(商標法第23条第1項第12号)

「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を諸維持させる虞があり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせる虞があるものは、商標登録を受けることができない。」

(商標法第23条第1項第14条)

「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」

## 第4章 関係法律について

### 第1節 我が国商標法、不正競争防止法

#### 1. 我が国における商標法

##### (1) 商標とは

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・サービスを他人の商品・サービスと区別するために、その商品・サービスに付して使用するマーク(標識)であり、文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合、またはこれらと色彩との結合から成っている。商標登録出願に際し、商標登録を受けようとするマークと共にそのマークを使用する商品またはサービスを指定する必要がある。これを「指定商品」、「指定役務(サービス)」という。商標と指定商品・指定役務の組合せで一つの権利となっており、指定商品または指定役務により商標権の権利範囲が特定される。出願時には、指定商品・指定役務を記載する際に、あわせて「区分」も記載する必要がある。「区分」とは、ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」で、第1類～第45類まであり、表4-1-1のように分けている。

表4-1-1 商品及びサービスの区分

区分	区分の名称
第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く)及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第35類	広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く)、警備及び法律事務

## (2) 商標の役割・機能

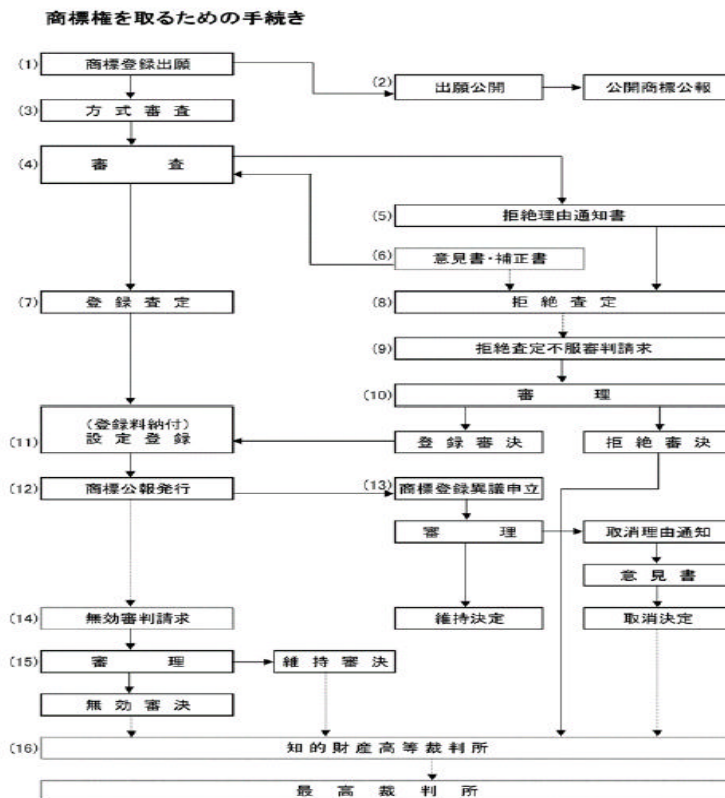
商標の機能には、自他商品・サービス識別機能を本質的な機能として、出所表示機能、品質保証機能、および広告宣伝機能がある。他の産業財産権が「創作意欲の促進」（新規性）を目的にしている事に対し、商標は「需要者の利益を保護すること」が目的に含まれている。

- + 出所表示機能： その商標が付された商品、役務の出所（生産者、販売者など）を需要者に認識させる機能である。この商品やサービスの出所を示す機能は商標を使用する企業にとって顧客を獲得していくための重要な機能といえる。
- + 品質保証機能： その商標が付された商品、役務であれば、一定の品質、質を有するものと需要者に期待させる機能である。同じ商標をつけた商品やサービスは同じような品質・レベルの商品やサービスであることを示す機能をいう。
- + 広告宣伝機能： その商標がパッケージや看板などに使用されることで、需要者に記憶され、商品や役務を宣伝、広告する機能をいう。同じ商標が使用されている商品や役務を選択することを需要者に促すことになる。

## (3) 出願から登録まで

日本における商標出願から登録までの流れの図4-1-1に示す。

図4-1-1 日本における商標出願から登録までの流れ



(日本国特許庁ホームページより)

商標登録を受けるときは、特許庁に願書を提出しなければならないが、日本では同一又は類似の商標に関する出願が異なる出願人によって行われた場合、早い日に出願した者に登録を認める、先願主義をとっている。

出願された商標は方式審査後、不登録事由に該当するか否かについて実体審査が行われる。実体審査には絶対的審査と相対的審査があり、それぞれの主な不登録事由は以下のとおりである。

<絶対的拒絶理由例>

- ・ 識別力のない商標
- ・ 法律又は社会的に認容された道徳に反する商標
- ・ 外国の国旗、徽章からなる商標

<相対的拒絶理由例>

- ・ 他人の登録商標と同一又は類似であり、同一又は類似の商品について使用される商標出願された商標が不登録事由に該当するとき拒絶理由通知がなされ、出願人は拒絶理由通知書の発送日から40日（在外人の場合は3ヶ月）以内に意見書や手続き補正書を提出することができる。拒絶の査定に不服のときは、拒絶査定謄本送達日から30日以内に不服審判を請求できる。不登録事由に該当しないときは、登録査定がなされ、特許庁の原簿に商標権の設定登録がなされる。登録料を納付しない場合はその出願手続は却下される。何人も商標登録に対して登録後2ヶ月以内に異議申立てができる。

(4) 商標権の発生と効力

特許庁に商標登録出願をし登録されると商標権が発生する。商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する(専用権、商標法第25条)。さらに、他人によるその類似範囲の使用を排除することができる(禁止権、商標法第37条)。商標権の有効範囲を表4-1-2に示す。

表4-1-2 商標権の効力範囲

商標権の効力範囲		指定商品、役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	X
	類似	禁止権	禁止権	X
	非類似	X	X	X

商標権の効力は外国には及ばないため、外国で事業を行う場合や商品を輸出する場合は、その国での権利を取得しなければならない。

(5) 存続期間と更新

商標権の存続期間は登録日から起算して10年をもって終了する。但し、10年ごとに存続期間を更新することにより永続的に権利を保有できる。その存続期間の更新は、特許庁に対して更新申請をすることにより行う。存続期間更新登録申請は、存続期間満了前6カ月から満了日までに行う必要がある。また、その更新期間が過ぎてしまった場合でも、満了後6カ月以内であれば、登録料とそれと同額の割増登録料とを併せて納付することで更新登録が認められる。

#### ( 6 ) 不使用による商標登録の取消

登録商標が指定された商品又は役務について3年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消されることがある。使用事実の立証責任は商標権者に課せられている。なお、不使用取消審判を請求する者は何人も請求することができ、登録商標が不使用だと判断されれば、審判請求の登録日まで遡ってその登録が取り消される。

#### ( 7 ) 商標の「使用」

商標の「使用」とは以下の行為をいう。

商品または商品の包装に商標を付する行為

商品または商品の包装に商標を付したものを譲渡、引渡、譲渡または引渡のために展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じて提供する行為

サービスの提供にあたり、需要者が利用する物に商標を付する行為や、その物を用いてサービスを提供する行為

サービスの提供のために使用する物に商標を付し、サービスの提供のために展示する行為

サービスの提供にあたり、需要者の物に商標を付する行為

映像面に商標を表示してサービスを提供する行為

商品またはサービスに関する広告、価格表、取引書類に商標を付して展示または頒布する行為、またはこれらを内容とする情報に商標を付してオンライン上など電磁的方法により提供する行為

#### ( 8 ) 海外への出願

海外に商標出願をする場合、各国・機関・地域への直接出願ルートと、マドリッド・プロトコル(マドプロ)を利用するルートがある。マドプロはマドリッド協定議定書(正式名称:標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書)の略称で、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局で国際登録を受けることにより、指定加盟国において商標に関する保護を確保できることを内容とする条約である。

海外に直接国際登録出願する場合、海外に直接出願する場合は各国へ、各国の言語で、各々の国の様式に応じた手続きをとる必要があるが、マドプロを利用する場合、英語、フランス語、スペイン語のいずれかの言語を選択し、1つの手続きで指定するマドプロ加盟各国において、比較的簡易、迅速かつ低廉に商標の権利取得ができる。マドプロ出願は基礎出願・登録のある本国特許庁で行う。マドプロ出願と各国への直接出願の比較を表4-1-3に示す。

表4-1-3 マドプロ出願と直接出願

	マドプロ出願	直接出願
言語	英語、仏語、スペイン語	現地語
拒絶通報期間	指定通報から12ヶ月又は18ヶ月	国・地域・機関による
存続期間	10年	国・地域・機関によるが10年が多い
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>+ 比較的出願費用が安い</li> <li>+ 本国の出願又は登録が基礎となる</li> <li>+ 基礎商標、その指定商品・役務との同一性が求められる(#1)</li> <li>+ セントラルアタックがある(#2)</li> <li>+ 事後指定が可能(#3)</li> <li>+ 現在、加盟国は76国・機関(表4-1-4)</li> </ul>	

# 1 : 国際出願は、本国の登録商標又は出願商標を基礎として行うものであるため、国際出願の商標は、基礎とした商標と同一で、指定商品/役務についても、基礎とした商品/役務と同一又はその範囲内でなければならない。

# 2 : 国際出願の段階で指定したマドプロ加盟国以外のマドプロ加盟国を追加で指定することができる。

# 3 : 国際登録の日から5年以内に、本国において商標登録の無効・取消・放棄や、出願の拒絶等がなされて基礎登録や基礎出願が消滅してしまった場合には、国際登録自体が取り消される。

表4-1-4 マドプロ加盟国

国名	欧州連合	マドリッドプロトコル	マドリッド協定	国名	欧州連合	マドリッドプロトコル	マドリッド協定	国名	欧州連合	マドリッドプロトコル	マドリッド協定
アイスランド	×		×	シリア	×			ポーランド			
アイルランド			×	シンガポール	×		×	ボスニアヘルツェゴビナ	×	×	
アゼルバイジャン	×	×		スイス	×			ボツワナ	×		×
アルジェニア	×			スウェーデン			×	ポルトガル			
アルバニア	×			スーダン	×	×		マケドニア	×		
アルメニア	×			スペイン				マルタ		×	×
アンチグア バーブーダ	×		×	スロバキア				モザンビーク	×		
イタリア				スロベニア				モナコ	×		
イラン	×			スワージーランド	×			モルドバ	×		
ウクライナ	×			セルビア	×			モロッコ	×		
ウズベキスタン	×			タジキスタン	×	×		モンゴル	×		
エジプト	×	×		チェコ				モンテネグロ	×		
エストニア			×	デンマーク			×	ラトビア			
オーストラリア	×		×	ドイツ				リトアニア			×
オーストリア				トルクメニスタン	×		×	リヒテンシュタイン	×		
オランダ				トルコ	×		×	リベリア	×	×	
カザフスタン	×	×		ナミビア	×			ルーマニア			
キプロス				ノルウェー	×		×	ルクセンブルク			
キューバ	×			バーレーン	×		×	レソト	×		
ギリシャ			×	ハンガリア				ロシア	×		
キルギスタン	×			フィンランド			×	英国			×
グルジア	×			ブータン	×			欧州連合			×
クロアチア	×			フランス				韓国	×		×
ケニア	×			ブルガリア				中国	×		
ザンビア	×		×	ベトナム	×			日本	×		×
サンマリノ	×			ベラルーシ	×			米国	×		×
シエラレオネ	×			ベルギー				北朝鮮	×		

加盟国 (出典: WIPOのホームページ)

2008年1月1日現在

× 非加盟国

欧州連合は加盟国がCTMの保護対象国となる。

## 2. 我が国における不正競争防止法

### (1) 不正競争防止法とは

近世において発達した資本主義社会においては、営業の自由が保障されて、自由競争の原理が貫かれており、「公正な競争（Fair Play）」を前提とした自由な競争の中で培われた商習慣や商業道德を確保し遵守されるならば、適切な商取引秩序が形成され、その結果、産業が発展し、併せて需要者の保護につながる。しかしながら、自由競争は時として利潤追求のあまり激化し、また過当競争を呼び、その中で優位性を確保し勝ち抜くために、商習慣を破る商取引秩序の破壊行為が生じ、競業者の利益を害するのみならず、産業の発達に反し、また消費者保護にも悖ることになる。このような破壊行為の中では、公正な自由競争を確保し、推進することはできない。そこで、このような破壊行為に対し、「不正競争行為（Unfair Competition）」として取り締まる必要性が生じるに至った。

不正競争行為にはPASSING OFF(詐称通用)に代表される加害を要素とする不法行為的な流れと市場での妥当な行為を基準とする行為基準違反の流れとがあるとされる。

### (2) 我が国における不正競争防止法の特徴

不正競争防止法においては、特許権や商標権の有無に拘わらず、一定の営業上の利益侵害や基準違反の事実関係があれば、工業所有（産業財産）権侵害と同様の救済を受けられるものである。一方、商標法は、登録商標に独占権を付与して商品や役務取引に係る商取引の秩序を形成することを目的としているため、不正競争防止法とも一部において重なる部分がある。

### (3) 不正競争行為

不正競争防止法は次の9の不正競争行為を列挙している。

#### 周知表示混同惹起行為（2条1項1号）

他人の周知な商標や商号と類似の商標等を取引上使用して、商品や営業の混同を生じさせる行為を禁止

要件：

\* 商品等表示（氏名、商号、商標、標章、商品の容器又は包装など）の周知性  
一 地方又は業界での周知、商標は未登録のものも該当

\* 商品等表示の同一又は類似

\* 出所の混同の虞（具体的な危険性）、広義の混同を含む

（注）広義の混同とは、周知商標主等が使用していない商品であっても、その者と経済的

又は組織的に何等かの関係を有する者の製造販売する商品と誤信される場合も出所の混同に該当

#### 著名表示冒用行為（2条1項2号）

他人の著名な商標や商号と同一又は類似の商標等を取引上使用する行為を禁止

要件：

\* 商品等表示の著名性（全国的周知）

\* 商品等表示の同一又は類似

#### 商品形態模倣行為（２条１項３号）

他人の開発した商品形態を模倣した商品（Dead copy）の販売等をする行為を禁止

要件：

\* 他人の商品の模倣

\* 形態の実質的同一

但し、当該商品の機能確保上不可欠な形態は除かれる。また、日本国内において最初に販売された日から３年間だけの禁止（１９条１項５号イ）

#### 営業秘密不正行為（２条１項４、５、６、７、８、９号）

営業秘密を不正な手段（窃取、詐欺、脅迫等）等で取得し又は取得したものを使用し、開示する行為を禁止

（注）「営業秘密」とは、管理性、有用性及び非公知性のあるもの（２条６項）

例：顧客名簿、実験データ等

#### コンテンツ技術的制限手段解除機器等提供行為（２条１項１０、１１号）

コンテンツ事業において用いられる無断コピーやアクセス制限のための技術的制限手段に対して、これを無効化するためにのみ用いる機器又はプログラムなどの取引の禁止（２条１項１０号）

契約者等特定者以外にアクセス制限のための技術的制限手段に対して、特定者以外に対する、これを無効化するためにのみ用いる機器又はプログラムなどの取引の禁止（２条１項１１号）

#### ドメイン名不正登録行為（２条１項１２号）

不正の目的（不正の利益を得る目的や他人に損害を与える目的）で、他人の商標や商号と同一又は類似のドメイン名を取得、保有し又は使用する行為の禁止

#### 原産地等誤認惹起行為（２条１項１３号）

商品又は役務の原産地や品質、内容などについて取引上誤認させるような表示をする行為、又はそのような表示をした商品の譲渡又は役務の提供などをする行為の禁止

例：「マレーシア輸入カモ肉」を「宮城県産本鴨」と偽って販売した事件（２００５年１月７日付け河北新報）や宇佐の産品に「Made in USA」の表示

#### 競争者営業誹謗行為（２条１項１４号）

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為の禁止

例：ライバル会社の取引先に侵害しないにも拘わらず販売する商品が特許権侵害である旨の警告や倒産する旨の嘘の告知など

#### 代理人等商標冒用行為（２条１項１５号）

外国商標の権利者の代理人等である者が、正当な理由なく、かつ、権利者の承諾を得ないで、取引上、同一又は類似の商標を同一又は類似の商品や役務に使用して譲渡等をする行為の禁止

## 第2節 中国商標法、反不正競争法等

### 1. 中国における商標出願動向

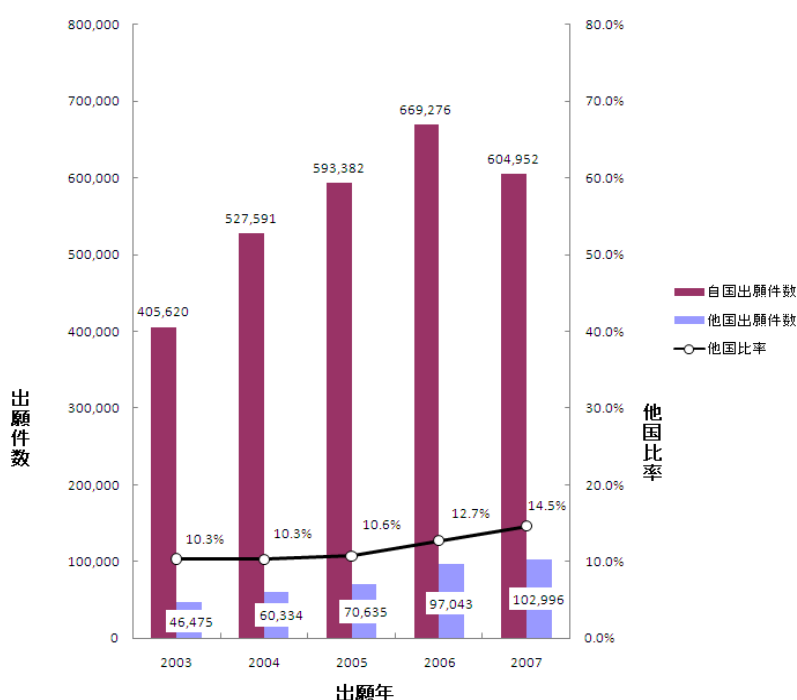
2003年から2007年までの中国における他国からの出願状況及び他国比率（全体の出願件数に対する他国籍出願件数の割合）推移を図4-2-1に示す。

中国における商標出願件数は2003年45万件、2004年59万件、2005年66万件、2006年77万件と年々10%以上の増加率を誇ってきたが、2007年には70万件に減少した。これは、2007年の年初に中国商標局から「自然人が商標登録出願を行う際の注意事項」が出され、「自然人の出願は、指定商品又は役務が営業証明で認められた範囲に限定された」ため、個人の出願が減少したことが一つの要因であると考えられている。また、2003年～2007年まで、中国における他国籍の出願人による中国への出願も10%から15%に増えてきているおり、これは中国市場の魅力が増したためと考えられる。一方、中国商標局への商標出願においては登録に至るまでの所要日数は1100日を超えて年々長期化しているが、中国商標局では審査処理促進のため、400名の審査官アシスタントの募集を行っており、処理能力を強化し、審査期間の短縮化を図っている。

なお、中国はマドリッド協定議定書（マドプロ）加盟国であり、日本から国際出願を利用すれば、18ヶ月で商標の権利化が可能のため国際出願の利用は魅力的である。しかしながら、中国で使用する商標と日本で使用する商標が異なる場合には日本での基礎出願・登録商標が不使用商標化（セントラルアタックのリスク）してしまうこと、中国では拒絶理由通知への応答期限が15日と短いこと等の現状は特に留意する必要があると考えられる。

（注）中国は1出願1区分制度を採っており、中国における出願件数とは出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。

図4-2-1 中国における他国からの出願状況及び他国比率（2003年～2007年）



## 2. 中国商標法の特徴

現在の中国商標法は1982年8月23日の「中華人民共和國商標法」をその基礎とし、1983年3月1日から実施された。その後、1993年2月22日に第1回目の法改正を行い、2001年10月27日に第2回目の法改正を行い、2001年12月1日から施行されている。先願主義、1出願1区分制度を採用している。

### (1) 登録できる商標の種類

商品商標、役務商標、団体商標、証明商標

団体商標：団体、協会又はその他の組織の名義で登録し、同組織成員の商業活動の使用に供し、使用者の同組織の構成員資格を表示する標識をいう。

証明商標：管理・監督能力を有する団体に管理されているある特定の商品又は役務に対して使用され、同商品又は役務の原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国務院工商行政管理部門により規定される。地理的表示は、団体商標または証明商標として登録が可能。

### (2) 商標構成要件

文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せ

### (3) 登録できないもの

<絶対的拒絶理由例>

- ・ 国内外の公的な標章と同一または類似するもの。
- ・ その商品の普通名称、図形、型番しかないもの。
- ・ 商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴しか直接に表示しないもの。
- ・ 顕著な特徴に欠けるもの。但し、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能である場合は、商標として登録することができる。
- ・ 立体的形状で、商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を獲得するために必要な商品形状又は商品に実質的な価値を具備させる形状のもの。
- ・ 地理的表示を含めた商標で、公衆を誤認させるもの。

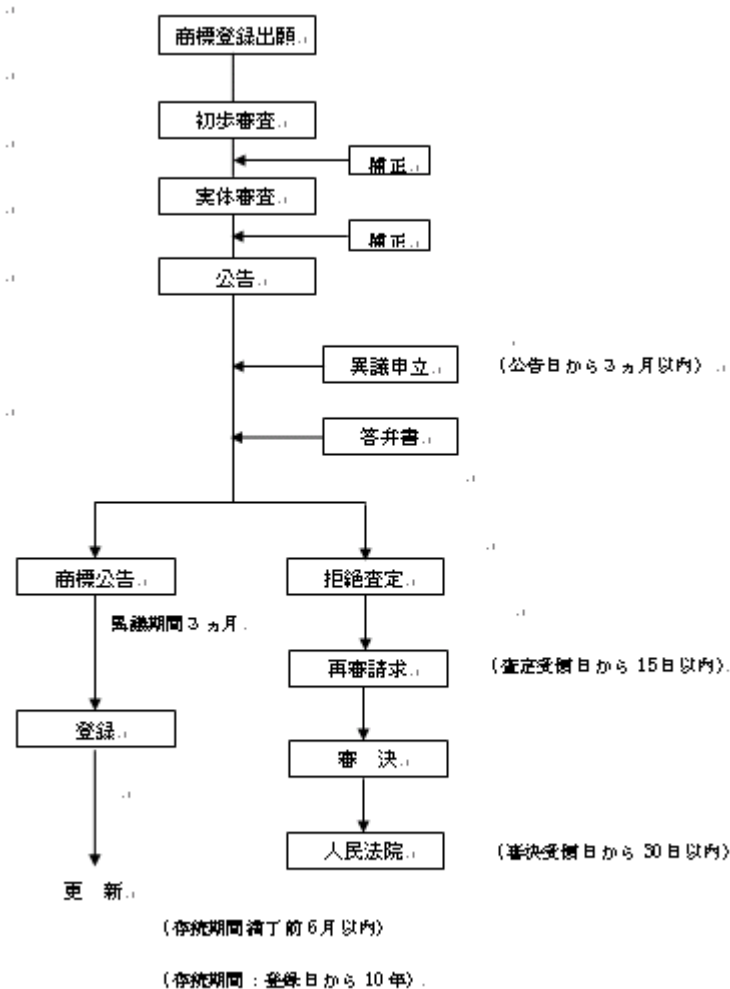
<相対的拒絶理由例>

- ・ 他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は登録要件を満たしたとして初歩審査を受けた商標と同一又は類似するもの。
- ・ 同一又は類似した商品について出願した商標で、他人の中国で登録されていない著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって且つ同著名商標と混同を惹起しやすいもの。

(4) 出願から登録まで

中国における商標登録出願から更新までの流れを図4-2-2に示す。

図4-2-2 中国における商標登録出願から更新までの流れ



(5) 審査方式

方式審査と実体審査を行う。実体審査には絶対的拒絶理由の審査と相対的拒絶理由の審査がある。

(6) 審判請求

商標局の査定に不服がある場合、通知の受領から15日以内に商標評審委員会に審判を請求することができる。

(7) 公告制度

初歩審査後、公告公報に出願公告される。公告日から3か月以内に何人も商標局に異議の申立てができる。公告期間内に異議の申立てがなされないときは、登録され、登録商標が登録公告される。

#### ( 8 ) 有効期限

商標登録は登録日から 10 年間有効となる。更新により、10 年毎有効期限を延長できる。

#### ( 9 ) 登録商標の使用・不使用

中国において商標登録後 3 年間連続で使用しない場合、不使用取消しの対象となる。不使用商標の審理は商標局の審査官によって行われる。商標の使用とは、商標が商品、商品の包装または容器に用いられることを含み、広告宣伝、展示、及びライセンサーによる使用やその他の商業活動において商標が用いられることをいう。

#### ( 10 ) 取消審判

- ・ 既に登録された商標に対する商標法第 10 条（使用禁止標識）、第 11 条（登録禁止商標）、第 12 条（立体商標の登録禁止商標）を構成する規定に基づくもの、または詐欺または不正な手段で取得された商標の場合、何人もいつでも取消審判を商標審査委員会に請求できる。
- ・ 登録日から 5 年を経過していない商標で、商標法第 13 条（著名商標の保護）、第 15 条（代理人などの不正登録など）、第 16 条（地理的表示の保護）、第 31 条（不正目的のある商標登録の禁止）を構成する規定に基づく商標の場合、商標所有人又は利害関係者は当該商標の取消審判を商標審査委員会に請求できる。なお、悪意による登録の場合は、著名商標の所有者に対して 5 年間の期限はない。

#### ( 11 ) 他人の登録商標への侵害行為（模倣品）

商標権侵害行為は、商標法第 52 条で次のように示している。

- ・ 商標権者の許諾なしに、同種の商品又は類似の商品にその登録商標と同一又は類似する商標を使用しているとき。
- ・ 商標権者あるいはライセンサーを侵害する商品を販売しているとき。
- ・ 無断で他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造された登録商標の標識を販売しているとき。
- ・ 商標登録権者の許諾を得ないで、その登録商標を変更し、そしてその変更した商標を使用する商品を市場に投入したとき
- ・ 他人の商標権にその他の損害を与えているとき。

#### ( 12 ) 商標権侵害行為の処理

工商行政管理機関が商標権侵害があることを認定した後に、次に掲げる措置を講じ、侵害行為を制止することができる。

- ・ 直ちに侵害品の販売を停止させる。
- ・ 侵害の商標標識を押収し廃棄する。
- ・ 現存商品に使用された侵害商標を除去させる。
- ・ 専ら直接に商標権侵害に使用された金型、印版及び他の道具を押収する。
- ・ 上記四種類の措置を講じても侵害行為を十分に制止できず、又は侵害商標が商品と切り離せない場合には、権利侵害品を廃棄させ、且つその執行を監督する。

### ( 1 3 ) 損害賠償

賠償額の計算方法は2種類ある。1つは侵害者が侵害期間内に侵害行為から得た利益により計算し、もう1つは被侵害者が侵害期間内に侵害行為により受けた損害額。一般的には、侵害行為により受けた損害額を算定するのが難しいため、被侵害者は賠償額の算定においては、侵害者が侵害行為から得た利益による計算を選ぶことが多い。しかし、商標権者はどの計算方法を選んでも十分な証拠を提供して、侵害により損害を受けたことを証明しなくてはならない。

### ( 1 4 ) 登録商標を偽る犯罪の摘発

登録商標を偽る行為は商標権者の商品信用を盗用し、消費者の利益に損害を与えるため、各国は登録商標を偽る行為を犯罪行為に入れ、犯罪者に刑事処罰を与えている。

- ・ 登録商標の所有者の許可を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用して、情状が重かった場合には、3年以下の懲役又は拘留に処し、併せて又は単独的に罰金を科する。情状が極めて重かった場合には、3年以上7年以下の有期懲役を処し、罰金を併科する。
- ・ 登録商標を偽った商品であることを知っていながら販売し、売上げが大きい場合は、3年以下の懲役又は拘留に処し、併せて又は単独的に罰金を科する。売上げが莫大な場合には、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を科する。
- ・ 他人の登録商標標識を偽造又は無断製造し、或いは偽造、無断製造の商標標識を販売して、情状が重かった場合には、3年以下の懲役或いは拘留に処し、併せて又は単独的に罰金を科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上7年以下の懲役を処し、罰金を科する。

### ( 1 5 ) 著名商標の保護

著名商標をよりよく保護し、公平競争を促す為、1996年に「著名商標の認定及び保護に関する暫定規定」を公表し、現在は当該暫定規定が改正され、2003年6月1日施行の「馳名商標認定保護規定」が適用されている。

1. 他人が非類似の商品に著名商標と同一又は類似の商標を出願し、著名商標の商標権者の利益に損害をもたらす虞がある場合には商標局が拒絶し、既に登録した場合には登録日から5年以内に、著名商標の商標権者が商標評審委員会に取消しを請求することができる。
2. 非類似の商品に、他人の著名商標と同一又は類似の商標を使用し、且つその商品と著名商標の商標権者の間にある繋がりがあることを示し、著名商標の商標権者の利益に損害をもたらす虞がある場合には、商標権者が知り、又は知り得た日から2年間以内に、工商行政管理機関にその使用を止めさせることを請求することができる。
3. 他人の著名商標と同一又は類似の文字を社名として使用し、且つ大衆に誤認させる場合には、工商行政管理機関が社名登録を許可しない。既に登録した場合、著名商標の商標権者が知り又は知り得た日から2年間以内に、工商行政管理機関にその使用を止めさせることを請求することができる。

上記の二つの要件は並列するので、1つも欠けてはならない。

商標の著名度については、主に下記の状況から総合的に判断される。

1. 当該商標を使用する商品の国内における販売量及び販売地域。
2. 当該商標を使用する商品の過去3年間、中国国内における経済的指標(生産量、売上、利益、市場占有率など)及び国内同業種における地位。
3. 当該商標を使用する商品の外国における販売量及び販売区域に関する情報。
4. 当該商標の広告発表状況。
5. 当該商標の最初に使用した日付及び連続使用の期間。
6. 当該商標の国内外における登録状況。
7. 当該登録商標の著名度に関する他の証拠。

商標局、商標評審委員会および侵害事件の地域管轄人民法院が、商標登録及び管理事務の必要に応じて著名商標を認定している。

#### (16) 国際条約への加盟に関する状況

1980年「WIPO設立条約」に加盟、1985年「工業所有権保護に関するパリ条約」に加盟、1989年「商標国際登録に関するマドリッド協定」に加盟、1994年「国際分類に関するニース協定」に加盟、1995年「マドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)」に加盟した。その外、中国は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」と「商標法条約」にも署名している。

#### 3. 中国の反不正競争法の特徴

反不正競争法は、市場の発展を図り、公平な競争を奨励かつ保護し、不正競争行為を禁止し、事業者及び消費者の合法的権益の保護を目的(第1条)に、1993年12月1日に施行された。

反不正競争法では次の11の不正競争行為を列挙している。

##### (1) 不正競争行為(第5条)

他人の登録商標を盗用する行為、他人の著名商品特有な名称、包装、デザインを使用し誤認混同を生じさせる行為、他人の企業名称または姓名を使用し誤認を生じさせる行為、産地、商品品質の虚偽表示行為

##### (2) 独占的地位を有する企業がその独占的地位を利用し、同企業の商品を購入するよう限定し、その他の事業者の公平な商取引を妨害する行為(第6条)

##### (3) 権利濫用の禁止(第7条)

##### (4) 賄賂、収賄の禁止(第8条)

##### (5) 虚偽誇大宣伝の禁止(第9条)

##### (6) 営業秘密の保護(第10条)

##### (7) 不当な価格競争の禁止(第11条)

##### (8) 抱合せ販売行為等の禁止(第12条)

##### (9) 不当な懸賞付き販売行為の禁止(第13条)

##### (10) 虚偽事実を捏造、流布行為の禁止(第14条)

##### (11) 談合入札の禁止(第15条)

また、第21条では、事業者は他人の登録商標を盗用し、勝手に他人の企業名称または姓名を使用し、品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造しまたは盗用し、産地を偽造して商品の品質を公衆に誤解させる虚偽表示をした場合、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品品質法の規定に従って処罰する。事業者は無断で著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用し、または著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であると誤認させた場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。情状により、違法所得の2倍以上3倍以下の科料を科することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り消すことができる。虚偽または品質の劣る商品を販売して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

#### 4. 中国の製品品質法

製品品質法は、製品品質の水準を高め、製品品質責任を明確にし、消費者の合法權益を保護し、社会秩序を維持することを目的（第1条）に1993年に施行されたものが、2000年9月1日に改正施行された。

第5条では、認証マークなどの品質マークの偽造又は盗用の禁止、製品の産地の偽造、他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用の禁止、生産・販売する製品に夾雑物・偽物を混ぜること、偽物を本物の代替とすること、粗悪品を優良品の代替とすることの禁止を規定している。

第30条では、生産者による産地偽造行為の禁止、他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用行為の禁止を、第37条では、販売者による産地偽造行為の禁止、他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用行為の禁止を規定している。

第53条では、産地偽造における他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用、認証マークなどの品質マークの偽造又は盗用があった場合の是正命令、違法に生産・販売した製品の没収に関する規定と、違法に生産・販売した製品の商品価値金額と同額以下の罰金、違法所得がある場合の違法所得没収、情状が重い場合の営業許可証取消等を規定している。

### 第3節 台湾の商標法、公平交易法

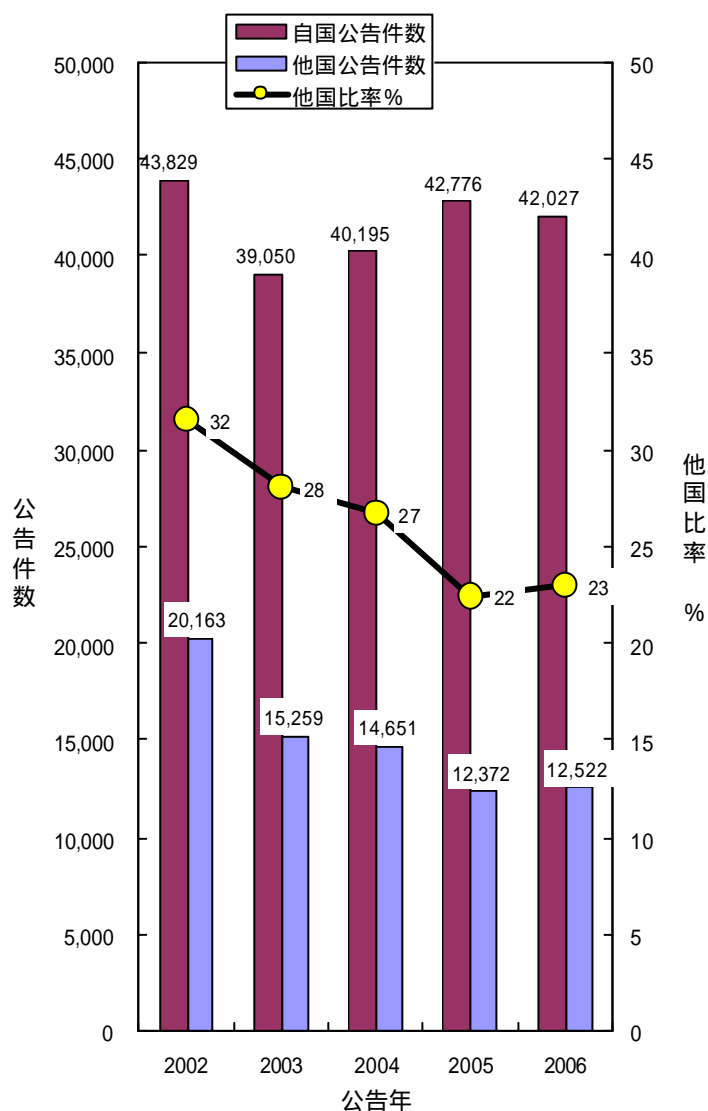
#### 1. 台湾における商標出願動向

2002年から2006年までの台湾における他国からの出願公告状況及び他国比率（全体の公告件数に対する他国籍公告件数の割合）推移を図4-3-1に示す。

台湾への公告件数は、自国公告件数が他国公告件数より多い。他国公告件数は年々減少しているため、若干減少をみせるものの全体的にはほぼ横ばいの自国公告件数に比べて、他国比率は2005年まで下がり、2006年は若干上昇に転じた。

（注）台湾における公告件数とは、登録公告の件数を指しており、出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。

図4-3-1 台湾における他国からの出願公告状況及び他国比率（2002年～2006年）



## 2. 台湾商標法の特徴

1998年11月1日に施行された商標法が適用されていたが、現在は2003年5月28日に公布された2003年11月28日施行の改正商標法が適用されている。先願主義を採用している。

### (1) 商標の構成

商標は、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状、ならびにこれらの組合せ。

### (2) 登録できないもの

#### <絶対的拒絶理由例>

- ・ 外国の国旗、徽章等公的な標章と同一または類似のもの
- ・ 国父（孫文）または国家元首の肖像または指名と同一のもの
- ・ 国内外における認証標記と同一または類似のもの
- ・ 商品または役務の性質、品質または産地について公衆に誤認、誤信を生じさせる虞のあるもの
- ・ 指定商品または役務の一般的な名称

#### <相対的拒絶理由例>

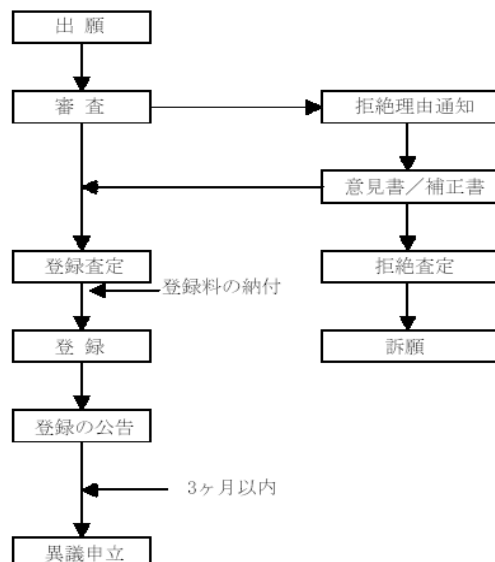
- ・ 同一または類似の商品または役務における他人の登録商標または先に出願された商標と同一または類似であり、関連する需要者に誤認混同を生じさせる虞のあるもの。但し当該登録商標または先に出願された商標の所有者の同意があれば登録可能。
- ・ 他人の著名な商標または標章と同一または類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせる虞があり、または著名商標または標章の識別性または信用・名声に損害を生じさせる虞があるもの。但し当該商標または標章の所有者の同意があれば登録可能。
- ・ 他人の肖像または著名な氏名、芸名、筆名、屋号であるもの。但し、その者の同意があれば登録可能。

### (3) 出願から登録まで

台湾における商標出願から登録までの流れを図4-3-2に示す。

図4-3-2 台湾における商標出願から登録までの流れ

出願から登録まで



(日本国特許庁ホームページより)

台湾において商標登録を受けるときは、台湾知的財産局に願書を提出しなければならない。出願された商標は不登録事由に該当するか否かについて審査される。出願された商標が不登録事由に該当するとき拒絶理由通知が発行され、出願人は所定の期間内（一般的30日）に意見書や補正書を提出することができる。拒絶理由が解消されない場合は拒絶の査定がなされる。拒絶の査定に対しては訴願を請求することができ、出願された商標が不登録事由に該当しないときは商標登録される。登録公告後、これに対して何人も3ヶ月以内に異議申立てができる。

#### （４）審査方式

方式審査と実体審査を行う。実体審査には絶対的審査と相対的審査がある。

#### （５）国際分類の採用

台湾はニース協定には非加盟だが、国際分類を採用している。1出願多区分制度を採用している。

#### （６）証明商標と団体商標

証明商標：他人も商品または役務を証明する機能を有する法人、団体、または政府機関が商標権者となり、その標章をもって他人の商品または役務の特性、品質、精密度、産地などの事項を証明するために使用される商標をいう。

団体商標：法人格を有する団体がその所有する商標でその団体構成員が提供する商品または役務であることを表し、他人の提供する商品、役務と区別するために専用権を有するものをいう。団体商標の出願は、願書に商品または役務の類別及び名称を明記し、団体商標の使用規約と法人資格証明を添付して、商標専属責任機関に出願しなければならない。使用規約には、構成員の資格、団体標章または団体商標の使用法の制限等を記載しなければならない。

#### （７）存続期間と更新

商標権の存続期間は登録の公告日から起算して10年をもって終了する。存続期間は更新することができる。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければならない。上記期間内に更新登録出願をしなかった場合、存続期間の満了後6ヶ月以内の猶予期間内に倍額の登録料を納付すれば存続期間の更新ができる。

#### （８）不使用による取消

登録商標が指定された商品又は役務について3年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消されることがある。使用事実の立証責任は商標権者に課せられている。なお、不使用取消審判は、何人も請求することができる。

#### （９）加盟している国際条約

台湾は2002年1月1日にWTOに加盟したが、その外の国際条約に加盟していない。そのため、WTOの加盟国（中国大陸を除く）の国民は台湾出願において優先権を主張して出願をす

ることができる。優先権証明書の提出期間は出願日から3ヶ月以内である。

### 3. 台湾の公平交易法の特徴

台湾の公平交易法は、消費者の利益を保護し、公平な競争を確保し、経済の安定と繁栄を促進する目的に1991年2月に施行され、その後、1999年、2000年および2001年の改正を経て現在に至っている。

(1) 不公正競争行為として、以下の行為が禁止されている。

- ・ 転売価格決定の自由(第18条)
- ・ 公正競争妨害の禁止行為(第19条)  
間接ボイコット、差別的取扱い、脅迫等による競争事業者の取引先の奪取、競争制限的行為への参加強制、企業秘密等の取得、拘束条件付取引が該当する。
- ・ 模倣行為の禁止、他人の商品、サービスと誤認させる行為(第20条)  
除外規定：商品の慣用名称の使用、取引上の慣用名称の使用、善意の使用
- ・ 虚偽の記載又は公告、不当表示(第21条)
- ・ 商業上信用毀損の禁止、他の事業者の信用を害する虚偽情報の流布(第22条)
- ・ マルチ販売(第23条)
- ・ 欺瞞的又は明白な不公正な行為(第24条)

(2) 不公正競争行為の罰則

不公正競争行為に対する主な罰則は、以下のとおりである。

第19条(公正競争妨害)違反

公平交易委員会の排除命令に定められた期限内に従わなかった場合、2年以下の懲役、拘留若しくは5千万新台幣ドル以下の罰金、又はこれらの併科(第36条)。

第20条(模倣行為)違反

公平交易委員会の排除命令に定められた期限内に従わなかった場合は3年以下の懲役もしくは1億新台幣ドル以下の罰金又はこれらが併科される(第35条)。

第22条(商業上信用毀損)違反

第22条の規定に違反した場合、2年以下の懲役、拘留若しくは5千万新台幣ドル以下の罰金、又はこれらが併科される(第37条)。

## 第4節 各国商標法の比較

日本、中国、台湾における商標制度を以下に示す。

項目\国	日本				中国				台湾			
先出願/使用主義	登録主義				登録主義				登録主義			
審査/無審査	審査主義				審査主義				審査主義			
条約加盟状況	パリ条約	1899年	WIPO	1975年	パリ条約	1985年	WIPO	1980年	パリ条約	未加盟	WIPO	未加盟
	マドリッド協定	未加盟	WTO	1995年	マドリッド協定	1989年	WTO	2001年	マドリッド協定	未加盟	WTO	2002年
	マドプロ	2000年	ウーン協定	未加盟	マドプロ	1995年	ウーン協定	未加盟	マドプロ	未加盟	ウーン協定	未加盟
	ニース協定	1990年	商標法条約	1997年	ニース協定	1994年	商標法条約	未発行(調印済)	ニース協定	未加盟	商標法条約	未加盟
保護対象	商品商標、役務商標 立体商標				商品商標、役務商標 立体商標				商品商標、役務商標 立体商標、音声商標			
制度	・団体商標制度				・団体商標制度				・団体商標制度			
	・地域団体商標制度				・証明商標制度				・証明商標制度			
	・防護標章制度											
商品・役務分類	国際分類				国際分類				国際分類			
多区分一出願制度	あり				なし				あり			
出願公告制度	なし(但し、登録後に商標掲載公報が特許庁から発行されている)				あり				あり			
異議申立制度	付与後 異議申立期間：商標掲載公報の発行日から2ヶ月				付与前 異議申立期間：出願後公告日より3ヶ月				付与後 異議申立期間：出願公告日から3ヶ月			
拒絶査定不服審判	審判部 審判請求期限：拒絶査定送達日から30日(例外規定有り)				商標評審委員会 審判請求期限：拒絶査定通知日から15日				經濟部訴願審議委員会 拒絶査定送達日から30日以内で、決定に不服があれば、台北高等裁判所への出訴することができる。出訴は訴願審議委員会の決定が送達されて2ヶ月以内			
無効審判	審判部 審判請求の除斥期間：登録から5年(先願に抵触の場合の請求を含む。一部除外規定あり)				商標評審委員会 相対的拒絶理由の審判請求の除斥期間：登録から5年(公知の外国地名であることを立証できれば、5年の時効にかからない等一部除外規定あり)				知的財産局 審判請求の除斥期間：商標登録の公告日から5年(一部除外規定あり)			
不使用取消審判	審判部 不使用期間：登録後継続して3年以上(使用の証明は商標権者)				商標局 不使用期間：登録後継続して3年以上(使用の証明は商標権者)				知的財産局 不使用期間：登録後継続して3年以上(使用の証明は商標権者)、指定商品・役務ごとに取消しを請求することができる			
存続期間と起算日	10年 起算日：設定登録日				10年 起算日：登録許可日				10年 起算日：登録日			
更新登録手続	手続期間：満了前6ヶ月から満了後6ヶ月。満了後6ヶ月の場合は倍額納付 商標の使用証明：不要 実体審査：なし(但し、防護標章登録では実体審査あり)				手続期間：満了前6ヶ月から満了後6ヶ月 商標の使用証明：不要				手続期間：満了前6ヶ月から満了後6ヶ月 商標の使用証明：不要			
その他の特徴点	・地域団体商標制度が導入された(2007年4月1日施行)				・特異な制度：馳名商標認定制度、重点保護商標登録制度及び地方著名商標認定制度				・多区分出願の場合、各区分の商品数により出願手数料の納付が必要			
	・「商品の輸出」が商標の使用に含まれる(2007年1月1日施行)				・マドリッド議定書に基づく国際登録出願は、条約の規定により、一出願多区分が認められ、「国家工商行政管理総局(SAIC)」の管轄となる							
	・「小売等役務」について役務商標登録を受けられる(2007年4月1日施行)				?????							

## 第5節 商標用語集

商標用語集	
役務	他人のために行う労務または便益であって、独立して商取引の目的となりえるもののこと
原産地表示	商品が生産、製造または加工された地(国、地域、特定の場所)のこと
指定商品・役務	指定商品 役務とは商標登録出願をする際に指定する一又は二以上の商品または役務をいう。その商品または役務の指定は商品・役務区分に従って記載しなければならない
周知・著名	一般に、周知表示、著名表示と表現され、周知とは、一地方において知られることであり、著名とは、全国的に広く知れ渡る事
商品	商取引の目的となっている動産のこと
商品 役務区分	商品 役務区分は、国際的に統一された分類による国際商品 役務区分が適用され、商品は第1類から第34類までに、役務は第35類から第45類までに分類されている
商標	事業者が自己の取り扱う商品または役務を、他人の商品または役務と識別し、かつ商品または役務の同一性を表示するために、その商品または役務について使用する標識(マーク)のこと。動き、音、プログラムなどの非伝統的商標についても保護対象としている国 地域もある
商標の類似	商標を使用した場合、商品、役務の出所について、混同を生じる程度に似ていることで、発音したときに紛らわしい「称呼類似」、目で見たとときに紛らわしい「外観類似」、意味が似ているもので同じことを連想させる「観念類似」の3つがある
知的財産(権)	知的財産とは、知的創造物である発明、考案、デザイン、意匠、著作権等と、営業上の標識である商号、商標、地理的表示等からなるものをいい、知的財産権とは、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の知的財産権法に基づいて権利化されたもののことをいう
パリ条約	工業所有権の国際的保護の基本的枠組を定めた条約で、日本では1899年(明治32年)に加入し、その基本原則としては、内国民優遇、優先権制度等がある
標章	商標を含む広い概念であり、法律(商標法)で「文字、図形、記号もしくは立体的形状もしくはこれらの結合またはこれらと色彩の結合のこと」と定義されている。これを、商品や役務に使用すると商標とされる
フリーライド(ただのり)	有名ブランドを真似してなんの努力もしないで、他人の成果に便乗して利益を得ることをいう
冒用	他人の著名な商品等表示と同一もしくは類似のものを無断で使用すること
マドリッドプロトコル	WIPO(世界知的所有権機関)による商標の国際登録制度を定めた条約のことをいい、日本国においても2000年(平成12年)3月より発行し、手続きができるようになった

(参考：独立行政法人 工業所有権情報・研修館発行「産業財産権標準テキスト」)

## 第5章 まとめ

今回の調査は、中国、台湾における日本の地名商標の不正な商標出願・登録に対応するため、また、中国、台湾における模倣品、産地偽装の現地調査を行い、中国、台湾において模倣品、産地偽装の実態を把握するためのものであった。地方自治体でも、中国での「青森」事件、台湾での「讃岐」事件にみられる不正な商標出願・登録の問題、地方ブランド保護の問題に対応を迫られていた。昨年12月から本年2月まで全国10ヶ所、全11回行った全国セミナーでは、商標の基礎と中国、台湾における模倣品、産地偽装の実態、都道府県名の不正な商標出願の対応についてのセミナーでは、全国で247名の参加があった。うち46%が行政関連団体からであったことからその関心の高さが分かる。また、商標の基礎と中国、台湾における模倣品、産地偽装の実態に関する講演では、満足とやや満足の合計が55.9%、役立ちそうとやや役立ちそうの合計が57.5%であり、都道府県名の不正な商標出願への対応についての講演では、満足とやや満足の合計が70.7%、役立ちそうとやや役立ちそうの合計が71.95%と高い数値を示している。また、アンケートの自由回答でも前向きな意見が多く寄せられ、今後のセミナーの参考になるものと思われる。

商標の監視システムは、案内、募集開始から締め切りまでの時間が短く、興味はあるが予算面から入札の制度面から対応が取れない、という自治体がみられた。

輸出取組み団体、地域団体商標の登録団体に対する模倣品、産地偽装のアンケート、ヒアリング調査では、全259対象団体に対し、91.5%にあたる237団体から回答が寄せられた。輸出実績のある団体は全体の37.6%であった。また、輸出にあたり模倣品や産地偽装の対策を採っている団体が52団体で知的財産権の取得というのが19団体と最も多く、次いでロゴシールの貼付が10団体であった。被害を受けた団体は7団体で、被害国・地域では、台湾が4件と最も多かった。市場調査を実施しているところは少なく、内部の職員による調査を含めても4団体しかなかった。

中国の現地調査では、模倣品、産地偽装を疑う産品は発見されなかった。マーケット関係者に聞くと、日本産品は高価であるため、国慶節（10月1日）と春節（旧正月）の前後に良く出回るということであり、今回の調査時期の参考になろう。

台湾の現地調査では、台湾は中国に比べて日本からの輸出品目も多くあるため、市場でも多くの日本産品が見られた。特に多く見られたりんご、コメ、長いものでは、明らかに産地偽装や模倣が疑われるものは見つからなかったが、ナシ、ホタテ貝柱、肉類、魚類、海藻類で模倣や日本産と誤認を惹起させると思料されるものが見つかった。これらの中には日本の地名が持つブランド力にただ乗りしているように思料されるものも幾つか見つかった。

今回の調査で発見された疑わしい産品は、その形態から3つのグループに分けられる。

1. 日本的高级ブランド、日本ブランドを模倣している
2. 産地偽装
3. 日本（地名、商標）ブランドのただ乗り

日本的高级ブランド、日本ブランドの模倣が疑われるグループは、日本ブランドを模倣し、

日本ブランドと同じブランド名で販売しており、産地偽装が疑われるグループは、日本産のものが品質、安全に優れており、よく売れるため、日本産を騙っている疑いが強い。また、日本（地名、商標）ブランドのただ乗りが疑われるグループは、日本の地名ブランドや日本産を惹起させる意図で日本の地名を騙り、いわゆる“日本＝高級＝よく売れる”という構図を利用したものと思料される。台湾産の食品等でも日本語表記がパッケージや包装のブランド名や説明書きとして多く見られる。これらも“日本＝高級＝よく売れる”に便乗したものと思料される。

## 中国・台湾における農水産物の 知的財産権侵害の実情

トムソンコーポレーション株式会社  
トムソンブランドイ事業部  
経営企画・開発室長  
鶴岡 直樹

平成21年2月26日



THOMSON REUTERS

## 海外における農水産物の知的財産権に関する問題

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加などにより、高品質な我が国農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大している。しかしながら同時に、アジア諸国を中心として、我が国の農林水産物の産地である地名について第三者による商標出願が散見され、また、我が国の農林水産物等を装った商品が出回る問題が発生している。これらの問題により、潜在的な市場の喪失、ブランド・イメージの低下等、我が国農林水産業に与える影響が深刻さを増している。このため、トムソンコーポレーション株式会社は、農林水産省の委託を受け中国、台湾における模倣品、産地偽装に関する調査を実施しました。



THOMSON REUTERS

# トムソンコーポレーション株式会社とは

トムソンコーポレーションは、昨年4月英国金融情報、ニュースメディアの大手ロイター・グループを買収し、トムソンロイターとして世界最大級の情報サービス会社となりました。  
弊社トムソンコーポレーション株式会社はトムソンロイター100%子会社の日本法人です。

Thomson Reuters (トムソンロイター)

トムソンコーポレーション株式会社

本社 ; ニューヨーク (米国)  
売上 ; 124億米ドル  
従業員数 ; 50,000人 (93カ国)  
上場市場 ; ニューヨーク、ロンドン  
トロント、ナスダック

設立 ; 1997年12月1日  
本社 ; 東京  
資本金 ; 4億5,500万円  
従業員数 ; 250名 (2008年5月現在)

## トムソンロイターの事業分野について

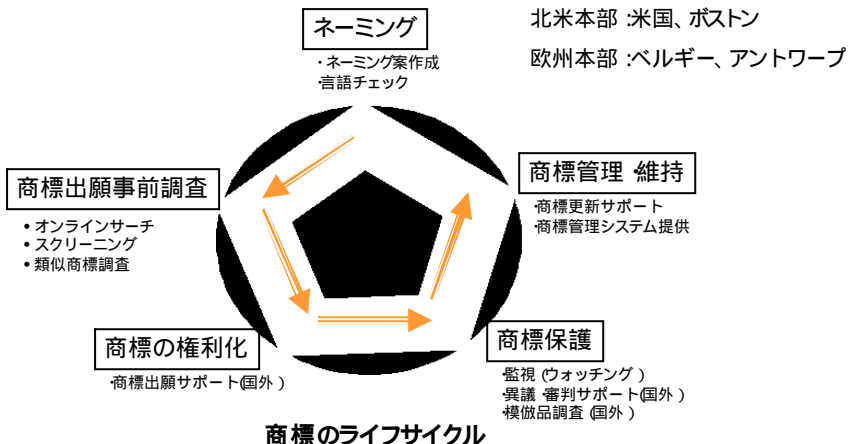
- + リーガル : 法律情報・ソリューションの提供、法律データベースサービスWestLawは世界の大手法律事務所の98%で利用されています
- + ファイナンシャル : 国際金融情報サービスの世界最大手の一つで、50万人超の金融専門家に金融アプリケーションを提供しています
- + サイエнтиフィック : 世界の2000万人超の研究者に利用されています
- + メディア : ロイターニュースは毎日10億超の人々に配信されています
- + その他、タックス&アカウンティング、ヘルスケア部門



THOMSON REUTERS

# トムソンコーポレーション株式会社 トムソンブランディ事業部

トムソンブランディは、商標・ドメインに関するグローバルなソリューションを提供しています。



THOMSON REUTERS

# 商標権はとても強い権利

商標権はいったん登録されると;

- |                            |
|----------------------------|
| 1. その商標を独占的に使用できる          |
| 2. その商標に類似する他人の標章の利用を禁止できる |
| 3. 通常10年毎の更新で永続的に権利を保有できる  |

注：商標権は属地主義

商標権の効力

		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
登録商標	同一	使用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×印は、商標権の効力の及ばない範囲です。

登録後の注意

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 3年間使用しないと不使用取消しが可能            |
| 2. 登録(公告)後、5年を経過すると無効にすることが難しくなる |
| 3. 商標が普通名称化すると権利が無くなる            |

中国の商標出願・登録フロー

出願

方式審査

実体審査

公告

登録 公告後3ヶ月以内に異議が無い場合

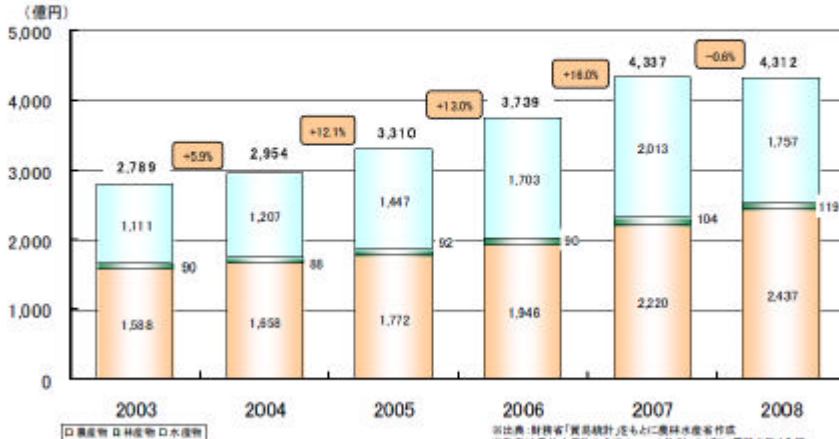


THOMSON REUTERS

## 農林水産物等の輸出額の推移

MAFF

- 目標：農林水産物等の輸出額を2013年までに1兆円規模とする。
- 農林水産物等の輸出額は近年、増加傾向で推移。2008年(速報値)は4,312億円(対前年比0.6%減)



THOMSON REUTERS

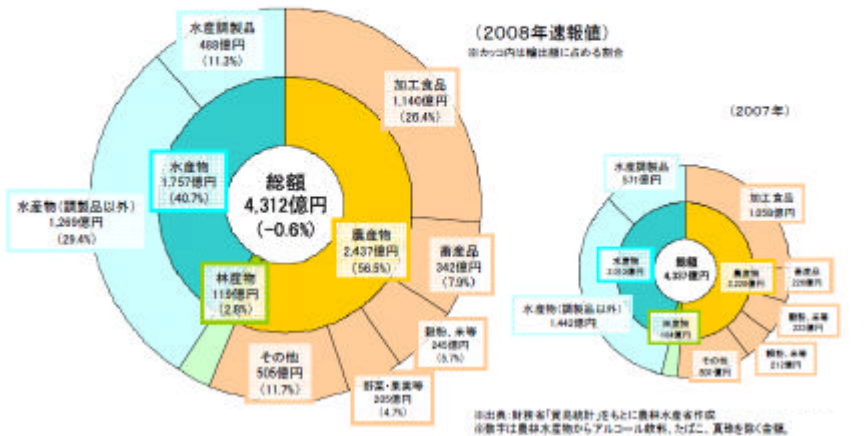
農林水産省ホームページより



## 農林水産物等の輸出額の品目別内訳

MAFF

●農林水産物等の輸出額を品目別で見ると、水産物が4割、加工食品が3割を占める。



THOMSON REUTERS

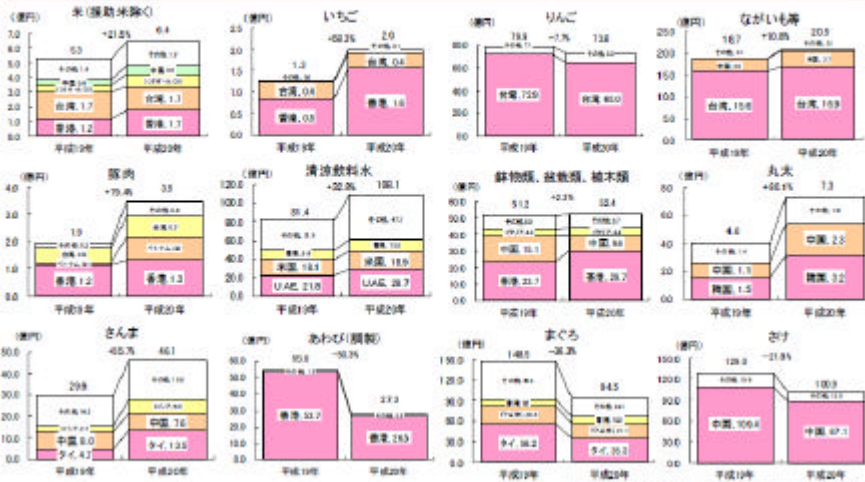
農林水産省ホームページより



## 主な品目の輸出額の動向

MAFF

●主な品目の輸出額の動向は以下のとおり。



THOMSON REUTERS

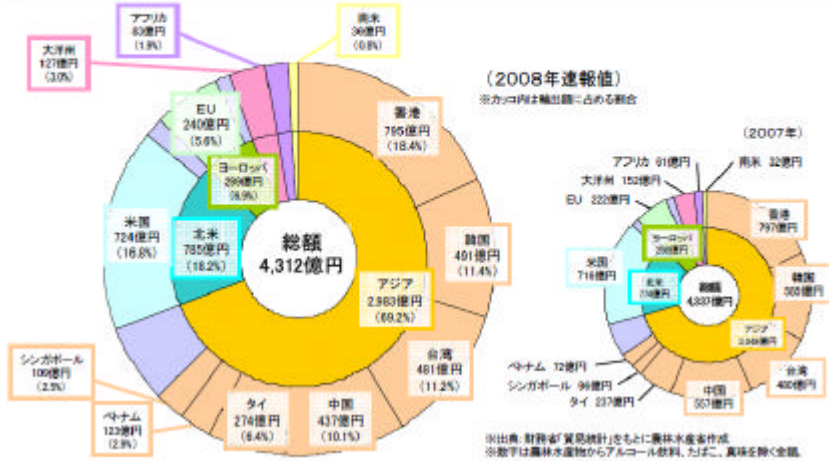
農林水産省ホームページより



# 農林水産物等の輸出額の国・地域別内訳

MAFF

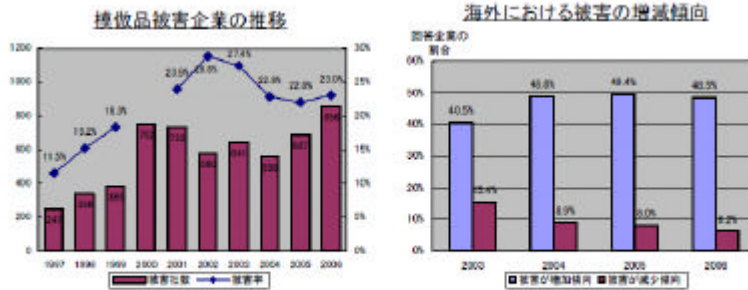
- 農林水産物等の輸出額を輸出先国・地域別で見ると、7割がアジア、2割が北米。
- 国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位韓国、4位台湾、5位中国。



THOMSON REUTERS

農林水産省ホームページより

## 模倣品被害の実態 - 1



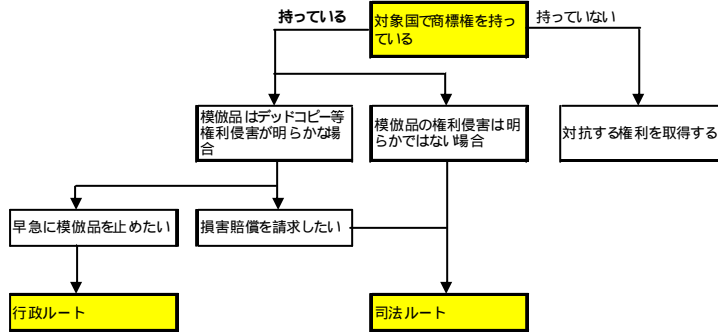
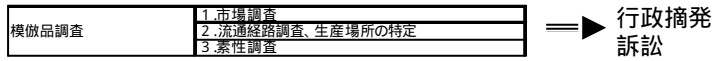
(出所) 経済庁「2007年度模倣品被害調査」  
 (注1) 被害率=模倣品被害社数/総回答社数  
 (注2) 分子は分子・分母ともに国内被害企業数も含む。



THOMSON REUTERS



## 一般的な模倣品調査



**行政ルート**は偽物の製造・販売の差止、偽物商標ラベルの印刷・使用の差止、粗悪品質商品・原産地虚偽表示の差止、偽物の税関差止などを求めることができ、時間的にもコスト的にも合理的。但し地方保護主義の問題がある

**司法ルート**は損害賠償、謝罪広告、侵害者の刑事罰を求めることができ、行政ルートに対して解決までに時間とコストがかかる



THOMSON REUTERS

## 模倣品生産・販売の巧妙化

- 模倣品の押収を免れる
  - ? 商標権侵害の包装・箱とノーブランド品を別々に製造・管理し、販売時に模倣品を梱包
  - ? 模倣品をノーブランド品として出荷し、販売時点でロゴマークのシール、パーツ等を貼付（国を分けて行う場合もある）
- 正規品の容器を用いるなど模倣品と判断ができないようにする
  - ? 正規品のダンボールや箱を回収し、粗悪なものを詰めて正規品と偽って販売
  - ? 正規品であることを示す識別シールを模倣して添付
- 模倣品は安価という認識を逆手に取る
  - ? デッドコピーの模倣品に正規品と同程度の価格を設定し、販売
- ? 発見を免れる
  - ? 一般の住居内など発見されにくい場所で生産
  - ? 通常は別の場所に保管し、販売時に持ってくる
  - ? 堂々と正規店舗を装って模倣品を販売



THOMSON REUTERS

## 模倣品、産地偽装の被害調査の方法

- 農林水産物等の輸出関係者に対するアンケート・ヒアリング調査により、模倣品被害及び産地偽装の実態を調査する。
  - 平成20年6月に農林水産省がまとめた「農林水産物の輸取出組事例」に掲載されている75例の事業者・生産者と農林水産・食品分野で、地域団体商標で登録を受けた184の権利者団体に対し、海外での模倣品、産地偽装(偽装表示)に関するヒアリングとアンケート調査を実施した。
- 中国の北京、上海、広州、台湾の台北において、模倣品被害及び産地偽装に関する市場調査を行った。

### 調査日時

北京： 10月27 - 31日  
 上海、台北：11月3 - 7日  
 広州： 11月10 - 14日

### 調査方法

調査場所で、商品名又は産地名に日本と表示のあるもの、及び日本の地名と思われる表示の付いているものなど、模倣品、産地偽装が疑われるものについて、写真を撮り、記録する。また可能な場合は聞き取り調査も行う

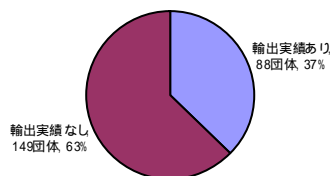


THOMSON REUTERS

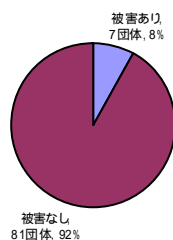
## ヒアリング調査結果 - 1

*ヒアリング実施状況	内訳
ヒアリング・アンケート実施数	259
有効回答数	237
無効数	22
*輸出状況	内訳
輸出実績あり	88
輸出実績なし	149
合計	237
*被害実態	内訳
被害あり	7
被害なし	81
合計	88

輸出実績



被害実態

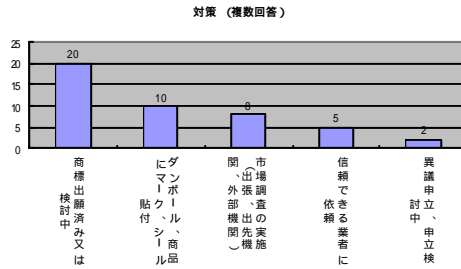
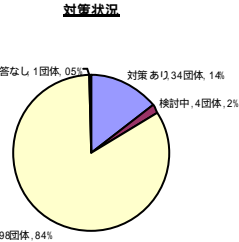


THOMSON REUTERS

# ヒアリング調査結果 - 2

*対策状況	内訳
対策あり	34
検討中	4
対策なし	198
回答なし	1
合計	237

*具体的対策	内訳 (複数回答)
商標出願済み又は検討中	20
ダンボール、商品にマーク、シール貼付	10
市場調査の実施 (出張、出先機関、外部機関)	8
信頼できる業者に依頼	5
異議申立、申立検討中	2
合計	45



# 被害実態報告

回答数	5	
被害国 (複数回答)	台湾	4 桃、昆布、ホタテ貝柱、梨 (2件)
	香港	2 干し貝柱、茶
	中国	1 干し貝柱
	米国	1 茶
	カナダ	1 茶
発覚経緯 (複数回答)	4	現地からの報告
	2	市場調査 (調査費用 :100万円)
被害の実態 (複数回答)	4	デザイン模倣
	2	商標権侵害
	2	産地偽装
偽装品の価格	3	安価
偽装品の品質	2	劣る
偽装品発見後の対策	0	現地行政機関への摘発
	2	知的財産権の取得
	1	ブランドシールの導入
	1	現地行政政府に取締り強化を依頼
	1	検討中
年間対策費	3	特に無い
	1	50万円以内
対策の目的	4	ブランド保護





**Trademark:** FANLIBEI YIHAI  
**Original Trademark:** 帆立貝  
**Design Type:** WORD AND DESIGN  
**Database:** China  
**Application Number:** 4276428  
**Registration Number:** 4276428  
**Application Date:** 29-SEP-2004  
**Registration Date:** 28-FEB-2007  
**Expiry Date:** 27-FEB-2017  
**Status:** REGISTRATION (REGISTERED)  
**Owner:** da lan jing ji shu kai fa qi ye hui shui chan pin you xian gong si  
 大连经济技术开发区亿海水产品有限公司  
 辽宁省大连市开发区大孤山村上屯  
 CN (CHINA)  
**Agent:** 辽宁立信商标事务所  
**International Class(es):** 29 (Meats and processed foods)  
**Subclass Description:** Sea foods (not include live ones)  
**Goods and Services:** 貝类食品(非活); 扇贝(非活)  
**Last Full Publication:** 28-NOV-2006  
**In Journal:** SG 1048  
**History:** FULL PUBLICATION OF REGISTRATION  
 SG Volume 1048 Dated 28-NOV-2006



**Trademark:** YIHAI  
**Design Type:** WORD AND DESIGN  
**Database:** China  
**Application Number:** 4985662  
**Registration Number:** 4985662  
**Application Date:** 29-JUL-2004  
**Registration Date:** 21-JAN-2007  
**Expiry Date:** 28-JAN-2017  
**Status:** REGISTRATION (REGISTERED)  
**Owner:** da lan jing ji shu kai fa qi ye hui shui chan pin you xian gong si  
 大连经济技术开发区亿海水产品有限公司  
 辽宁省大连市开发区大孤山村上屯  
 CN (CHINA)  
**Agent:** 辽宁立信商标事务所  
**International Class(es):** 29 (Meats and processed foods)  
**Subclass Description:** Sea foods (not include live ones)  
 Pickled, dried fruits and their products  
**Goods and Services:** 食(非活); 贝类食品(非活); 牡蛎(非活); 扇贝(非活); 干贝(非活); 扇贝干; 扇贝; 扇贝干  
**Last Full Publication:** 25-OCT-2006  
**In Journal:** SG 1044  
**History:** FULL PUBLICATION OF REGISTRATION  
 SG Volume 1044 Dated 25-OCT-2006



THOMSON REUTERS

注: トムソンロイターのデータベースより

## 現地調査対象 (北京)

???
スーパー發スーパー
ウォルマートスーパー
明光寺果物卸売り市場
金五星野菜市場
カルフルスーパー
易初蓮の花スーパー
金源モール
錦綉大地市場
青果店
華潤万家スーパー
城郷倉儲スーパー
物美スーパー-中関村店
???
紅橋市場

???
カルフルスーパー
新發地市場
京深海鮮市場
美廉美スーパー
欧尚スーパー
物美スーパー
方庄ショッピングセンター
カルフルスーパー
快客スーパー
京城開源市場
華潤万家スーパー
北京中央農産品市場
???
北京懷柔南華市場

???
八里橋卸売り市場
万客隆スーパー
???
BHGスーパー
楽購スーパー
賽特スーパー
カルフルスーパー
東郊卸売り市場
華普スーパー
???
ウォルマートスーパー
SOGOショッピング

7地区36市場



THOMSON REUTERS

## 現地調査対象 (上海)

???	???	???
上海ウォルマートスーパー	?????????????????	?????????????????
上海易初蓮の花スーパー	?????????????????	?????????????????
上海第一食品	?????????	?????????????????
上海東大果物卸売り市場	?????????????????	?????????????????????????????
上海小夏果物卸売り	?????????????????	?????????
上海家得利スーパー	?????????	?????????????????
上海聯華スーパー	???	?????????????????????????
上海華聯スーパー	?????????????????????????	?????????????????????????????
???	?????????????????	???
?????????	???	?????????????????
?????????????????	?????????????????????	?????????????????
???	?????????????????	???
?????????????????	???	?????????????????????????
?????????????????	?????????????????????????	?????????????????????????????

10地区34市場



## 現地調査対象 (広州)

?????????????????????	?????????????????????	?????????????????
?????????????	?????????????	?????????????????
?????????????????	?? soho? ???	?????????
?????	???????????	?????????
?????????????????????	?????????????	?????????????????????
???	?????????????	?????????????????????
?????????????????	?????????????????	?????????????????
?????????????????????	?????	?????????????????????
?????????	?????????	?????????????????????
?????????	?????????	?????????????????
?????????????	???????????	?????
?????????????	?????????????????	
?????????????	?????	

34市場



# 中国調査結果

北京市場	リンゴ	ナシ	貝	魚	海藻	コメ	緑茶
ウォルマートスーパー	×	×	×	×	×	×	×
物美スーパー-中関路店	×	×	×	×	×	×	×
BH6スーパー	×	×	×	×	×	×	×
寶特スーパー	×	×	×	×	×	×	×
SOGOショッピング	×	×	×	×	×	×	×
カルフルスーパー	×	×	×	×	×	×	×
?????	リンゴ	ナシ	貝	魚	海藻	コメ	緑茶
上海ウォルマートスーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海易初蓮の花スーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海第一食品	×	×	×	×	×	×	×
????????????	×	×	×	×	×	×	×
上海第一八百伴	×	×	×	×	×	×	×
上海中山西路果物卸売り市場	×	×	×	×	×	×	×
上海世紀華聯スーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海港匯広場	×	×	×	×	×	×	×
上海カルフルスーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海楽購スーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海カルフルスーパー-蓮の花路店	×	×	×	×	×	×	×
上海友誼商城	×	×	×	×	×	×	×
上海龍興路卸売り市場	×	×	×	×	×	×	×
上海カルフルスーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海城市スーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海百盛スーパー	×	×	×	×	×	×	×
上海カルフルスーパー	×	×	×	×	×	×	×
?????	リンゴ	ナシ	貝	魚	海藻	コメ	緑茶
??????????	×	×	×	×	×	×	×
??????????	×	×	×	×	×	×	×
???	×	×	×	×	×	×	×



# 現地調査対象 (台北)

- ??????
- ??????
- 新光三越(南西店)
- 大潤發RT-MART (中? 店)
- 頂好WELLCOME(忠孝店)
- SOGO(忠孝店)
- 微風広場
- 第二???
- ???
- 松青(吉林店)
- 全聯福利中心(榮? 店)
- 明曜百貨
- 愛買(忠孝店)
- 遠企購物中心
- ??? カルフル(天母店)
- 大葉高島屋
- 好市多コストコ(内湖区)

17市場



# 台湾調査結果

台北	リンゴ	ナシ	ブドウ	ミカン	柿	びんざん	長いも	さつまいも	たまねぎ	コリ根	大根	にんじん	目	魚	海藻	なまこ	コメ	緑茶	その他
??????									X		X	X	X	X	X	X	X	X	X
??????	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X							
新光三越(南西店)							X	X	X	X	X	X							肉、白菜
大潤發RT-MART(中?店)			X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X		X		X	X
頂好WELLCOME(忠孝店)			X		X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
SOGO(忠孝店)			X			X	X	X	X	X	X	X	X						こんにゃく
微風広場	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X				X			みずな、ほうれん草
第二???			X	X		X									X	X	X	X	キウイ
???	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X					X	X	X
松青(吉林店)		X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X			牛乳
全聯福利中心(朱?店)		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	ケルブの芽
明曜百貨	X	X	X	X	X	X		X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X
愛買(忠孝店)		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X		X	焼き海苔
遠企購物中心			X		X	X		X		X	X	X	X	X		X		X	メロン、かぼちゃ
???カルフル(天母店)	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
大葉高島屋			X	X	X	X	X	X	X	X				X	X	X			なす、メロン
好市多コストコ(内湖店)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

?: ?????????? ?????????????????????



# 模倣品、産地偽装の根拠法

## 中国

- + 商標法
- + 反不正競争法
  - 産地偽装、商品品質の虚偽表示
- + 製品品質法
  - 産地偽装、認証マークの偽造・盗用

## 台湾

- + 商標法
- + 公平交易法
  - 不正競争、公正取引
- + 商品表示法
  - 産地偽装
- + 消費者保護法
  - ネットショッピング等



# 模倣品・産地偽装の対策のまとめ

## 模倣品、産地偽装が見つかった時

### 模倣者、産地偽装者を調べる

1. 市場調査を実施し、どこで誰によって販売されているかを調査する
2. 流通経路を探り、生産者と生産現場を把握する
3. 生産者の素性を洗い、生産者ネットワークを調査する

## 対策のオプション

### 行政手続き

1. 販売業者を摘発する
2. 生産者まで調査し、生産現場を摘発する

### 警告書を出す

販売業者、流通業者、生産者に警告書を送付する

### 司法手続き

## 冒用商標を取消し又は無効にする

1. 商標公告後または登録後の一定期間内、異議を申立てることができる
2. 一定期間登録商標が使用されていないことを理由に不使用取消し審判を請求できる
3. 除斥期間内であれば、登録に瑕疵があることを理由にその登録の無効を請求できる
4. 除斥期間過ぎた場合でも、登録に悪意があったことを立証できればその登録を無効にできる

監視(ウォッチ)の必要性



THOMSON REUTERS

譲渡交渉もオプション

## お問い合わせ先

トムソンコーポレーション株式会社  
トムソンブランディング事業部  
〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4

経営企画 開発室長 鶴岡 直樹  
TEL : 03 - 5733 - 6120  
FAX : 03 - 5733 - 6130  
E-mail : naoki.tsuruoka@thomsonreuters.com



THOMSON REUTERS

# 東アジアにおけるブランド保護の 課題と対策

特許業務法人三枝国際特許事務所  
弁理士 中川 博司  
弁理士 岩井 智子



## 背景

世界的な日本食ブームの広がり  
「MADE IN JAPAN」信仰  
アジア諸国の経済発展に伴う富裕層の増加  
内外の食品偽装事件等に伴う消費者の食の安全性への関心  
農産物、水産物、それらの加工品のアジア諸国への輸出  
地域ブランドを育成させるための日本における法整備と意識の高まり  
**様々な事件の発覚**

台湾や中国に出かけると、日式とか日本食堂、日本料理、回転寿司、ラーメンの店などをよく見かけると思います。中国、台湾、韓国では、日本の料理が割とポピュラーになっているなという体験をされるかと思います。中国・韓国では、デパ地下に行きますと高級食材を売っています。そういう高級スーパーマーケットに行けば、日本の食材もたくさん目にされると思います。そうすると、日本の農産物というものも相当出回っているなという経験をされるかと思います。これが現在の状況です。

レジュメでは、富裕層が増えていると解説しています。かかる国々の富裕層の内実もご報告いたします。

## 問題点

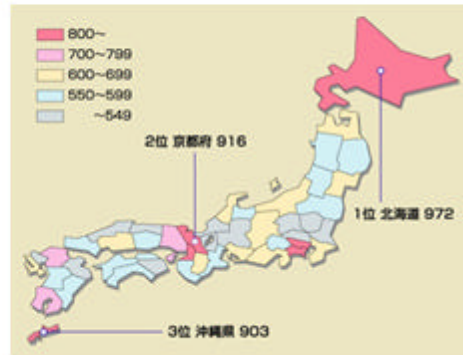
農産物や水産物の関連組合や団体の知的財産権保護に対する甘さ

そもそも日本においても商標として権利化できないことを理由に地域ブランドの保護を重要視していない

アジア諸国(特に漢字圏)における第三者の先駆け出願の発覚と対応の遅れ

例: 青森事件、讃岐事件

↓  
輸出ができない!



出所: NIKKEI-R 地域ブランドサーベイ  
[http://www.nikkei-r.co.jp/area\\_brand/total.html](http://www.nikkei-r.co.jp/area_brand/total.html)

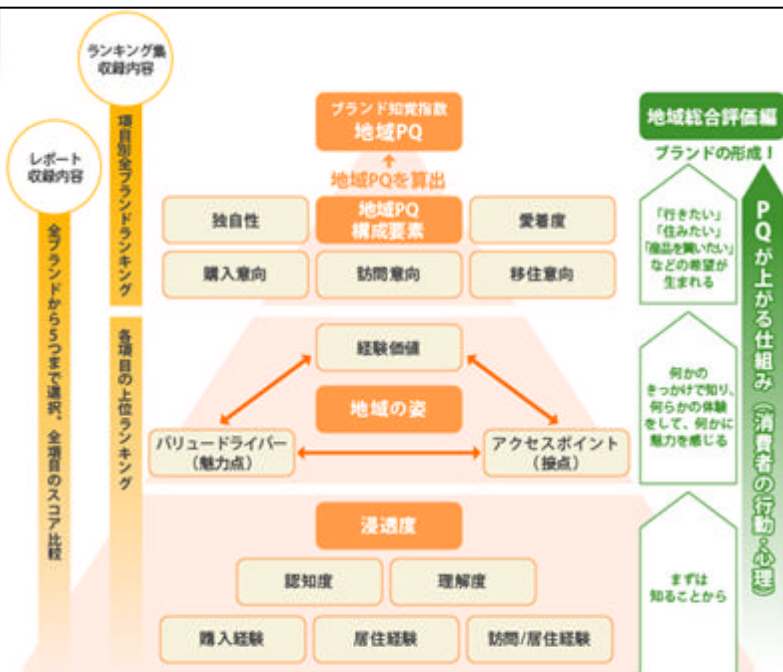
地域PQ値によるランキング

独自性、愛着度、購入意向、訪問意向、居留意向から算出した総合指標

5年ほど前に起こった問題で、青森事件と讃岐事件があります。

中国における青森事件ですが、中国のかたが「青森」という表記の商標について、商標権を5つの区分各々で認めますよと、中国商標局の官報に掲載されてしまったという例です。これに対し、青森県の農林水産団体は24ありますが、24がすべてそろって異議申立てをして、5年間かかってやっと申立てを認めてもらったという事件です。申立てが認められないということになりますと「青森」という漢字表記について、中国で青森産の本来の日本産品に付した場合、中国人の商標権の侵害になる、使えないだけでなく、工商行政管理局が乗り込んできて、レイドと称して物品を押さえてしまう破棄してしまうという対象になってしまうという事件です。

台湾における讃岐事件は、台湾のかたが「讃岐」について、うどん麺などが含まれる商品分類で商標権を取得してしまったという例です。



出所: NIKKEI-R 地域ブランドサーベイ  
[http://www.nikkei-r.co.jp/area\\_brand/total.html](http://www.nikkei-r.co.jp/area_brand/total.html)

## 都道府県ランキングTOP20

順位	全体順位	地域名	地域PQ	順位	全体順位	地域名	地域PQ
1	1	北海道	972	11	60	広島県	693
2	4	京都府	916	12	61	長崎県	692
3	5	沖縄県	903	13	62	静岡県	691
4	9	大阪府	849	14	63	長野県	689
5	11	東京都	840	15	66	愛知県	687
6	16	神奈川県	803	16	87	千葉県	664
7	18	兵庫県	799	17	102	新潟県	656
8	30	福岡県	758	18	117	青森県	643
9	44	鹿児島県	720	19	162	宮城県	618
10	59	奈良県	697	20	184	石川県	604

## 旧国名・地域名ランキングTOP10

順位	全体順位	地域名	地域PQ	順位	全体順位	地域名	地域PQ
1	25	琉球	765	6	77	飛騨	674
2	49	伊勢	708	7	82	土佐	667
3	52	讃岐	705	8	85	紀州	666
4	55	信州	700	9	102	加賀	656
5	67	湘南	685	10	105	十勝	655

出所：NIKKEI-R 地域ブランドサーベイ

[http://www.nikkei-r.co.jp/area\\_brand/total.html](http://www.nikkei-r.co.jp/area_brand/total.html)

日本国内における都道府県名と旧国名や地名のブランド力の調査結果です。このブランド力の調査は、民間の一つの調査結果にすぎませんが、認知度、情報接触度、居留意欲、観光意欲、食品や製品の購入意欲、歴史や学術、芸術、それに先端技術に関する地名のイメージ度などを総合評価してランキング化したものです。

## つまり、地名も「ブランド」

地名を付すことで商品価値が高まり、購買力が高まる

商品に産地認証シールを貼付

地名をそれぞれの都道府県、市町村、組合、団体で保護していく

地域ブランド認証制度、育成事業の強化 [http://www.ipr.go.jp/chiiki/chiiki\\_brand.html](http://www.ipr.go.jp/chiiki/chiiki_brand.html)

地域団体商標の取得



日本の商標法というのは、地名は自由に産地のかたに使わせたらどうか、そういった自由競争というのを地名について、つまり個人が独占権という商標権を取得できるという対象にせず、地名のネームバリューを自由使用によって高めてもらえばいいという考えです。ところが、一方パリ条約、わたしたちが商標とか特許の保護を国際的に図るために一番古い、一番基本となる条約というのが1883年にできていますが、このパリ条約の考えは日本の考えと違って、ボルドー、シャンパーニュというような地名を地名産品として扱う人以外の人に無断で使用された場合、輸入規制をかけてもよろしい、国内とか、輸入の時点での差し押えを認めなさいという強制的な規定で、指導しています。これが、日本と国際的な条約の考え方の食い違いところだろうと思います。ここで皆さんに、ご理解いただきたいのは、まず、日本の商標法というものの制度設計がどうなっているかの再確認をしていただくことに加え、中国とか台湾の商標法というのは、日本の地名表記について、どういう法律的な手当、や運用をしているかということです。

# ブランドの保護対策

ブランド保護の必要性についての意識改革

日本の商標法における地域ブランドの商標登録

流通国への速やかな出願、権利化

流通国の制度に合わせた権利化

※地域団体商標の登録の検討

地域ブランドを発展させ育成していく土台作り

地域ブランドの活性化と広報活動

地名ブランドをどうにふうに育成し、浸透させるかという方法ですが、これは、いかようにでも手段はあるかと思えます。こだわり、あるいは付加価値というものをどうにふうにつけたらいいかということ、産品であれば、品種であるとか、作り方であるとか、地域性、歴史、情報、パッケージのデザインといった側面で、知恵を出され、宣伝されるということが、必要ではないかと思えます。やはり地方産品を全国水準に引き上げるには、情報の発信も幅広くしていただくというのが必要です。付加価値というのは、いうまでもなく希少性、ストーリー性、話題性を提供することであります。

## 商標出願の対象(国際分類)

29類 食肉、食用魚介類(生きていないもの)、  
加工水産物、加工野菜、乳製品

30類 茶、菓子、米、加工食品

31類 食用魚介類(生きているもの)、果実、野  
菜、種子

32類 ビール、飲料

33類 日本酒、洋酒、果実酒

※他の国もほぼ共通

農産品については、国際条約の中に商品やサービスの分類に関するニース協定というのがあって、この中に、具体的な区分を挙げています。農産品に対する区分というのは、大きく分けて5つあります。29類、これは食肉などが含まれる区分、30類、茶・お菓子・米などが含まれる区分、31類、鮮魚・果物・野菜などが含まれる区分、32類、ビールやソフト飲料などが含まれる区分、33類、お酒が含まれる区分、この5つの区分を念頭に置いて、商標権の取得をしていただくことが必要になります。

## 日本の商標法では？

### 登録要件

その **商品の産地、販売地**・・・を普通に用いられる方法で表示した **標章のみ**からなる商標は登録を受けることができない(3条1項3号)

(1) 国家名、国家名の略称、現存国の旧国家名→商品に拘わらず拒絶(登録不可)

(2) 首都名、州名、県名、州都名、省名、省都名、郡名、県庁所在地(県都)、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、著名な繁華街、著名な観光地→辞書に掲載されていなくとも商品と結びつく要因があれば拒絶

商品の **品質の誤認**を生ずるおそれがある商標(4条1項16号)

### 権利の効力が及ばない範囲(26条)

商標権の効力は指定商品の産地、販売地・・・を普通に用いられる方法で表示する商標もしくは商標の一部には及ばない

日本の商標法で、地名の扱いは、3つのポイントをご理解いただく必要があります。まず、商標はどういう条件を充足していたら登録になるかという商標の登録要件がひとつです。それから、そういう地名が含まれた商標権が他人に取得された場合、商標権ということで、一方的に地名表記が使えなくなるのかという点です。これは、調整規定がありますというのが2つ目です。もうひとつは、地名を商標権の出願より前に使い始めておりある程度、地名として認知されている、周知になっているといった場合には、その地名表記を継続して使える、これを先使用権といいます。こうい先使用権の規定が32条に置かれている、これが3つ目のポイントです。

【登録番号】第4680657号  
 メイシーズ キャンディーズ リミテッド



第30類 中国産のアイスクリーム用凝固剤, 中国産の家庭用食肉軟化剤, 中国産のホイップクリーム用安定剤, 中国産の食品香料(精油のものを除く。), 中国産の茶, 中国産のコーヒー及びココア, 中国産の氷, 中国産の菓子及びパン, 中国産の調味料, 中国産の香辛料, 中国産のアイスクリームのもと, 中国産のシャーベットのもと, 中国産のコーヒー豆, 中国産の穀物の加工品, 中国産のアーモンドペースト, 中国産のぎょうざ, 中国産のサンドイッチ, 中国産のしょうまい, 中国産のすし, 中国産のたこ焼き, 中国産の肉まんじゅう, 中国産のハンバーガー, 中国産のピザ, 中国産のべんとう, 中国産のホットドッグ, 中国産のミートパイ, 中国産のラビオリ, 中国産のイーストパウダー, 中国産のこうじ, 中国産の酵母, 中国産のベーキングパウダー, 中国産の即席菓子のもと, 中国産の酒かす, 中国産の米, 中国産の脱穀済みのえん麦, 中国産の脱穀済みの大麦, 中国産の食用粉類, 中国産の食用グルテン

10

この商標の構成は、「北京」という文字があって、北京の繁華街「王府井」という表記があり何か図形がくっついている。このような文字と図形の結合した登録商標です。「北京」という文字は、私ども需要者は中国の首都だと理解します。そうしますと、その下に30類と書かれている中の商品も、中国産以外のものであれば、「北京」という文字が書いてあることから勘違いしてしまうので、中国産に限定しなさいというのが、日本の特許庁の審査運用です。

【登録番号】第5019605号  
株式会社ライフスタイル



Shanghai 上海

第20類 家具

家具という商品について「上海」という商標の登録例です。その登録商標の構成は、アルファベットと漢字であり、表現が変わった形で書かれている漢字です。これは、先ほど普通に用いられる方法ではないといった場合には、商標の登録を受けられるとご説明しましたが、漢字が、ここまで変容している形であれば、これは全体として他人のマークと区別できることから、登録が認められたものです。

【登録番号】第5065487号  
株式会社都市生活工房アンドパートナーズ

落陽(標準文字)

第33類

日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒

「落陽」という漢字表記について、指定商品お酒について、登録が認められた例です。この「落陽」というのは、中国の河南省の都市の名前ですが、一般の日本の需要者というのは、都市の名称と認識するよりは、夕日が落ちたというような情景を理解する漢字である、こういう理由で、一般の需要者が地名というふうに認識しないということで登録が認められたものです。

【登録番号】第409821号  
株式会社直勝筆

九  
龍

第16類 文房具類等

これは中国の広東省、イギリスの租借地内にある都市の名称ですが、これも文房具と関係ない、商品との関係性を直感させないという理由で、登録を認めたと考えられます。この登録番号が40万台ですから、昭和20年代の後半くらいの登録で、昔の登録として認められたと想像できます。現在は、「九龍」というのは、やはり広東省の都市の名称だと需要者が理解できるということで、これは、登録が認められないという結論が大半だろうと思います。

## 事例) 佐賀ほのか

佐賀のブランドイチゴ

日本では種苗法上の登録品種

他にブランドみかん「J-PON」等

中国、香港、台湾で2006年に出願

出願人: 佐賀県

商標「佐賀穂香」

台湾では、2006年10月30日出願、2007年10月16日登録

香港では、2006年3月29日出願、2006年9月20日登録(ひらがな「さがほのか」も)

中国では、2006年3月31日出願、2008年10月13日拒絶、  
2008年11月拒絶査定不服審判請求(現在係属中)

日本の場合には、品種の登録については、農水大臣のほうに種苗法に基づいて申請しなさいとなっています。そして、果物については、独占使用が25年、米については30年認めますとなっています。こういった種苗法に基づいた保護期間というのが経過した後には、商標の登録は認めずに、その製品の一般の名称として使いなさいとなっています。この種苗法で登録を受けた「佐賀ほのか」について、佐賀県は申請を台湾、香港、中国で行ったわけです。台湾と香港では無事登録を受けることができましたが、中国については、残念ながら他人の権利が既にありますという事で、商標局の判断では登録が認められませんでした。不服申し立ての場合には、拒絶査定を受け取ってから15日という短い期間になりますが、商標評審委員会というところに、不服申し立てができます。ここで現在、事件が継続しているという状況です。

《中国》

商标的详细信息			
注册号/申请号	5255580	国际分类号	31
申请日期	2006-03-31		
申请人名称(中文)	佐贺县	申请人地址(中文)	日本国佐贺县唐津市南一丁目1-59号
申请人名称(英文)	SAGA-KEN	申请人地址(英文)	1-59-1 CHOPE, JONAI, SAGA- SHI, SAGA-KEN, JAPAN 840- 8570
商 标 图 像			
商 品/ 服 务 类 别	新鲜草莓; 冷冻草莓信息 ...	商 包 围	3105

注册号/申请号	3826884	国际分类号	31	申请日期	2003-12-03	注册号/申请号	4100204	国际分类号	31	申请日期	2004-06-03
申请人名称(中文)	佐贺县	申请人地址(中文)	辽宁省沈阳市皇姑区北大街96号 甲-5			申请人名称(中文)	同达特	申请人地址(中文)	广东省广州市白云区钟落潭镇		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)				申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商 标 图 像				商 品/ 服 务 类 别	新鲜种子; 南瓜; 西 瓜; 芹菜; 豆科蔬 菜; 西瓜; 甜瓜; 食 用坚果; 蔬菜; 冷冻干蔬菜; ...	商 包 围	3103 3105 3106 3107	商 标 图 像			
商 品/ 服 务 类 别				商 品/ 服 务 类 别	未加工谷物; 燕麦 类; 薯类; 植物用种 子; 各种; 植物种 子; 植物种子; 面 粉; 各种蔬菜; 野 菜; 蔬菜; 冷冻干蔬菜; ...	商 包 围	3103 3105 3106 3107	商 品/ 服 务 类 别			

15

これらのコピーは、通達商標サービスセンターのデータベースから取ったものです。佐賀県は、「佐賀穗香」という漢字の名称で、中国で申請しました。既に、下2つの「佐賀」と「穗香」と読める他人の先行商標権があったわけです。これについて、現在係争をしている状況です。

## 中国の商標法では？

### 登録要件

県クラス以上の行政区画の地理的名称又は**公衆に知られた外国の地理的名称**は商標としてはならない。ただし、その地理的名称が別の意味合いを有し、又は団体商標、証明商標の組成部分になっている場合を除く(10条2項)

- ・出願人名義にその地名が含まれており、商号を商標とする場合は除外 例:長谷川香料(上海)有限公司
- ・公衆に広く知られた地理的名称と文字や音が似ており、誤認を生じさせる場合は適用 例:「札幌」(33類 果実酒)
- ・日本とは違い、指定商品との関連性が希薄
- ・日本の「のみ」の規定はない→組成部分であっても拒絶

権利の効力が及ばない範囲(実施条例49条)

登録商標に組成される地理的名称については、商標権者は他人の正当な利用に対する禁止権を有しない

中国は日本と全く違って、非常に画一的な登録要件の文言を置いています。次のような内容です。ひとつは、県クラス以上の行政区画の地理的名称、これは商標の登録を認めないという規定です。問題は、「または公衆に知られた外国の地理的名称は商標としてはならない」と規定されているところです。

外国の有名な地理的名称とらうふうに、結果としては中国の公衆が、その出願の時知っていたかどうかを立証するというのが、商標権を中国で取得してしまった地理的名称については必要となります。これが、日本にとっては非常に不利で、中国中心の登録要件を規定している内容となっています。

また、日本と違って指定商品との関連は見ません。日本のように「のみ」という規定はなく、適用は画一的だということです。

また、権利の効力が及ばない範囲についての規定も、形の上では、中国は置いています。ところが、地名として自由に使える範囲は極めて限定的というふうに、この文言から考えられます。厳格に適用されてしまうと、中国の人が地名と認識しなければ、商標の登録をどんどんとられてしまう。それから地名について商標権をとられてしまって、日本の本家本元が地名として使うといった場合には、地名として使うということで使えるのではなくて、正当な利用であるということを具体的に立証しないと使えないということになっています。

# 中国の公衆に知られたレベル

公衆に知られたレベル

東京、北海道、神戸、長野、札幌、名古屋

審査官によって分かれるレベル

広島、奈良

公衆には知られていないレベル

宮城、鹿児島、熊本、佐賀、千葉、神奈川、仙台、岩手

※他の意味が生ずる地名

京都、千葉、山梨、広島、東京、山口

著名な地理的名称以外は保護すべき法的根拠はない！

第三者が権利化しても取り消すべき法的根拠がない！

↓

早めの出願を！ ex:岐阜、会津

中国の公衆が、外国の有名な地名だと認識するものは、「東京」、「北海道」、「神戸」、「長野」、「札幌」、「名古屋」といったものです。中国の商標審査官によって考え方が分かれるのは、「広島」、「奈良」です。以下、公衆には知られていないので、一方的に中国企業に商標権が取得されてしまう日本の地名が、「宮城」、「鹿児島」、「熊本」、「佐賀」、「千葉」、「神奈川」、「仙台」、「岩手」といったものです。

## 公衆に知られたレベル



19類 拒絶査定

神戸

29類 拒絶査定

神戸屋

29類 拒絶査定

図形と東京「TOKYO」が結合しているもの、これは19類、プラスチック製の建築専用材料などの区分については、やはり外国とはいえ中国でも地名と認識するからだめですとい判断です。

「神戸」が29類、食肉の区分、「神戸屋」も29類の区分で、商標登録はだめですといわれており、ここは納得できるところです。



神戸 KOBEE

9類 拒絶査定



30類 拒絶査定



29類 拒絶査定

「神戸」については、9類、産業機械の区分の例ですが、これについても外国の地名と中国のかたに認識されることからだめです。それから「長野」、その下の牛が走っているような図形に「長野」と書かれているものも、日本の地名だと認識されて、登録が認められていません。



名古屋

43類 拒絶査定



名古屋

3類 拒絶査定



2類 拒絶査定

「名古屋」についても、43類、レストラン業などのサービスを含む区分、3類、洗剤とか化粧品の区分、2類、塗料の区分などで、登録を認められていないという状況です。

## 審査官によってわかれるレベル



ならづけ

**奈良漬**

25類 拒絶査定

29類 拒絶査定

図形と「広島」が結合されたもの、これは25類の衣類などが含まれる区分ですが、これについては拒絶になっておし納得できるかと思えます。

「奈良漬」についても、29類の食肉について拒絶になっています。

## 公衆には知られていないレベル

宮城

30類 出願中

宮城  
Gongcheng

31類 公告中

鹿兒島

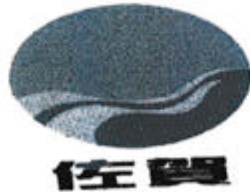
35類 異議申立中

「宮城」については、30類で、お茶、菓子、米について、既に申請されています。すると、宮城米というものを中国に売りに行く場合には、この申請が商標登録されてしまいますと、これは商標権の侵害で「宮城」という表記の削除が求められてしまう事態が想定されます。「宮城」は31類、魚・果実・野菜の区分でも官報に掲載されています。鹿兒島」は35類、広告宣伝というサービスの区分ですが、これについて公報に掲載され、現在係争中という状況です。



熊本

33類 登録済



12類 登録済

佐賀  
zuohe

31類 登録済

熊本」は、33類のお酒について中国企業に登録されてしまっています。  
佐賀」は12類、乗り物の区分で登録されてしまっています。  
佐賀」は、31類、果物、野菜の区分で登録されています。

# 佐賀

29類 登録済



千 叶

29類 登録済



千葉名茶

30類 登録済

「佐賀」とか「千葉」というのも各々の食品区分について中国企業によって登録されています。



11類 登録済



29類 登録済



29類 登録済

「神奈川県」は11類、電気機械器具の区分で、「仙台」「岩手」については29類の食肉の区分について、既に中国において、中国企業が権利取得してしまっているという状況です。

## 地域の手当てがされている例

# 岐阜

25類他 登録済  
財団法人岐阜県産業文化  
振興事業団

# 会津

33類他 出願中  
財団法人福島県産業振興  
センター

日本の事業団のかたが、積極的に中国で申請し権利固めされているのが、「岐阜」「会津」です。「岐阜」は、25類、衣服・履物の関係で権利取得していますし、「会津」についてもお酒のたぐいで権利取得されているという状況です。したがって、結論から言えば、中国では地名であったら画一的に登録を認めませんということではなく、中国の公衆が、外国の有名な地名であると認識して初めて、地名であるという判断をされ、商標登録から外すという判断になるわけですから、中国企業が商標権を取得してしまっていると、無効審判などで、そういう条件を果たして、どうい形で立証し、明確にすることができるのかというのが、大きな問題になってきます。

## 意識の違い

中国では、地名を団体商標や証明商標として「●●市  
●●協会」等で権利化させる意識が高い

既に、内外を含む400件近くの地理的名称が中国で  
「正当に」登録済

（2008年7月27日現在「中華商標2008年9月号」より）

「琉球泡盛」は「沖縄県酒造組合連合会」名義で、中  
国、台湾、香港等で団体商標済（中国は出願中）

団体商標として、「琉球泡盛」というのが、積極的に権利化を図っている具  
体的な事例をご覧ください。

# 団体商標としての権利化

《台湾》

商標種類	商標種類	正標種類	商標種類
註冊/審定號	01325447	正註冊/審定號	01325447
申請案號	99607796	國籍	日本
申請日期	99/10/09	註冊日期	99/08/16
審定公告日期		註冊公告日期	99/08/16
審定公告卷期		註冊公告卷期	95-296
優先權日期		優先權國家	
商標顏色	藍色	專用期間	10/08/15
申請人/商標/標準權人	中文名稱	沖繩縣酒造組合連合會	
	中文地址	日本	
	英文名稱	OKINAWA DISTILLERS ASSOCIATION	
	日文名稱		
代理人	中文名稱	環球泡盛 奉文樓	
	中文地址	臺北府松山區敦化北路201號1樓	
商標中文			
商標英文			
商標日文			
商標記號			
商標圖樣不在專用之列			
商標圖樣描述			
說明文字內容			
商品類別	33	類似組群	330101 - 3301 - 3301 - 430201
		類品名稱	日本沖繩縣產之泡盛酒：蒸餾酒：酒（啤酒除外）

28

台湾では、2008年8月16日に沖縄県酒造組合連合会の名義で出願し、登録されています。多区分指定を利用して、5類の薬剤、32類のビールや飲料、33類の日本酒、洋酒、果実酒、そして43類のサービスである飲食物の提供について権利取得されています。



## 《香港》

香港特別行政區政府知識產權署商標註冊處  
Trade Marks Registry, Intellectual Property Department  
The Government of the Hong Kong Special Administrative Region

商標紀錄 Trade Mark Records	
[210] 申請編號: Application No.:	300972108
狀況: Status:	已收核申請資料, 申請待決
[540] 圖樣: Mark:	琉球泡盛 琉球泡盛
[550] 商標種類: Mark Type:	集體商標
[730] 申請人 姓名/名稱、地址: Applicant's Name, Address:	沖繩蒸酒造組合連合會 日本 沖繩那霸市 港町二丁目9番9號
[740] 申請人的送達地址: 750] Applicant's Address For Service:	遠近法律師事務所 香港 中環都爹利街11號 律敦治中心疊訊大廈1408室
代理人地址: Agent's Address:	香港 中環都爹利街11號 律敦治中心疊訊大廈1408室
[511] 類別編號: Class No.:	33
[511] 貨品/服務說明: Specification:	類別33 酒(啤酒除外); 蒸釀酒; 日本沖繩蒸酒之泡盛酒。
[220] 提交日期: (日-月-年) Date of Filing: (D-M-Y)	12-18-2007

香港でも33とらお酒の類で、「琉球泡盛」が団体商標という形で申請されています。

## (参考) 団体商標と証明商標

### 団体商標

団体の構成員であることを表示するために使用するもの

### 地域団体商標(日本)

組合自身または構成員が使用する商標として需要者に周知されており、地名名称+商品名等から構成されるもの

例「草加せんべい」「有馬温泉」「仙台黒毛和牛」

### 証明商標

商品の特徴(原産地、製造方法、材料等)を証明するもの

団体商標は、例えば、農業協同組合であれば、そういう組合名で権利を取得します。組合に所属する構成員に、その商標を使わせる形で、取得する母体と使う人が違うといったものが、団体商標です。したがって、権利の所有者と使う人が違うわけですから、どういうルールで団体に入れるのか、あるいはどういうルールで商標を使えるかを明確にするのが、やや難しいというような制度になります。日本の場合には、中国で地名に関する権利取得というのは、積極的に団体商標も検討しながら取得していくことが必要となります。

## 中国の商標制度の特徴

国家工商行政管理総局商標局への商標登録出願

団体商標、証明商標制度

国際登録出願の対象国←権利化は早い！

年間70万件以上の膨大な出願数→権利化の遅延

出願から公告または拒絶までに3～3年半

調査 150\$前後

出願 450\$ ※委任状必須

公告／登録 120\$

中国の商標制度ですが、まず、管轄の役所、国家工商行政管理総局の商標局、役人総数60万、そして、中国の最高議決機関は全人代ですが、この全人代で3020人、代表委員がいますが、この工商行政管理総局は、最大の行政機関ということもありこの総局長は、全人代の席次50番くらいですので、非常に権限を持っている役所です。この役所の中に商標局というのが所属しています。この商標局で商標権の取得の審査、それから管理を行っています。

## 権利化されてしまった場合の対策

他人が出願中の場合

情報提供制度は存在しないため、公告まで待つ、もしくは交渉

公告中の場合

公告から3ヶ月以内に異議申し立て

※青森事件 客観的証拠(後述)を多数提出

登録済の場合

登録から5年以内に無効審判

登録から3年経過している場合には不使用取消

中国企業が、商標の登録をしてしまったらどうするのかという対応策の確認です。他人が出願しているのを通達商標サービスセンターのデータで確認し、トムソンブランディのウォッチングをして分かったという場合、公告後3箇月の異議の申立期間があります。この3箇月に異議の申立てをしたら、必ずつぶれるということではなくて、地名であると中国で認定される登録要件は何か、それを立証できる具体的な資料はあるのかということを検討した上で、申立理由があるという判断に至った場合には、異議の申立てをしていただくということが肝要です。申立理由とその資料の再検討ということが、非常に大切になってきます。

中国で商標の登録をされてしまったという場合には、除斥期間という審判請求をすることができるという期間が5年ありますから、ともかく商標登録から5年以内に請求をしていただくことです。もうひとつは、登録から5年を経過しているときでも、中国国内で3年間、具体的な商品・サービスについて使っていないという場合には、商標局に対し、不使用の登録取消請求ができます。

## 権利を取消(無効にする)ための資料

現地の消費者が他人の出願当時に「地名」として認識しており、かつ周知していることを認識させるに足りる客観的資料を収集する

現地の新聞記事、雑誌(できる限り当該国、当該国言語のもの)

販売拠点、販売ルート

輸出入関連書類

他国の商標登録関連資料

市場調査報告書(鑑定書)

商標及び地域名称の評価、ランキング等の客観的資料

過去の類似判決等

例: 青森事件(中国)、越後事件(台湾)

## 台湾の商標法では？

### 登録要件

指定商品の性質、品質又は原産地について公衆に誤認を生じさせる虞があるものは拒絶される(23条1項11号)

他人の商品の…原産地を証明するために標章を排他的に使用する者は、**証明標章**登録出願をしなければならない(72条)

出願商標に原産地等を含む場合には、排他権を放棄することで登録可能(19条)

社会的団体等が法人として存在しており、その団体又は会員資格を確認するために標章を排他的に使用しようとするときは、**団体標章**登録出願をしなければならない(74条)

### 権利の効力が及ばない範囲

商標としてではなく、善意かつ公正な使用方法によって、原産地その他の説明を表示する者は、他人の商標権の効力に拘束されない(30条)

台湾の商標法では、2003年に改正法が施行になり 先進的な商標法になったわけですが、地名の扱いについては、いささか台湾中心主義の規定になっています。登録要件は次のように規定されています。指定商品の性質、品質または原産地について公衆に誤認を生じさせるおそれがあるものは、商標の登録を認めません」と書いています。単に、原産地であるという認識だけでは不十分であり 加えて、台湾の公衆に誤認を生ずるおそれがある、こういったものが地名と認定され、初めて商標の登録を認めないという結論になるといふ文言です。そうすると、日本の需要者が地名である、誤認すると認識するだけでは不十分で、台湾の公衆が、その商標権の出願の時に、誤認を生ずるかどうかが、これを立証していくということですから台湾中心の登録要件になっていると理解できます。そうしますと、これもやはり台湾の企業に商標登録を取られぬように、積極的に私どもが取っていくということが必要です。

それから、先使用权という規定は、同じ30条に、形の上では、日本と同じように置かれています。ただ、善意の適正な使用については先使用权が発生するということで、要件がやや誇張されています。

## 台湾における他人の登録例

→誤認を生じさせない＝拒絶がかからない

東京、神戸、名古屋、鹿児島等は「顕著」と言  
い得る(登録がされていないため)



32類 登録済

富山

31類 登録済

「青森」と「富山」は、台湾の公衆に原産地について誤認を生じさせるおそれがないと審査され、台湾企業に取られてしまっています。

石川

32類 登録済

福井

30類 登録済

宮  
崎

29類 登録済

石川」、福井」、宮崎」も登録を認められ、取られてしまっています。

崎 宮

29類 登録済

香 川

30類 登録済

徳島

30類 登録済

宮崎」、「香川」、「徳島」も登録を認められ、取られてしまっています。

**讚岐**

42類 登録済

**讚岐**

29類 登録済

**讚岐**

30類 登録済

問題になった「讚岐」についても、42類のコンピューターソフトの設計サービスについて、29類の食肉の分類、30類、これがうどんや麺が含まれる商品の分類ですが、これについても「讚岐」は、台湾の公衆に誤認を生じさせるおそれがないと審査され、既に取りられてしまっている状況です。

佐賀

29類 登録済

京  
の  
都

29類 登録済

「佐賀」、「京の都」というのも取られてしまっています。

## 台湾で権利を確保している組合・県の例



29類 登録済



29類 登録済

積極的に日本の公共団体や農業協同組合等々が取得している例もあります。『神戸ビーフ』の29類については登録を受けていますし、『佐賀海苔』も29類、海苔加工水産物が含まれる分類で権利を積極的に取得しています。

## 日本の地名の抜け駆け商標問題に関する建議書

2008年3月28日、台北市日本工商会が經濟部智慧財産局に提出

47都道府県名、政令指定都市17市、核心都市35市、旧地名87、地域団体商標358件の日本語標記、繁体字、ピンイン、ひらがな、カタカナを表にしてまとめたものを添付

台湾の企業に商標権を既已取得されてしまっている日本の地名を本家本元が使えない、という状況になってしまっているものがあります。こういう状況を重く見て、台湾の台北の中に、1971年、商工会議所のようなものが設立され、現在は420社余りが所属している日本工商会がありますが、この日本工商会から台湾の特許庁である知的財産局のほうに、これは日本で広く認識されている現在の地名であるので、商標の登録を認めないようしてもらいたいという陳述書を提出しています。それに対し、台湾の知財局の陳局長のほうからは、分かりました、積極的に対応しますという回答をもらっています。ただ、台湾の具体的な審査において、地名認定の一つの資料にするというところまでは、まだ進んでいない状況です。

## 台湾における商標保護

經濟部智慧財産局

団体商標、証明標章制度あり

例:「琉球泡盛」は団体商標

国際登録出願の対象地域ではない!

台湾はパリ条約・マドリットプロトコルに未加盟

調査 7,000NT\$

出願 15,000NT\$

公告／登録 10,500NT\$

台湾における商標制度は、先進的な商標制度になっているというご報告をしましたが、台湾は、1971年の中国の国連復帰により台湾は国連において代表権を失い、国際社会において外交上孤立したこともありパリ条約のような知財の国際条約に未加盟です。台湾は2002年1月1日、中国について144番目の加盟国としてWTOに加盟しました。

## 権利化されてしまった場合の対策

相手方が出願中の場合

情報提供制度は存在しないため、公告まで待つ、もしくは交渉

公告中の場合

公告から3ヶ月以内に異議申し立て

登録済の場合

登録から5年以内に無効審判

登録から3年経過している場合には不使用取消

台湾の企業に取得されてしまった商標に対する対応も、制度の上では、中国と同じような状況です。登録公告に付されますと公告の日から3ヶ月以内に異議申し立てを行うことができ、商標登録の日から5年の除斥期間が経過する前には一定の事由で無効審判が請求できますし、商標登録から3年以上に亘って台湾国内での登録商標の使用がなされないときには不使用取消審判を商標専属責任機関が職権または利害関係人が請求できます。

## 韓国の商標法では？

### 登録要件

その商品の産地等を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標は商標登録を受けることができない(6条1項3号)

顕著な地理的名称・その略語のみからなる商標は商標登録を受けることができない(6条1項4号)

ぶどう酒関連の地理的名称は不登録(7条1項14号)

団体標章及び地理的表示団体標章制度あり

### 権利の効力が及ばない範囲

商標権は、登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に対して顕著な地理的名称及びその略語には効力が及ばない(51条3項)

韓国の商標法における地名の扱いは、これは非常に理解できる十分な規定を置いていると考えられます。韓国は国威高揚のために知財の保護を先進国並みにとい意識で、制度改革をどんどん行ったこともあり日本より先制度そのものは、先進的なものを現在は含んでおり韓国の制度に大体1~2年遅れて、日本の制度改革が行われるという状況になっています。地名についても、しっかりした規定を置いています。

まず、登録要件のところの原則規定は日本と同じです。運用も韓国が審査基準を公表して、日本と同じような運用基準を明示しています。それに加えて、画一的に判断できるように、「顕著な地理的名称・その略語のみからなる商標は商標登録を受けることができない」という明確な規定を置いています。そして、この顕著な地理的名称・その略称についても、商標の審査基準の中で、国家名とか、内外国の首都名、大都市名、広域市や道の名称等々はこれに含まれると、具体的に明示しています。これで、日本と基本的に同じような運用、それから日本人が地名として認識するものは、韓国での登録を阻止できるというような運用を韓国特許庁は行ってくれています。

## 韓国における注意事項

日本と基本的に同一の考え方

権利保護の際には、漢字とともにハングルの  
出願も検討する

国際登録出願の対象国



北海道  
북해도  
HOKKAIDO  
홋카이도

2006.11.29 拒絶例

45

韓国で、日本の公共団体、農業協同組合等々が漢字で権利取得をされ、例えば、北海道という漢字だけで権利取得をし、これで十分であると理解されるのは、間違いだと考えられます。北海道と漢字で書かれているところの2段目、これはハングルで、プクヘドゥと発音します。例えば、プクは北のことですが、北京はプクキョンと発音するような形で、ホッカイドウ、ペキンという通例の発音通りには、韓国人は日本の漢字を理解してくれないということになります。ちなみに商標の構成の「HOKKAIDO」というアルファベットの下のハングルが、ホッカイドウと読めるハングルです。このように、韓国の場合には、日本の漢字について、地名の認定は適切にしてくれるということですが、その読み方については、ハングルで補強した権利取得をする必要があります。



## 香港の商標法(商標条例)では？

### 登録要件

商取引又は事業において、商品の原産地等を指定することに資する標識のみで構成される商標は登録することができない(11条(1)(C))

出願商標に原産地等が構成されている場合には専用権放棄(15条)

団体標章(61条)、証明標章(62条)の制度

権利の効力が及ばない範囲

登録商標はある者による自己の宛先又は営業地名、営業者の営業地名の使用により侵害されない(19条(3)(a)及び(b))

商品の原産地等を指定するに資する標識の使用により侵害されない(19条(3)(c))

香港の商標制度を概説します。香港は1997年に中国に返還された後も、「一国二制度」の政策の下で、中国と別個の独立した商標法令が存在し適用されます。2003年4月4日に施行された新商標条例が現行法です。この条例は、1944年のイギリス商標法の改正事項に倣ったところが多い法制です。

まず原則として、従前の使用主義を大きく変更し登録主義、つまり商標権の効力は主務官庁である知識産権署、商標登録局の商標権の設定登録によって発生するとしました。しかし、コモンロー上の適法な先使用者に対しては、他人が商標権を取得してしまった場合でも一定条件下で善意の同時使用(Honest concurrent use)を認め、ちょうど日本の先使用权のような権利を認めるなど、使用主義的な色彩を残しています。

地名、つまり商品の原産地等の取り扱いについては次のように新商標条例では規定されています。商標権として権利付与されるための商標の登録要件として、識別力のなお商標は絶対的拒絶理由として規定を設けて登録を認めないことにしています。新商標条例11条1項(c)では、「商取引又は事業において、商品の原産地等を指定することに資する標識のみで構成される商標は登録することができない。」と規定しています。加えて、出願された商標に原産地等がその構成に含まれているときは、その原産地等の表記につき専用権を放棄、ディスクレームしなさいと規定されています。また、原産地等の表記がその商標の構成に含まれて商標登録された商標権については、商標権の権利の効力が及びませんよとい形で、登録商標は、第三者の自己の名称や住所、または営業所の地名、そして、商品・サービスの種類、品質、数量、価格、原産地の地名(geographical origin)などの使用に対して、商標権の侵害を構成しない。」という規定を置いています。

## 香港における注意事項

出願時の委任状は不要

出願から存続期間の起算日は出願日(から10年)

情報提供制度はなし

第三者の地名商標の出願への対応策としては、その出願中における情報提供を行う制度を有していませんが、出願公告から3ヶ月以内に異議申立てを行うことが可能です。この申立期間は、従前のように2ヶ月の延長が認められなくなっていますので、期間を遵守した申立てを行う必要があります。また、第三者の地名商標が登録された後には、香港領域内で登録商標の使用の実績が3年以上に亘ってないときには何人も不使用の商標登録取消しを請求することができます。この3年は香港では商標権の設定登録が行われると、その商標出願の日に商標登録されたものとみなされ存続期間も出願の日から起算されるのと同様、不使用期間も出願の日から3年が計算されることとなります。この不使用の商標登録取消しの請求は、商標登録局の登録審査官に請求することもできます。また、加えて、香港高等裁判所に対して出訴する形での請求も認められています。

香港での商標の審査はたいへん迅速に行われています。出願されて1~3ヶ月位で方式、実体審査を経て出願公告に付されています。したがって、香港においても新商標条例の下、先願主義が原則とされて、迅速に出願商標の審査が行われている現状ですから、日本の農産品について産地名称の使用を確保するうえでも、速やかに必要な産地名称や産地名称を含んだデザインのシールを各製品の分類で出願され、商標登録を確保されておかれる必要があるかと思えます。

## 中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について 2008.8

1)中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供



[http://www.ip.o.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo\\_syutuqantaisaku.htm](http://www.ip.o.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutuqantaisaku.htm)

2)北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

3)適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

## まとめ

地名ブランドは価値あることを認識する  
日本における地域団体商標の取得の要否を検討する  
中国、台湾その他の流通(予定)国への権利化を急ぐ  
既存の他人の登録がある場合には対策を検討(代理人、JETRO、地域団体、行政等を利用)  
ブランドを名乗ることができる品質基準を詳細に規定  
ブランドを商品・包装・宣伝物等に正しく付し、広く利用していく



ブランド価値の向上

# ご清聴ありがとうございました

講義に関する質問・問い合わせ先

特許業務法人 三枝国際特許事務所



大阪オフィス (06) 6203-0941

東京オフィス (03) 5511-2855



saegusa@po.sphere.ne.jp

<http://www.saegusa-pat.jp>

## 2. アンケート票

平成 20 年農林水産省委託事業「海外における模倣品及び産地偽装の現状調査」

貴団体名： \_\_\_\_\_

記入ご担当者： \_\_\_\_\_

連絡先：TEL \_\_\_\_\_

### 海外における農水産物の模倣および産地偽装に関する調査

Q0. 貴団体が商品化している農林水産物またはその加工品で海外へ輸出しているか、輸出を検討しているものがありますか

ある ..... Q0 - 1へ

ない .....これで質問は終了です。FAX をご返信ください。有難うございました。

Q0-1. 海外で商品の模倣または産地偽装被害の報告を受けたことがありますか

ある ..... 下記記載の上、2 ページのQ1へお進みください。

被害に遭っている対象産品と対象国・地域を記載ください

対象産品	被害に遭った国・地域

ない

Q0-1-1. 海外での模倣品または産地偽装の以下の対策を実施又は検討していますか（複数回答可）

特に対策は考えていない

知的財産権の早期取得

自団体又は現地出先機関による市場調査

市場調査を外部機関に依頼

現地行政府に取締まり強化を依頼

その他

( )

模倣または産地偽装被害の報告を受けていない方への質問は以上で終了です。

FAX をご返信ください。ご協力有難うございました。

- Q1. 模倣または産地偽装の実態はどのようなものでしたか（複数回答可）
- 商標権侵害
  - 産地偽装
  - デザイン模倣
  - トレードドレス（製品のパッケージに使われる宣伝用印刷物や包装など全般の形態）、商号、地名のただ乗り
  - その他（ ）
- Q2. 模倣／産地偽装が発覚した経緯はどのようなものですか（複数回答可）
- 現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告
  - 現地にいる日本人からの報告・苦情
  - 現地にいる日本人以外の人からの報告・苦情
  - 日本からの調査団によって発見した
  - 調査会社からの報告
  - その他（ ）
- Q3. 発見した模倣品／産地偽装品について質問します。
- Q3-1. 真性品との価格の違い
- （ ）
- Q3-2. 真性品との品質の違い
- （ ）
- Q3-3. その他、真性品との違い
- （ ）
- Q4. 模倣品／産地偽装品が出た理由について心当たりはありますか
- ある
  - その理由（ ）
  - 特にない
- Q5. 模倣品／産地偽装品発見後、どの程度市場に出回っているか市場調査を実施しましたか
- 実施した
- Q5-1. どのように実施しましたか
- 自団体で実施した
  - 調査会社に委託した
  - その他（ ）
- Q5-2. 調査費用は幾らくらいでしたか
- （ ）円くらい
- Q5-3. 被害総額の概算を算定しましたか。幾らくらいでしたか
- 被害総額は概ね（ ）円くらい
  - 被害総額は不明
- 実施していない

- Q6. 模倣品 / 産地偽装品発見後、模倣者または偽装者の素性調査を実施しましたか  
 実施した  
 実施していない
- Q7. 模倣品 / 産地偽装品発見後、行政機関に摘発しましたか  
 摘発し、取締りが行われた  
 摘発したが、取締まりは実施されなかった  
 摘発していない
- Q8. 模倣品 / 産地偽装品発見後、何か対策は講じていますか。講じている対策は何ですか。  
 対策の目的は何ですか  
講じている対策:(複数回答可)  
 知的財産権の早期取得  
 自団体又は現地出先機関による定期的な見回り  
 定期的な調査を外部機関に依頼  
 模倣業者、産地偽装業者に対する警告状送付  
 現地行政府に取り締まり強化を依頼  
 特に対策は講じていない  
 その他 ( )
- 対策の目的:(優先順位を付けてください)  
 ( ) ブランド保護  
 ( ) 食の安全面での消費者保護  
 ( ) 売上増  
 ( ) その他 ( )
- Q9. 年間の対策予算はどの位ですか  
 特にない  
 50万円以内  
 100万円以内  
 200万円以内  
 500万円以内  
 500万円超
- Q10. 公的機関からの支援で、一番望んでいるものは何ですか(複数回答可)  
 相手国・地域行政府への働きかけ  
 自国での知的財産に関する啓発活動  
 相手国・地域での知的財産に関する啓発活動  
 現状調査の実施、監視体制のシステムづくり  
 自国内で問題共有できる組織づくり  
 対策予算の補助  
 その他 ( )

以上で質問は終了です。ご面倒ですがご回答を1枚目の宛先までFAXください。  
 ご協力有難うございました。

平成 20 年農林水産省委託事業「海外における模倣品及び産地偽装の現状調査」  
= 被害実態調査 =

貴団体名： \_\_\_\_\_

記入ご担当者： \_\_\_\_\_

連絡先：TEL \_\_\_\_\_

## 海外における農水産物の模倣および産地偽装に関する調査

被害に遭っている対象産品と対象国・地域の確認

(先日のヒアリングでお答え頂いた産品・国・地域以外に追加産品、国・地域があれば記載ください)

対象産品	被害に遭った国・地域

Q1. 模倣または産地偽装の実態はどのようなものでしたか (複数回答可)

商標権侵害

産地偽装

デザイン模倣

トレードドレス (製品のパッケージに使われる宣伝用印刷物や包装など全般の形態)、商号、地名のただ乗り

その他 ( \_\_\_\_\_ )

Q2. 模倣 / 産地偽装が発覚した経緯はどのようなものですか (複数回答可)

現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告

現地にいる日本人からの報告・苦情

現地にいる日本人以外の人からの報告・苦情

日本からの調査団によって発見した

調査会社からの報告

その他 ( \_\_\_\_\_ )

Q3. 発見した模倣品 / 産地偽装品について質問します。

Q3-1. 真性品との価格の違い

( )

Q3-2. 真性品との品質の違い

( )

Q3-3. その他、真性品との違い

( )

Q4. 模倣品 / 産地偽装品が出た理由について心当たりはありますか

ある

その理由 ( )

特にない

Q5. 模倣品 / 産地偽装品発見後、どの程度市場に出回っているか市場調査を実施しましたか  
実施した

Q5-1. どのように実施しましたか

自団体で実施した

調査会社に委託した

その他 ( )

Q5-2. 調査費用は幾らくらいでしたか

( ) 円くらい

Q5-3. 被害総額の概算を算定しましたか。幾らくらいでしたか

被害総額は概ね ( ) 円くらい

被害総額は不明

実施していない

Q6. 模倣品 / 産地偽装品発見後、模倣者または偽装者の素性調査を実施しましたか

実施した

実施していない

Q7. 模倣品 / 産地偽装品発見後、行政機関に摘発しましたか

摘発し、取締りが行われた

摘発したが、取締まりは実施されなかった

摘発していない

Q8. 模倣品 / 産地偽装品発見後、何か対策は講じていますか。講じている対策は何ですか。

対策の目的は何ですか

講じている対策:(複数回答可)

知的財産権の早期取得

自団体又は現地出先機関による定期的な見回り

定期的な調査を外部機関に依頼  
模倣業者、産地偽装業者に対する警告状送付  
現地行政府に取締まり強化を依頼  
特に対策は講じていない  
その他（

対策の目的：(優先順位を付けてください)

- ( ) ブランド保護  
( ) 食の安全面での消費者保護  
( ) 売上増  
( ) その他( )

Q9. 年間の対策予算はどの位ですか

- 特にない  
50万円以内  
100万円以内  
200万円以内  
500万円以内  
500万円超

Q10. 公的機関からの支援で、一番望んでいるものは何ですか(複数回答可)

- 相手国・地域行政府への働きかけ  
自国での知的財産に関する啓発活動  
相手国・地域での知的財産に関する啓発活動  
現状調査の実施、監視体制のシステムづくり  
自国内で問題共有できる組織づくり  
対策予算の補助  
その他( )

以上で質問は終了です。ご面倒ですがご回答を1枚目の宛先までFAXください。  
ご協力有難うございました。

中国  
商標法

2001年10月27日改正

2001年12月1日施行

1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議採択。

1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議の「中華人民共和国商標法改正についての決定」に基づき1回目改正。

2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の「中華人民共和国商標法改正についての決定」に基づき2回目改正。

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第2章 商標登録の出願

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第3章 商標登録の審査及び許可

第 27 条  
第 28 条  
第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条  
第 34 条  
第 35 条  
第 36 条

#### 第 4 章 登録商標の更新，譲渡及びライセンス

第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 40 条

#### 第 5 章 登録商標係争の裁定

第 41 条  
第 42 条  
第 43 条

#### 第 6 章 商標使用の管理

第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 47 条  
第 48 条  
第 49 条  
第 50 条

#### 第 7 章 登録商標使用の排他権の保護

第 51 条  
第 52 条  
第 53 条  
第 54 条  
第 55 条  
第 56 条  
第 57 条  
第 58 条  
第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 8 章 附則

第 63 条

第 64 条

## 第1章 総則

### 第1条

商標管理を強化し、商標使用の排他権を保護し、生産者及び経営者がその商品及びサービスの品質を保証し、かつ、商標の名声を維持することを促すことによって、消費者、生産者及び経営者の利益を保護し、社会主義市場経済の発展を促進するために、この法律を制定する。

### 第2条

国务院工商行政管理部門の商標局が、全国の商標登録及び管理を主管する。  
国务院工商行政管理部門の下に設置された商標評審委員会が、商標係争事件の処理に責任を負う。

### 第3条

登録商標とは、商標局が登録を許可した商標を意味し、商品商標、サービスマーク、団体標章及び証明標章を含む。商標登録人は商標使用の排他権を享有し、法律の保護を受ける。  
本法でいう団体標章とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録し、当該組織構成員の商業活動における使用に供して当該組織の構成員資格を表示する標識を言う。  
本法でいう証明標章とは、ある商品又はサービスに対して監督能力を有する組織に制御され、かつ、当該組織以外の単位又は個人がその商品又はサービスに使用する場合、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特徴を証明するための標識を言う。  
団体標章、証明標章の登録及び管理に関する詳細事項は国务院工商行政管理部門により規定される。

### 第4条

如何なる自然人、法人又はその他の組織も、その生産、製造、加工、選択又は販売する商品について、商標使用の排他権を取得する必要があるときは、商標局に商品商標登録を出願しなければならない。  
如何なる自然人、法人又はその他の組織も、その提供するサービスについて、サービスマーク使用の排他権を取得する必要があるときは、商標局にサービスマーク登録を出願しなければならない。  
本法の商品商標に関する規定はサービスマークにも適用する。

### 第5条

2人以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、かつ、共同で商標使用の排他権を享有及び行使することができる。

### 第6条

国が登録商標を使用しなければならないと規定した商品は、必ず商標登録を出願しなければならない。商標登録許可を得ていない商品は、市場で販売することができない。

### 第7条

如何なる商標使用者も、商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の

工商行政管理部門は商標管理を通じ、消費者を欺く行為を制止しなければならない。

## 第8条

自然人、法人又はその他の組織の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスと区別することができる如何なる視覚標識も、商標として登録出願することができ、その標識には、語、図形、アルファベット文字、数字、三次元標識、色彩の組合せ、及びこれらの要素の組合せが含まれる。

## 第9条

登録出願の商標は、顕著な特徴を有していて識別が容易であり、かつ、他の者が先に取得した権利と衝突しないものとする。

商標登録人は、「登録商標」という語又は商標登録済の標記を使用する権利を有する。

## 第10条

次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

- (1) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、又は勲章と同一若しくは類似のもの、及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称及び設計と同一のもの
  - (2) 外国の国名、国旗、国章、又は軍旗と同一若しくは類似のもの。ただし、当該国政府が使用に同意する場合はこの限りでない。
  - (3) 政府間で組織する国際組織の名称、旗、又は徽章と同一若しくは類似のもの。ただし、当該組織が使用に同意する場合、又は公衆に容易に誤認させない場合はこの限りでない。
  - (4) 監督用又は保証用の政府標識又は検査印と同一若しくは類似のもの。ただし、使用の権限が付与された場合はこの限りでない。
  - (5) 「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標識と同一若しくは類似のもの
  - (6) 民族差別扱いの性格を帯びたもの
  - (7) 商品の宣伝において、誇大性及び欺瞞性を帯びたもの
  - (8) 社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの
- 県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を有する場合、又は団体標章、証明標章の一部とする場合はこの限りでない。地名を商標として既に登録された商標は引き続き有効である。

## 第11条

次に掲げる標識を商標として登録してはならない。

- (1) 当該商品の普通に用いられる名称、意匠、ひな形のみからなるもの
- (2) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したものの
- (3) 顕著な特徴に欠けるもの

前段落に掲げる標識は、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能となった場合は、商標として登録することができる。

## 第 12 条

三次元標識で商標登録を出願するときは、商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を獲得するために必要な商品形状又は商品に実質的な価値を具備させる形状で登録してはならない。

## 第 13 条

同一又は類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録されていない他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、混同を引き起こし易いときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録された他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆に誤認させ、当該著名商標登録人の利益に損害を与えることになるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

## 第 14 条

著名商標の認定には、次の要素を考慮しなければならない。

- (1) 当該商標の関連公衆に対する知名度
- (2) 当該商標の連続使用期間
- (3) 当該商標の宣伝の連続期間、範囲及び地域
- (4) 当該商標に関する著名商標としての保護記録
- (5) 当該商標の知名度に関するその他の要素

## 第 15 条

授權されていない代理人又は代表者が自分の名義で被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

## 第 16 条

商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。

前段落に述べた地理的表示とは、当該商品の原産地、その特有の品質、名声又は主に同地域の自然的若しくは文化的要因によって決定されるその他の特徴を表わす標識をいう。

## 第 17 条

如何なる外国人又は外国企業も中華人民共和国で商標登録を出願するときは、その出願人が属する国と中華人民共和国が締結した協定に従い、若しくは双方の国が加盟している国際条約に従い、又は相互主義の原則に基づいて出願手続をしなければならない。

## 第 18 条

如何なる外国人又は外国企業も中華人民共和国で商標登録を出願し、及びその他の商標に係わる手続を処理するときは、国が指定した代理資格を有する組織に委任しなければならない。

## 第2章 商標登録の出願

### 第19条

商標登録を出願する時は、規定の商品分類に基づき商標を使用する商品の類及び商品名称を願書に記載しなければならない。

### 第20条

商標登録出願人が異なる類の商品に同一の商標登録を出願するときは、商品分類に従い、各類について、登録の出願をしなければならない。

### 第21条

登録商標を同じ類の他の商品に使用する必要があるときは、新たに登録の出願をしなければならない。

### 第22条

登録商標の標識を変更する必要があるときは、新たに登録の出願をしなければならない。

### 第23条

商標登録後に、登録人の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更の申請をしなければならない。

### 第24条

商標登録出願人は、外国で初めてその商標の登録を出願した日より6月以内に、中国で同一商品に同一商標の登録出願を行うときは、中華人民共和国と出願人が属する国の間で締結した協定に従い、若しくは双方の国が加盟している国際条約に従い、又は優先権相互承認の原則に基づいて優先権を享有することができる。

前段落の規定に従い優先権を主張するときは、商標登録を出願するときに申立書を提出し、かつ、3月以内に最初に提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。申立書を提出しないか、期限内に出願書類の副本を提出しないときは、当該優先権主張をしていないものとみなす。

### 第25条

商標は、中国政府の主催又は認可した国際展示会に展示された商品に初めて使用されたときは、当該商品が展示された日より6月の間、当該商標の登録出願人は優先権を享有することができる。

前段落の規定に従い優先権を主張するときは、商標登録を出願するときに申立書を提出し、かつ、3月以内に当該商品が展示された展示会の名称、展示商品に当該商標を使用した証拠、及び展示の日を示す書類を提出しなければならない。申立書を提出しないか期限内に証明書類を提出しないときは、当該優先権主張をしていないものとみなす。

### 第26条

商標登録出願のために申告した事項及び提出した資料は真実、正確かつ完全でなければならない。

ない。

### 第3章 商標登録の審査及び許可

#### 第27条

登録出願された商標が本法の関係規定を満たすときは、商標局が審査の後予備的にこれを許可し、かつ、公告する。

#### 第28条

登録出願された商標は、本法の関係規定を満たさないとき、若しくは他の者が同一商品又は類似商品に既に登録していた、又は審査後予備的に許可された商標と同一又は類似しているときは、商標局が出願を拒絶し、これを公告しない。

#### 第29条

2人又は2人以上の商標登録の出願人が同一商品又は類似商品について、同一又は類似の商標登録を出願するときは、先に出願された商標に審査の後予備的許可を与え、かつ、公告する。同一日に出願するときは、先に使用された商標に審査の後予備的許可を与え、かつ、公告する。他の者の出願は拒絶し、これを公告しない。

#### 第30条

審査の後予備的に許可された商標に対しては、公告の日から3月以内に、何人も異議申立をすることができる。期間満了で異議申立がないときは、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ、これを公告する。

#### 第31条

商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

#### 第32条

出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は書面で商標登録出願人に通知しなければならない。商標登録出願人は不服があるときは、通知受領日から15日以内に、商標評審委員会に評審を請求することができる。商標評審委員会は決定をし、かつ、書面で出願人に通知する。

関係当事者は商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

#### 第33条

審査を経て予備的に許可され、かつ、公告された商標に対して異議申立があったときは、商標局は異議申立人及び被申立人から事実及び理由を聴取し、調査及び確認の後、決定をしなければならない。当事者は不服があるときは、通知受領日から15日以内に、商標評審委員会に評審を請求することができる。商標評審委員会は決定をし、かつ、書面で異議申立人及び被申立人に通知する。

関係当事者は商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標評審手続の相手側の当事者に第三者として

訴訟に参加することを通知しなければならない。

#### **第 34 条**

関係当事者は、法定期限内に商標局の決定に対して評審を請求しない、又は商標評審委員会の決定に対して人民法院に提訴しないときは、決定は効力を発生する。

決定に対して異議が成立しないときは、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ、これを公告する。決定に対して異議が成立するときは、登録を許可しない。

決定に対して異議が成立せず、登録を許可したときは、商標登録出願人が商標使用の排他権を取得する期間は、初めの審査の公告後 3 月が経過した日から起算する。

#### **第 35 条**

如何なる商標登録出願及び商標評審請求も適時に審査を行わなければならない。

#### **第 36 条**

商標登録出願人又は登録人は、商標出願書類又は登録書類に明らかな間違いがあることを発見したときは、訂正を申請することができる。商標局は、法律に基づき職権の範囲内でそれを訂正し、かつ、関係当事者に通知する。

前段落でいう訂正は商標出願書類又は登録書類における実質的な内容を含まない。

## 第4章 登録商標の更新，譲渡及びライセンス

### 第37条

登録商標の存続期間は10年とし，登録の許可があった日から起算する。

### 第38条

登録人は，登録商標の存続期間が満了した後も引き続き使用する意図があるときは，期間満了前6月以内に登録更新を申請しなければならない。この期間に申請することができないときは，6月の猶予期間が認められる。猶予期間内に申請がないときは，その登録商標を取り消す。

毎回の登録更新の存続期間は10年とする。

登録更新は許可後，これを公告する。

### 第39条

登録商標を譲渡するときは，譲渡人と譲受人は，譲渡契約を締結し，共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。登録商標の譲渡は，許可後，これを公告する。譲受人は公告日から商標使用の排他権を享有する。

### 第40条

商標登録人は，商標ライセンス契約を締結することによって他の者がその登録商標を使用することを許諾することができる。使用許諾者はその登録商標を使用する使用権者の商品の品質を監督しなければならない。使用権者は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

他の者の登録商標を使用する許諾を受けたものは，その登録商標を使用する商品に使用権者の名称及び商品の産地を明記しなければならない。

商標ライセンス契約は商標局に提出の上記録される。

## **第 5 章 登録商標係争の裁定**

### **第 41 条**

登録された商標が第 10 条，第 11 条，第 12 条の規定に違反しているか，又は詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したときは，商標局は当該登録商標を取り消す。その他如何なる組織又は個人も，商標評審委員会にそのような登録商標を取り消す裁定を請求することができる。

登録された商標が第 13 条，第 15 条，第 16 条，第 31 条の規定に違反しているときは，当該商標の登録日から 5 年以内に，他の商標所有者又は関係当事者は，商標評審委員会にその登録商標を取り消す裁定を請求することができる。悪意による著名商標の登録の場合，その真の所有者に対しては 5 年間の制限はない。

前 2 段落に定めた状況のほか，既に登録された商標について係争があるときは，当事者は当該商標の登録許可日から 5 年以内に，商標評審委員会に裁定を請求することができる。

商標評審委員会は裁定請求を受理した後，関係当事者に通知し，かつ，指定の期間内に答弁させなければならない。

### **第 42 条**

登録許可の前に，異議の申立があり，かつ，決定された商標については，再度同一の事実及び理由で裁定を請求することができない。

### **第 43 条**

商標評審委員会は，登録商標の維持又は取消の裁定をした後，書面で関係当事者に通知しなければならない。

関係当事者は，商標評審委員会の裁定に不服があるときは，通知受領日から 30 日以内に，人民法院に提訴することができる。人民法院は商標裁定手続の相手側の当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

## 第6章 商標使用の管理

### 第44条

登録商標を使用する者が、次に掲げる何れかの行為をなしたときは、商標局は指定の期間内に状況を是正すること又は当該登録商標の取消を命じる。

- (1) 一方的に登録商標を変更した場合
- (2) 一方的に登録商標の登録人の名義、所在地又はその他の登録事項を変更した場合
- (3) 一方的に登録商標を譲渡した場合、又は
- (4) 継続して3年間使用していない場合

### 第45条

登録商標が、粗製乱造し又は品質を落とした商品に使用されて、消費者を欺瞞したときは、各級の工商行政管理部門は、それぞれの状況に応じて、指定の期間内に是正を命じるものとし、かつ、非難通知を回状し又は罰金を科すことができる。商標局は当該登録商標を取り消すこともできる。

### 第46条

登録商標が取り消され又は期間満了で更新されないときは、取消又は無効となった日から1年の間、商標局は当該商標と同一又は類似の商標の登録出願について、これを許可しない。

### 第47条

第6条の規定に違反する何人に対しても、地方の工商行政管理部門は、指定の期間内に登録出願を命じるものとし、かつ、罰金を併科することもできる。

### 第48条

未登録商標を使用する者が、次に掲げる何れかの行為をなしたときは、地方の工商行政管理部門はその使用を停止させ、指定の期間内に状況を是正させるものとし、かつ、非難通知を回状し又は罰金を科すことができる。

- (1) 登録商標と偽る場合
- (2) 第10条の規定に違反する場合、又は
- (3) 粗製乱造し、又は品質を落とし、以って消費者を欺瞞する場合

### 第49条

商標局の登録商標取消の決定に対して不服があるときは、当事者は通知受領日から15日以内に商標評審委員会に評審を申請することができる。商標評審委員会が決定を行い、かつ、書面で申請人に通知する。

関係当事者は商標評審委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

### 第50条

工商行政管理部門が第45条、第47条及び第48条の規定に基づいて行った罰金の決定に対して、当事者に不服があるときは、通知受領日から15日以内に、人民法院に提訴することがで

きる。期間内に提訴又は履行しないときは、関係工商行政管理部門が人民法院に強制執行を申し立てる。

## 第7章 登録商標使用の排他権の保護

### 第51条

登録商標使用の排他権は、登録を許可された商標及び商標の使用が許可された商品に限る。

### 第52条

次に掲げる行為は、何れも登録商標使用の排他権の侵害とする。

- (1) 商標登録人の許諾を受けずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合
- (2) 虚偽の登録商標を付したことが分っている商品を販売する場合
- (3) 他の者の登録商標の表示を偽造若しくは許可なしで製造し、又は偽造若しくは許可なしで製造した登録商標の表示を販売する場合
- (4) 商標登録人の同意を得ずに、その登録商標を変更し、かつ、当該変更商標を使用する商品を市場に投入する場合
- (5) 他の者が有する登録商標使用の排他権にその他の損害を与えている場合

### 第53条

ある者が、第52条に掲げる登録商標使用の排他権を侵害するような行為をなし、紛争を引き起こしたときは、関係当事者は協議により解決する。当事者が協議を避けたがるか、又は協議が成立しないときは、商標登録人又は関係当事者は、人民法院に提訴するか、又は工商行政管理部門に処理を請求することもできる。工商行政管理部門が処理を行う場合、権利侵害行為と認められたときは、直ちに侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造用並びに登録商標表示偽造用の道具を没収、処分し、かつ、罰金を科すものとする。関係当事者が処理決定に不服があるときは、処理通知受領日から15日以内に、中華人民共和国行政訴訟法により人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期間内に提訴しない又は決定の履行をしなかったときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。処理を行う工商行政管理部門は、関係当事者の請求により、商標使用の排他権侵害による賠償の額について調停することができる。調停が成り立たないときは、関係当事者は、中華人民共和国行政訴訟法により人民法院に提訴することができる。

### 第54条

登録商標使用の排他権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法律に基づき取締りをする権限を有する。犯罪の疑いがある程重大な事件の場合は、直ちに司法機関に移送しなければならない。

### 第55条

県又はそれ以上のクラスの工商行政管理部門は、登録商標に対する侵害嫌疑行為を取り調べる際、違法嫌疑証拠又は通報により、以下の職権を行使することができる。

- (1) 関係当事者に尋ね、登録商標使用の排他権の侵害に関する状況を取り調べる。
- (2) 関係当事者の侵害行為に関する契約、領収書、帳簿及びその他の関係資料を調べ、写しを撮る。
- (3) 関係当事者が商標使用の排他権に対して行った侵害嫌疑行為の場所を現場調査する。

(4) 侵害行為に関する物品を調査する。他の者の有する登録商標使用の排他権を侵害するために使用されたことが明らかな物品については、それを封印し、差し押さえることができる。工商行政管理部門が前段落に言う職権を行使する場合、関係当事者は、協力しなければならない、かつ、これを拒絶し、又は妨げてはならない。

#### 第 56 条

商標使用の排他権を侵害する賠償の額は、侵害者が侵害期間中に侵害によって受けた利益又は被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする。前記の損害は、被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った適正な支出を含む。

前段落にいう侵害者が侵害期間中に侵害によって受けた利益、又は被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害が確定しにくい場合は、人民法院が侵害行為の情状により 50 万元以下の賠償を科する。

何人も、登録商標使用の排他権を侵害する商品であることを知らずに販売する場合、その商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、商品提供者を示すときは、賠償の責任を負わない。

#### 第 57 条

商標登録人又は関係当事者は、他の者がその商標使用の排他権に対する侵害行為を行っている、又は間もなく行おうとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的権益が補填不能な損害を被る虞があるときは、提訴前に、人民法院に關係行為の停止を命じ、かつ、財産保全の措置を採るよう申し立てることができる。

人民法院は、前段落の申立を処理する際、中華人民共和國民事訴訟法第 93 条から第 96 条まで及び第 99 条の規定を適用する。

#### 第 58 条

権利侵害行為を制止するために、証拠が消滅可能で、又は今後の証拠入手が困難である場合、商標登録人又は関係当事者は、提訴前に人民法院に証拠の保全を申し立てることができる。人民法院は申立を受理した後、48 時間以内に裁定をしなければならない。保全措置を講じると裁定するときは、直ちに執行しなければならない。

人民法院は申立人に担保を提供することを命じることができる。申立人が担保を提供しないときは、その申立を拒絶する。

人民法院が保全措置を採用してから 15 日以内に申立人が提訴しないときは、人民法院は保全措置を解除しなければならない。

#### 第 59 条

ある者が、商標登録人の許諾を受けずに登録商標と同一の商標を使用し、犯罪となる程重大な事件の場合は、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

ある者が、他の者の登録商標の表示を偽造若しくは許可なしで製造し、又は偽造若しくは許可なしで製造した登録商標の表示を販売し、犯罪となる程重大な事件の場合は、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

ある者が、偽造登録商標を付したことが分っている商品を販売し、犯罪となる程重大な事件

の場合は、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

#### **第 60 条**

商標登録、管理及び評審業務にたずさわる国家機関要員は、法に従って事件を処理し、清廉かつ規律正しく、職務に忠実で、丁重かつ誠実に服務しなければならない。

商標局、商標評審委員会及び商標登録、管理、評審業務にたずさわる国家機関要員は商標代理業務及び商品生産販売活動にたずさわってはならない。

#### **第 61 条**

工商行政管理部門は、商標登録、管理及び評審業務にたずさわる国家機関要員が法律と行政法規を執行し、規律を守る状況について、監督検査するように、内部監督制度を確立し、かつ、強化しなければならない。

#### **第 62 条**

商標登録、管理及び評審業務にたずさわる国家機関要員は、職責を軽んじ、職権を濫用し、私利のために不正行為をし、商標登録、管理及び評審を違法に取り扱い、関係当事者の金銭又は財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、以って犯罪となった場合、法により刑事責任を追及する。犯罪となる程重大な事件でない場合は、法により行政処分を行う。

## **第 8 章 附則**

### **第 63 条**

商標登録出願及びその他の商標に係わる手続を行うときは、規定の手数料を納付しなければならない。手数料の附則は別途に定める。

### **第 64 条**

本法は、1983 年 3 月 1 日から施行する。1963 年 4 月 10 日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定で本法に抵触するものは、すべて同時に効力を失う。

本法の施行前に登録された商標は引き続き効力を有する。

台湾  
商標法

2003年4月29日改正 2003年5月28日公布

2003年11月28日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 II 章 商標出願

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 III 章 審査及び承認

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 IV 章 商標権

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 V 章 異議申立

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 VI 章 無効及び取消

第 I 節 無効

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 II 節 取消

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 VII 章 権利侵害の救済

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 VIII 章 証明標章，団体会員標章及び団体商標

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 IX 章 罰則

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 X 章 附則

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

## 第1章 総則

### 第1条

商標権及び消費者の利益を保護し，市場の公正な競争を維持し，並びに工業及び商業の正常な発展を促進するために，本法を制定する。

### 第2条

自己の商品又はサービスを識別させるために商標権を取得しようとする者は，本法に定める商標登録出願をしなければならない。

### 第3条

外国人による出願は，当該外国人が属する国が台湾との間で商標の保護に関する相互主義に基づく条約若しくは協定を締結していないか，又はその国内法令を施行して台湾(以下「**中華民国**」)という。)国民がする商標登録を拒絶している場合は，拒絶することができる。

### 第4条

中華民国との間で相互に優先権を認めている国において出願され，当該国の国内法令によって登録された商標の出願人が，中華民国において当該商標の出願をするに際しては，当該外国での最初の出願日の翌日から起算して6月以内に優先権を主張することができる。

前段落の規定に従ってする優先権の主張は，出願と同時にしなければならない。願書には，当該外国出願日及び当該外国出願を認めている国名を明記しなければならない。

出願人は，中華民国における出願日の翌日から起算して3月以内に，前記の外国が認めた出願の認証謄本を提出しなければならない。

前2段落の規定の何れかに違反した者は，優先権を喪失するものとする。

優先日は，優先権を主張する出願の出願日とする。

### 第5条

商標は，文字，標識，記号，色彩，音響，立体形状又はそれらの組合せによって構成することができる。

前段落に定義した商標は，それに係わる商品又はサービスの消費者が，当該商品又はサービスを同定するものとしてそれを認識し，かつ，当該商品又はサービスを他の者が提供するものから区別するのに十分な識別性を有するものでなければならない。

### 第6条

本法においては，商標の使用という用語は，関係消費者が商標として十分に認識できるように，市場取引の目的で商品，サービス又はその関連物品に商標を利用すること，又は平面図形，音響及び画像のデジタル化，電子媒体又はその他の媒体による手段を通して商標を利用することを意味する。

### 第7条

本法においては，主務官庁という用語は，経済部(Ministry of Economic Affairs, 以下「**MOEA**」)という。)のことである。

商標及びその関連事項は、MOEA が指定する登録庁(Registrar Office, 以下「登録庁」という。)が処理するものとする。

#### **第 8 条**

商標登録及びその関連業務は、選任された商標代理人がこれを実行し、管理することができる。台湾の領域内に住所又は営業所を有していない者は、商標関連業務を実行し、管理する代理人を選任しなければならない。

商標代理人は台湾に住所を有していなければならない。法律に別段の定めがある場合を除き、公認商標代理人のみがその専門家と称することができる。公認商標代理人の資格及び管理については、法律によって定めるものとする。

#### **第 9 条**

商標出願及びその他の手続に関し、申請人が法定期間を守らなかったか、法定の様式に合致していないものを是正することができなかったか、又は法定の様式に合致していないものを通告された期間内に是正しなかったときは、その申請は拒絶されるものとする。

天災、又は申請人の責に帰すことができない事由により、法定期間に遅延が生じたときは、申請人は、当該事由が消滅してから 30 日以内に全ての事情を明らかにする陳述書を登録庁に提出し、原状回復を求めることができる。前記の規定は、法定期間より 1 年以上遅延した者に対しては適用しない。

原状回復の請求をするときは、法定期間内になすべきであった手続を同時に行わなければならない。

#### **第 10 条**

商標出願及びその他の商標手続の提出日は、それに係わる書類又は物件が登録庁に到着した日に準拠するものとする。郵送された書類又は物件の提出日は、差出地の消印日に準拠するものとする。

消印日が明らかでない書類又は物件の提出日は、当事者が別段の証明をしたときを除き、登録庁への到着日に準拠するものとする。

#### **第 11 条**

商標登録及びその他の商標関連手続(訳注：原文は inquiries)に関しては、規定された手数料を納付しなければならない。

規定手数料の額は、登録庁が規則によって定めるものとする。

#### **第 12 条**

登録庁は、登録商標及びその関連情報を掲載した公報を刊行し、配布しなければならない。

#### **第 13 条**

登録庁は、商標登録、商標権についての変更及び全ての法定事項を記載する商標登録簿を調製し、かつ、維持するものとし、また、当該登録簿を公衆の利用に供するものとする。

前段落に規定する商標登録簿は、電子形式で調製することができる。

#### **第 14 条**

商標についての出願及びその他の手続は電子形式で行うことができ、その実施日、申請手続及びそれに係わる他の必要事項についての規則は、登録庁が制定するものとする。

#### **第 15 条**

登録庁は審査官を選任し、商標出願、異議申立、無効審判請求及び取消審判請求を審査させなければならない。

前段落において言及した審査官の資格は、法律によって定めるものとする。

#### **第 16 条**

登録庁は、前条第 1 段落に規定した審査について、書面により理由を付して決定を行い、かつ、当該決定書を申請人に送達しなければならない。

前段落に規定した決定書には、審査官が署名しなければならない。

## 第 11 章 商標出願

### 第 17 条

商標出願をするときは、出願人は、登録を求める商標、使用に係わる指定商品又はサービス及びその類(クラス)を含む出願書類を登録庁に提出しなければならない。

前段落において言及した商標は、視覚によって認知できる表示としなければならない。

商標登録出願をするときは、出願書類に出願人並びに使用に係わる指定商品又はサービス及びその類を明記し、商標の表示を添付しなければならない。出願日は、出願書類が提出された日とする。

出願人は、1 の商標出願について、使用に係わる 2 以上の商品又はサービスを指定することができる。

商品又はサービスの分類は、本法の施行規則によって定めるものとする。

類似の商品又はサービスであるか否かの査定は、前段落に記載した商品又はサービスの分類に拘束されないものとする。

### 第 18 条

2 以上の出願人が、同一又は類似の商標を表示しており、かつ、使用に係わる指定商品又はサービスが同一又は類似しているために関係消費者に混同を生じさせる虞のある商標出願を同一の日に個別に行い、何れが先か決定できない場合は、当該出願人の中で協議がされなければならない。協議が成立しなかったときは、抽選により決定するものとする。

### 第 19 条

登録を求める商標が、説明的な又は識別力のない文字、標識、記号、色彩又は立体形状からなる特徴を含み、当該特徴を除去したときはその商標全体が不完全なものになる場合において、当該商標は、出願人が当該特徴を使用する排他的権利を放棄したときは、登録を受けることができる。

### 第 20 条

商標出願についての変更は、登録庁に提出し、その承認を得なければならない。

登録を求める商標及び使用に係わる指定商品又はサービスは、出願後に変更してはならない。ただし、前記の規定は、使用に係わる指定商品又はサービスの範囲に関する減縮については適用しない。

第 1 段落に規定した変更の請求は、出願ごとに個別に提出しなければならない。ただし、2 以上の出願をした出願人は、変更が同一事項に関するものであるときは、1 件の請求書を提出することにより、一度に変更を行うことができる。

### 第 21 条

出願人は、使用に係わる指定商品又はサービスを 2 以上の出願に分割し、原出願の出願日を分割出願の出願日とするよう、登録庁に請求することができる。

### 第 22 条

商標出願により生じた権利は、他人に譲渡することができる。

前項に規定した権利の譲受人は、登録庁に申請して出願人として承認されている場合を除き、第三者に対抗することができない。

### 第 III 章 審査及び承認

#### 第 23 条

商標登録出願は、登録を求める商標が次に掲げる条件の何れかに該当するときは、拒絶されるものとする。

- (1) 第 5 条の規定を満たしていないもの
- (2) 商品又はサービスの形状、品質、機能又はその他の説明を表示しているもの
- (3) 指定商品又はサービスに関して使用される一般的標識又は用語
- (4) 商品又はその包装の立体形状であって、その意図する機能を果たすために不可欠なもの
- (5) 中華民国の国旗、国章、国印、軍旗、軍徽、官印、勳章又は外国の国旗と同一又は類似のもの
- (6) 故孫逸仙博士又は国家元首の肖像又は名称と同一のもの
- (7) 中華民国政府の機関又は博覧会が使用する標章、又はそれらが授与する徽章若しくは証書と同一又は類似のもの
- (8) よく知られた国際組織又はよく知られた国内若しくは外国機関の名称、紋章、徽章又は標章と同一又は類似のもの
- (9) CNS(Chinese National Standards, 国家規格)標章、又は同様の公認検査によるものであることを示す国内若しくは外国標章と同一又は類似のもの
- (10) 公共の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (11) 指定商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆に誤認を生じさせる虞があるもの
- (12) 他人の周知商標又は周知標章と同一又は類似のものであり、そのために、関係公衆に混同を生じさせるか又は当該周知商標又は周知標章の識別性又は名声を減殺する虞のあるもの。ただし、前記の規定は、当該周知商標又は周知標章の所有者の同意を得て行われた出願には適用しないものとする。
- (13) 使用に係わる指定商品又はサービスが同一又は類似する登録商標、又は先の出願によって登録を求めている商標と同一又は類似しており、そのために、関係消費者に混同を生じさせる虞があるもの。ただし、前記の規定は、両当事者の商標及び使用に係わる指定商品及びサービスが同一である場合を除き、登録商標又は登録を求めている商標の所有者の同意を得て行われた出願には適用しないものとする。
- (14) 同一又は類似の商品又はサービスについて他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであり、かつ、出願人が当該他人との契約上、地理上若しくは事業上の関連又はそれ以外の関係から、前記商標の存在を知っていること。ただし、前記の規定は、当該他人の同意を得て行われた出願には適用しないものとする。
- (15) 他人の肖像又は他人の著名な名称、芸名、筆名又は別名を含んでいるもの。ただし、前記の規定は、当該他人の同意を得て行われた出願には適用しないものとする。
- (16) 著名な法人、法主体その他の団体の名称を含んでおり、そのため、関係公衆に混同を生じさせる虞があるもの
- (17) 他人の著作権、特許権その他の権利を侵害しているものであり、当該侵害が判決によって確定している場合。ただし、前記の規定は、当該他人の同意を得て行われた出願には適用しないものとする。
- (18) 中華民国との間で相互に商標を保護している国又は地方のぶどう酒及び蒸留酒に係わ

る地理的表示と同一又は類似のものであり、かつ、使用に係わる指定商品がぶどう酒及び蒸留酒であるもの。

前段落の(12)、(14)から(16)まで及び(18)の規定は、出願時を基準として適用するものとする。

本条第1段落(7)及び(8)の規定は、出願人が政府機関又はその関連機構であるときは、適用しないものとする。

本条第1段落(2)又は第5条第2段落の規定は、登録を求めている商標を出願人が使用した結果、出願人が業として提供する商品又はサービスについて識別性を有する標識となっている場合は適用しないものとする。

#### **第24条**

前条第1段落又は第59条第4段落に規定した不登録条件に該当する商標出願は、審査の後拒絶されるものとする。

前段落に規定した拒絶をする前に、出願人に拒絶理由通知書を送付するものとし、出願人は当該通知書を受領した日の翌日から起算して30日以内に意見を述べるものとする。

#### **第25条**

前条第1段落に規定した条件の何れにも該当しない商標出願は、審査の後承認されるものとする。

出願人が承認決定書を受領した日の翌日から起算して2月以内に登録手数料を納付していることを条件として、承認された商標は登録及び公告され、かつ、商標登録証が交付されるものとする。前記の手数料が規定期間終了時に不納となっている場合は、商標は登録及び公告されず、元の承認は無効となるものとする。

#### **第26条**

前条第2段落に規定した登録手数料は、2回に分けて納付することができる。分納しようとする者は、商標登録の公告日から起算して第3年度が終了する前の3月以内に、第2回目の分納をしなければならない。

前条に規定した期間内に、登録手数料に係わる第2回目の分納をしなかった者には、第3年度終了後6月の追加期間が与えられ、その追加期間中に分納手数料の倍額を納付しなければならない。

前段落の規定による登録手数料に係わる第2回目の分納金を納付しなかった者の商標権は、倍額納付するための追加期間が満了した日の翌日に消滅するものとする。

## 第 IV 章 商標権

### 第 27 条

登録商標の公告日から 10 年の期間存続する商標権が 権利の所有者に付与されるものとする。商標の存続期間中に更新申請をすることができる。更新が正常になされたときは、10 年の商標存続期間が与えられるものとする。

### 第 28 条

商標存続期間の更新申請は、存続期間満了の前後 6 月以内にしなければならない。存続期間満了後 6 月以内に申請をする者は、倍額の登録手数料を納付しなければならない。

前段落の規定に基づいて承認された更新期間は、最終の商標存続期間が満了した翌日から開始するものとする。

### 第 29 条

登録商標の権利所有者は、指定商品又はサービスに関して排他的商標権を享受する。

第 30 条に別途定められている場合を除き、次に掲げる条件の何れかに該当する者は、登録商標権所有者の同意を得なければならない。

- (1) 同一の商品又はサービスについて、登録商標と同一の商標を使用しようとする者
- (2) 類似の商品又はサービスについて、登録商標と同一であり、そのため、関係消費者に混同を生じさせる虞がある商標を使用しようとする者
- (3) 同一又は類似の商品又はサービスについて、登録商標と類似しており、そのため、関係消費者に混同を生じさせる虞がある商標を使用しようとする者

### 第 30 条

次に掲げる条件の何れかに該当する場合は、他人の商標権の効力に拘束されないものとする。

(1) 商標としてではなく、善意かつ公正な使用方法によって、本人の名称、肩書、又は本人が供給する商品又はサービスに関する名称、形状、品質、機能、原産地その他の説明を表示する者

(2) 商品又はその包装の立体形状が、意図された機能を果たすために不可欠である場合

(3) ある者が、登録商標の出願日前から、同一又は類似の商品又はサービスを指定する商標と同一又は類似の商標を使用している場合。ただし、前記の規定は、その商標を既に使用している商品又はサービスに限って適用するものとする。前記の登録商標の商標権所有者は、前記の者に対して、適切かつ識別性のあるラベルを添付するよう要求することができる。

登録商標を付した商品が、商標権所有者又はその許可を受けた者により市場において取り引きされ若しくは流通させられた場合、又は関連性のある代理店により競売若しくは処分のために提供された場合は、商標権の所有者は当該商品について商標権の主張をしてはならない。ただし、前記の規定は、商品の劣化若しくは損傷を防止するためのものである場合又はそれ以外の正当な理由がある場合は、適用しないものとする。

### 第 31 条

商標権所有者は、登録商標の指定商品又はサービスについて使用されている商標の権利を分割するよう登録庁に請求することができる。

前段落に規定した商標権の分割は、商標に対する異議申立又は無効審判請求における確定決定の前にも請求することができる。

### 第 32 条

登録商標についての変更は、登録庁が記載し、記録しなければならない。記録されていない事項は、第三者に対抗することができない。

商標が登録された場合は、登録商標及びその使用に係わる指定商品又はサービスについての変更をしてはならない。ただし、前記の規定は、使用に係わる指定商品又はサービスの範囲の減縮には適用されない。

第 20 条第 3 段落及び前条第 2 段落は、登録商標についての変更に準用する。

### 第 33 条

商標権所有者は、登録商標を指定商品又はサービスの全部又は一部について使用するライセンスを他人に許諾することができる。

前段落に規定したライセンス許諾は、登録庁が記載し、記録しなければならない。記録されていない事項は、第三者に対抗することができない。当該規定は、使用権者が商標権所有者からの事前の同意を得て、商標をサブライセンスする場合にも適用する。

商標についてのライセンス許諾が記録された後に商標権が譲渡された場合は、譲受人は引き続きライセンス契約によって拘束されるものとする。

使用権者は、ライセンスを受けた商標を明白かつ識別できる方法で、その商品、包装若しくはコンテナ又は業として関連する物品若しくは書類に貼付しなければならない。前記のものに貼付するのが明らかに困難である場合は、ライセンスを受けている旨のラベルを営業所において又は他の関連物品の上に表示することができる。

### 第 34 条

使用権者が前条第 4 段落の規定に違反した場合は、登録庁は職権又は請求により、当該使用権者に対し所定の期間内に是正するよう通告しなければならない。前記の期間内に是正しなかった者に関しては、ライセンス許諾の記録が取り消されるものとする。

次に掲げる条件の何れかに該当している場合は、当事者又は利害関係人は、ライセンス許諾の期間が満了する前に、関連性のある証拠を提出することにより、ライセンス許諾の記録を取り消すよう申請することができる。

(1) 商標権所有者及び使用権者の双方がライセンス契約を終了させることに同意していること。同一規定をサブライセンスの場合にも適用するものとする。

(2) ライセンス契約において、商標権所有者又は使用権者の何れも、ライセンス関係をいつでも終了させることができる旨が明確に規定されており、かつ、終了の宣言がされたこと

(3) 商標権所有者が、使用権者の契約違反を理由としてライセンス契約を無効とし又は終了させる旨を使用権者に通知し、使用権者がそれに対して異論を唱えなかったこと

### 第 35 条

商標権の譲渡は、登録庁がこれを記載し、記録するものとする。記録されていない事項は、第三者に対抗することができない。

### 第 36 条

商標権の譲渡の結果、2 以上の商標権所有者が同一商標を類似の商品若しくはサービスに、又は類似の商標を同一若しくは類似の商品若しくはサービスに使用しており、そのため、関係消費者に混同を生じさせる虞がある状況となったときは、それに係わる全ての商標権所有者は、各人が各商標を使用するに際して、適切で、かつ、識別性のあるラベルを貼付しなければならない。

### 第 37 条

商標権所有者による質権の設定、変更又は消滅は、登録庁がこれを記載し、記録するものとする。記録されていない事項は、第三者に対抗することができない。

商標権所有者が、債権者の権利を保証するために商標について複数の質権を設定する場合は、質権の順位はその時間的順位によって決定されるものとする。

質権者は、質権の存続期間中、商標権所有者から別途ライセンスを受けたときを除き、質権に係わる商標を使用してはならない。

### 第 38 条

商標権所有者は、その商標権を放棄することができる。ただし、ライセンス許諾又は質権を登録しており、かつ、放棄をしようとする者は、使用权者又は質権者の同意を得なければならない。

前段落の放棄は、書面により登録庁に対してしなければならない。

### 第 39 条

商標権は、次に掲げる条件の何れかに該当するときは、その事実自体によって消滅するものとする。

- (1) 第 28 条の規定による更新がされなかったこと
- (2) 商標権所有者が死亡し、承継人がいないこと

## 第V章 異議申立

### 第40条

商標登録が第23条第1段落又は第59条第4段落の規定に違反しているときは、何人も当該商標の公告日から3月以内に、登録庁に異議申立をすることができる。

前段落に規定した異議申立は、登録商標の使用に係わる指定商品又はサービスの一部についてすることができる。

異議申立は、各登録商標に対して個別にしなければならない。

### 第41条

異議申立をしようとする者は、それに係わる事実及び理由を記載した異議申立書を、副本を添えて提出しなければならない。異議申立書に付属書類があるときは、前記の副本と共にそれを提出しなければならない。

登録庁は、異議申立に不備があるが手続上回復可能なときは、前記の者に対して、所定の期間内に申立の訂正をするよう通知しなければならない。

登録庁は、第1段落で規定した副本を、その付属書類と共に商標権所有者に送付しなければならない。商標所有者は所定の期間内に答弁しなければならない。

### 第42条

異議申立は、元の商標審査に関与していない審査官が審査するものとする。

### 第43条

異議申立人又は商標権所有者は、市場調査報告書を証拠として提出することができる。

登録庁は、異議申立人又は商標権所有者に市場調査報告書についての意見を述べる機会を与えなければならない。

登録庁は、当事者双方が述べた全ての意見及び市場調査報告書についての結論を総合して、決定を行わなければならない。

### 第44条

異議申立手続が進行中である商標の譲渡は、その異議申立手続に影響を及ぼさないものとする。

前段落に規定した商標権の譲受人は、被異議申立人として異議申立手続を続行する旨を宣言することができる。

### 第45条

異議申立人は、異議申立についての決定書が送達される前に、異議申立を取り下げることができる。

異議申立を取り下げた異議申立人は、同一商標に対し同一事実、同一証拠及び同一理由に基づいて、再度の異議申立又は無効審判請求をしてはならない。

### 第46条

審査の結果異議申立が認められたときは、当該商標登録は取り消されるものとする。

#### **第 47 条**

前条に規定した取消理由が指定商品又はサービスの一部について存在しているときは、当該の部分についてのみ取り消すことができる。

#### **第 48 条**

何人も、異議申立についての決定が確定した登録商標に対しては、同一事実、同一証拠及び同一理由に基づいて無効審判請求をしてはならない。

#### **第 49 条**

異議申立の手続中に、同一商標に対して、商標権に関する民事訴訟又は刑事訴訟が提起された場合は、その訴訟は異議申立についての決定が下されるまで中止することができる。

## 第VI章 無効及び取消

### 第I節 無効

#### 第50条

商標登録が第23条第1段落又は第59条第4段落の規定に違反しているときは、利害関係人又は審査官は登録庁に対し、その登録についての無効審判を請求することができる。

前段落の規定は、商標がその登録前に他人の著作権、特許権その他の権利を侵害し、かつ、その侵害が裁判所の判決により確定している場合に準用する。

#### 第51条

商標が第23条第1段落(1)及び(2)並びに(12)から(17)まで又は第59条第4段落の規定に基づいて定められた条件に違反しているが、登録公告後5年が経過している場合は、何人もそれについての無効審判の請求してはならない。

前条第2段落に規定した判決が確定した日から5年が経過している場合は、何人も無効審判の請求をしてはならない。

第1段落に規定した期間は、登録が第23条第1段落(12)の要件を悪意で満たしている商標には適用しないものとする。

#### 第52条

無効審判の対象である商標が法律の規定に違反しているか否かは、商標登録公告時に有効な法律の規定によって決定するものとする。

#### 第53条

商標の無効審判請求は、登録庁長官が指定した3名以上の無効審判委員会審判官が審理するものとする。

#### 第54条

審判により無効が確定した商標登録は、無効にしなければならない。ただし、無効の根拠となった事由が前記無効審判請求の審理時にもはや存在していない場合は、公衆及び当事者の利益を考慮し、当該審判請求を却下する決定を下すことができる。

#### 第55条

無効審決が確定した商標に対しては、何人も、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由に基づいて無効審判請求をしてはならない。

#### 第56条

第40条第2段落及び第3段落、第41条第1段落及び第2段落、第42条から第45条まで、第47条及び第49条の規定は、商標に対する無効審判の請求に準用するものとする。

### 第II節 取消

#### 第57条

商標登録後、次に掲げる事情の何れかが生じたときは、登録庁は職権又は申請により、当該

登録を取り消さなければならない。

(1) 商標が勝手に変更され又は注記を補足され、その結果、同一又は類似の商品又はサービスに使用されている他人の登録商標と同一となるか又は類似することになり、そのため、関係公衆に混同を生じさせる虞がある場合

(2) 登録商標が正当な理由なしに連続して3年間使用されていない場合。ただし、前記の規定は、使用権者によって使用されている商標には適用しないものとする。

(3) 第36条の規定による適切で、かつ、識別性のあるラベルの貼付がされていない場合。ただし、前記の規定は、登録庁による処分の前に、識別性のあるラベルを貼付することによって混同の虞が無くなっている商標には適用しないものとする。

(4) 商標が、その商標の指定商品又はサービスに係わる一般的な標識、名称又は形状となっている場合

(5) 商標を使用することによって、その商標の指定商品又はサービスに係わる性質、品質又は原産地についての誤認を公衆に生じさせる虞がある場合

(6) 商標の使用が他人の著作権、特許権その他の権利を侵害する旨の裁判所による判決が確定した場合

前記規定は、使用権者が前段落(1)に規定した行為をすることを商標権所有者が知っているか又は知ることができる事情にありながら、それに異論を唱えなかった場合にも適用するものとする。

前段落(2)の規定の適用を受ける商標が、何れかの者による取消審判請求時に使用が再開されているときは、その商標は取り消さないものとする。ただし、その使用が、取消審判請求前3月以内に、その請求を知って行われた場合は、この限りでない。

取消理由が登録商標の指定商品又はサービスの一部についてのみ存在するときは、指定商品又はサービスの一部に限定して取り消すことができる。

## 第58条

次に掲げる事情の何れかに該当するときは、商標権所有者はその登録商標を使用しているとみなす。

(1) 現に使用されている商標が登録商標と異なっているが、社会通念上、同一性を保持していると認められること、又は

(2) 輸出のために、登録商標が商品又はそれに関連する物品に表示されていること

## 第59条

登録庁は、商標権所有者に取消理由を通知しなければならないが、同時に、答弁のための期間を定めなければならない。取消審判請求において確実な事実若しくは証拠を提示することができないか又は明白な理由を示すことができなかつたときは、その請求を却下することができる。

商標権所有者は、第57条第1段落(2)に記載した条件に対する答弁についての通知を受けたときは、商標使用の事実を証明しなければならない。所定の期間内に答弁をしなかつた者の登録は、速やかに取り消すことができる。

前段落に規定した、商標権所有者が提示する商標使用を証明する事実は、一般的取引慣行に合致しているものでなければならない。

第 57 条第 1 段落(1)及び(6)の規定により取り消された登録に係わる商標権所有者は 取消日から起算して 3 年間は、取り消された商標と同一又は類似の商標を、同一又は類似の商品又はサービスに関して、登録し、譲り受け又はライセンスを受けられないものとする。前記の規定は、登録庁による処分の前に商標権を放棄した者に対しても適用する。

#### **第 60 条**

第 40 条第 2 段落及び第 3 段落，第 41 条第 1 段落及び第 2 段落，第 42 条から第 44 条までの規定は、取消審判請求の審理に準用する。

## 第 VII 章 権利侵害の救済

### 第 61 条

商標権所有者は、その商標権を侵害した者に対し損害賠償の要求をすることができ、かつ、侵害排除の請求をすることができる。権利侵害の虞がある場合は、当該権利所有者は、その防止の請求をすることもできる。

第 29 条第 2 段落に規定した条件に該当しているが、商標権所有者の同意を得ていない者は、商標権を侵害したことになる。

商標権所有者が第 1 段落の規定によって請求をするときは、商標権を侵害している商品又は侵害に使用された原材料若しくは設備について、破棄その他の必要な措置を請求することができる。

### 第 62 条

次に掲げる事情の何れかにおいて商標権所有者の同意が得られていないときは、商標権侵害が生じているものとみなす。

(1) ある者が、他人の登録周知商標と同一又は類似の商標を故意に使用しているか、又は当該周知商標に含まれている語句を、その事業の主体又は出所を特定する会社名、商号、ドメインネームその他の表示として使用し、そのため、前記の周知商標の名声又は識別性を減殺している場合

(2) ある者が、他人の登録周知商標と同一又は類似の商標を故意に使用しているか、又は当該周知商標に含まれている語句を、その事業の主体又は出所を特定する会社名、商号、ドメインネームその他の表示として使用し、そのため、その商品又はサービスの関係消費者に混同を生じさせている場合

### 第 63 条

商標権所有者は、損害賠償を請求するときは、金額の推定のために次に掲げる方法の 1 を選択することができる。

(1) 損害賠償請求は、民法第 216 条の規定に従ってすることができる。その場合において、損害額を証明する証拠を提出できないときは、商標権所有者は、その登録商標を使用して通常得られる利益から侵害後に同一商標によって得られた利益を控除し、その差額を損害額として請求することができる。

(2) 損害賠償請求は、商標権侵害によって得られた利益に従ってすることができる。ただし、侵害者が費用又は必要経費に関する証拠を提出できない場合は、侵害商品の販売総額を利益の額とみなす。又は

(3) 損害賠償請求は、侵害商品の小売価格単価の 500 倍から 1000 倍までの金額としてすることができる。ただし、1500 個以上の侵害商品が発見された場合は、損害賠償請求額は、当該侵害商品に係わる販売総額を基にして算定するものとする。

前段落の規定に基づいて算定した損害賠償金額が明らかに不合理な場合は、裁判所はその裁量において、損害賠償金額を減額することができる。

商標権所有者は、侵害によって事業上の信用が毀損された場合、合理的金額の追加補償を請求することができる。

## 第 64 条

商標権所有者は、侵害者の費用負担により、商標侵害に関する判決内容の全部又は一部を新聞広告するよう請求することができる。

## 第 65 条

商標権所有者は、自己の商標権を侵害している虞のある輸入商品又は輸出商品の引渡しを差し止めるよう税関に請求することができる。

前段落に規定した請求は、侵害の事実を詳細に記述した書面により行うものとし、それと共に、税関が査定した輸入商品の関税支払後の価格又は輸出商品の FOB 価格に相当する保証金又は同等の担保が提供されなければならない。

税関は、差止請求を承認したときは直ちに、その旨を請求人に通知しなければならない。前段落の規定に従って差止をしたときは、請求人及びその商品を差し止められた者に書面で通知しなければならない。

商品を差し止められた者は 輸出入商品の通関に適用される税関規則による手続に従いつつ、前段落に規定した保証金の 2 倍に相当する保証金又はそれと同額の担保を提供することにより、差止の取消を税関に請求することができる。

税関は、差止商品についての守秘性の保護を損うことなしに、請求人又は商品を差し止められた者の要求により、差止商品の検査を許可することができる。

請求人が差止商品は商標権を侵害している旨の確定判決を得たときは、商品を差し止められた者は、差し止められた商品に係わるコンテナ、倉庫保管、積卸作業の遅延の結果として生じた全ての関連経費を負担しなければならない。ただし、第 66 条第 4 段落に定めた条件に該当する場合は、この限りでない。

## 第 66 条

次に掲げる条件の何れかに該当する場合は、税関は差止を取り消さなければならない。

- (1) 請求人が、税関が当該の者によって請求された差止を承認する旨の通知を出してから 12 日以内に、差止商品は侵害物件であると主張する第 61 条の規定による訴訟を提起することを、税関には通知しておきながら、しなかった場合
- (2) 請求人が差止商品は侵害物件であるとして提起した訴訟を却下する判決が確定した場合
- (3) 差止商品は商標権を侵害するものではないとする判決が確定した場合
- (4) 請求人が差止の取消を求めた場合
- (5) 第 65 条第 4 段落に定めた条件が満たされた場合

必要なときは、税関は前段落(1)に規定した期間を 12 日間延長することができる。

第 1 段落による取消をしたときは、税関は輸出入商品の通関に適用される税関規則による手続をとらなければならない。

第 1 段落(1)から(4)までにより差止が取り消された場合は、請求人は、差止商品に係わるコンテナ、倉庫保管、積卸作業の遅延の結果として生じた全ての関連経費を負担しなければならない。

## 第 67 条

裁判所が差止商品は権利侵害をしていない旨の決定したときは、差止請求人は、商品を差し

止められた者に対し、差止又は第 65 条第 4 段落に規定した保証金の供託から生じた損失を補償しなければならない。

請求人は第 65 条第 4 段落に規定した保証金について、又は商品を差し止められた者は第 65 条第 2 段落に規定した保証金について、質権者と同一の権利を享有する。ただし、第 66 条第 4 段落及び第 65 条第 6 段落に規定した、差止商品に係わるコンテナ、倉庫保管、積卸作業の遅延に起因する全ての関連経費は、前記の請求人又は商品を差し止められた者に生じた全ての損失に対する補償に優先して支払われるものとする。

次に掲げる事情の何れかに該当する場合において、請求人からの要求があったときは、税関は第 65 条第 2 段落に規定した保証金を返還しなければならない。

(1) 請求人が勝訴の確定判決を取得したか又は商品を差し止められた者と和解したため、保証金がもはや必要とされない場合

(2) 商品を差し止められた者に損失を生じさせた引渡しの差止が第 66 条第 1 段落(1)から(4)までに規定された事情の何れかにより取り消された後、又は商品を差し止められた者が勝訴の確定判決を得た後 20 日以内に、通知を受けていたにも拘らず、自己の権利を行使していないことを、請求人が証明した場合

(3) 商品を差し止められた者が保証金の返還に同意した場合

次に掲げる事情の何れかに該当する場合において、商品を差し止められた者からの請求があったときは、税関は第 65 条第 4 段落に規定した保証金を返還しなければならない。

(1) 第 66 条第 1 段落(1)から(4)までの規定により差止命令が取り消されたか又は商品を差し止められた者が請求人と和解をしたため、保証金がもはや必要とされない場合

(2) 請求人が勝訴の確定判決を受けてから 20 日以内に、通知を受けていたにも拘らず、自己の権利を行使していないことを、商品を差し止められた者が証明した場合

(3) 請求人が保証金の返還に同意した場合

## 第 68 条

前 3 条に規定した商品差止の請求、差止の取消、差し止められた商品の検査、保証金又は担保の支払、供託及び返還の手續、必要書類及びその他の遵守事項に関する規則は、主務官庁及び財務部(Ministry of Finance)が制定するものとする。

## 第 69 条

この章の規定は、第 33 条に規定したライセンスによって付与された商標を使用する権利についての侵害に準用する。

## 第 70 条

外国の法人又は法主体も、中華民国政府によって承認されているものに限らず、本法に規定されている事項に関し、提訴し、私訴追を行い、民事訴訟を提起することができる。

## 第 71 条

裁判所は商標訴訟を処理するために、特別法廷を設置し又は専門家を任命することができる。

## **第 VIII 章 証明標章，団体会員標章及び団体商標**

### **第 72 条**

他人の商品又はサービスに係わる特性，品質，精度，原産地その他の事項を証明するために標章を排他的に使用しようとする者は，証明標章登録の出願をしなければならない。

他人の商品又はサービスを証明することができる法人，団体又は政府機関に限り，証明標章登録の出願をすることができる。

前段落の出願人は，証明されるべき商品又はサービスに関連する事業を営んでいるときは，証明標章の登録出願をしてはならない。

### **第 73 条**

証明標章の使用とは，証明標章についての権利所有者が，他人の商品又はサービスに係わる特性，品質，精度，原産地その他の事項を証明するために，当該他人がその商品又はそのサービスに関連する物品又は書類に当該証明標章を表示することに同意することを意味するものとする。

### **第 74 条**

事業協会，社会的団体又はその他の集団が法人として存在しており，その団体又は会員資格を確認するために標章を排他的に使用しようとするときは，団体会員標章(Collective Membership Marks)の登録出願をしなければならない。

前段落の団体会員標章の登録出願は登録庁にしなければならないが，その際，関連事項を記載した書面及び団体会員標章の使用規約を提出しなければならない。

### **第 75 条**

団体会員標章の使用とは，団体又は会員がその団体又はその会員資格を確認するために，関連する物品又は書類にその標章を表示することを意味するものとする。

### **第 76 条**

事業協会，社会的団体又はその他の集団が法人として存在しており，会員が提供する商品又はサービスを確認するために標章を排他的に使用し，それによって，他の者が提供する商品又はサービスから識別しようとするときは，団体商標の登録出願をすることができる。

前段落の団体商標の登録出願は登録庁にしなければならないが，その際，指定商品又はサービスについての類(クラス)及び名称を記載した書面及び団体商標の使用規約を提出しなければならない。

### **第 77 条**

団体商標の使用とは，団体の会員が提供する商品又はサービスを確認するために，その会員が商品又はサービスに団体商標を使用し，それにより，他の者が供給するものと識別することができるようにすることを意味するものとする。

### **第 78 条**

証明標章，団体会員標章又は団体商標についての権利は，他人に使用させるために譲渡し，

又はライセンスしてはならず、また、質権の対象とすることもできない。ただし、前記の規定は、他人に使用させるための譲渡又はライセンスが、消費者の利益を損う虞、公正な競争に反する虞がなく、かつ、登録庁によって承認されている場合は、適用しないものとする。

#### **第 79 条**

証明標章、団体会員標章又は団体商標が権利所有者又は使用権者によって不正使用され、他人又は公衆に害を及ぼした場合は、登録庁は、何人かの請求に基づき又は職権により、その登録を取り消さなければならない。

前段落において言及した不正使用という用語は、次に掲げる条件の何れかを意味するものとする。

- (1) 証明標章が、証明標章についての権利所有者が提供する商品又はサービスに関連する物品若しくは書類に商標として使用されるか又は表示されること
- (2) 団体会員標章又は団体商標の使用が、その団体の性質に関し、公衆に誤認を生じさせていること
- (3) 前条の規定に違反して譲渡、ライセンス許諾又は質権の設定が行われていること
- (4) 使用規約規定に違反して使用されていること
- (5) 上記以外の方法で不正使用されていること

#### **第 80 条**

この章に別段の定めがある場合を除き、商標に関する本法の規定は、証明標章、団体会員標章又は団体商標に準用する。

## 第 IX 章 罰則

### 第 81 条

商標権又は団体商標権の所有者からの事前の同意を得ることなく次に掲げる行為をした者は、3 年以下の懲役、拘留及び、その追加又は代わりとして、NT\$200,000 以下の罰金に処する。

- (1) 登録商標又は登録団体商標と同一の標章を同一の商品又はサービスに使用すること
- (2) 登録商標又は登録団体商標と同一の標章を類似の商品又はサービスに使用し、そのために、関係消費者に混同又は誤認の虞を生じさせること
- (3) 登録商標又は登録団体商標と類似の商標を同一又は類似の商品又はサービスに使用し、そのために、関係消費者に混同の虞を生じさせること

### 第 82 条

前条において言及した商品を故意に販売し、販売のために展示し、輸出又は輸入をした者は、1 年以下の懲役、拘留及び、その追加又は代わりとして、NT\$50,000 以下の罰金に処する。

### 第 83 条

前 2 条に記載した違法行為を犯した者が製造、販売、展示、輸出若しくは輸入した商品、又は当該の者が提供したサービスに関連する物品又は書類は、その商品、物品又は書類が当該違法行為者に属しているか否かに拘らず、没収されるものとする。

## 第 X 章 附則

### 第 84 条

2003 年 4 月 29 日改正法の施行前に既に登録されている商標その他の標章には、第 26 条の規定は適用しないものとする。

### 第 85 条

2003 年 4 月 29 日改正法の施行前に既に登録されているサービスマークは、当該施行日から商標とみなす。

2003 年 4 月 29 日改正法の施行前に登録されていないサービスマーク出願は、当該施行日から商標出願とみなす。

### 第 86 条

2003 年 4 月 29 日改正法の施行前に既に登録されている連合商標、連合サービスマーク、連合団体標章又は連合証明標章は、当該施行日から独立した登録商標又は登録標章とみなす。登録期間は、原期間と同一とする。

改正法の施行前に登録されていない連合商標出願、連合サービスマーク出願、連合団体標章出願又は連合証明標章出願は、当該 2003 年 4 月 29 日改正法が有効となる日から独立した商標出願又はその他の標章出願とみなす。

前段落の出願人は、その出願に関する承認通知を受領するまでは、出願を取り下げ、及び払い戻しの請求をすることができる。

### 第 87 条

2003 年 4 月 29 日改正法の施行前に登録されている防護商標、防護サービスマーク、防護団体標章又は防護証明標章は、登録時に有効な規定に従うものとし、かつ、排他的使用期間の満了前に独立した登録商標又は標章に変更しなければならない。前記の変更をしなかったものについての商標権は消滅するものとする。

改正法の施行前に登録されていない防護商標出願、防護サービスマーク出願、防護団体標章出願又は防護証明標章出願は、2003 年 4 月 29 日改正法の施行日から独立した商標出願又は標章出願とみなす。

前段落の出願人は、その出願に関する承認通知を受領するまでは、出願を取り下げ、及び払い戻しの請求をすることができる。

### 第 88 条

第 86 条第 1 段落により独立した標章とみなされる登録商標又は登録標章に関しては、第 57 条第 1 段落(2)に規定した 3 年の期間は、2003 年 4 月 29 日改正法の施行日から開始するものとする。

前条第 1 段落の規定により独立した標章とみなされる登録商標又は登録標章に関しては、第 57 条第 1 段落第 2 項目に規定した 3 年の期間は、2003 年 4 月 29 日改正法の施行日から開始するものとする。

## 第 89 条

改正法の施行前に商標登録出願が承認されており、その承認が改正法の施行時に無効とされていないときは、その商標は本法の規定により登録されるものとする。登録手数料の初回分納金は納付されているとみなす。

2003 年 4 月 29 日改正法の施行前に取消された商標出願の承認が、改正法に規定する行政的救済手続の結果回復したときは、その商標は改正法の規定により登録されるものとする。登録手数料の初回分納金は納付されているとみなす。

## 第 90 条

改正法の施行前に異議申立がされ、かつ、係属していた商標の登録は、その商標が 2003 年 4 月 29 日改正法の施行前及び施行後の規定に定められている違反条件の両方に該当する場合に限り取り消されるものとする。その手続は、改正後の規定に従うものとする。

## 第 91 条

改正法の施行前に無効審判請求が提出され、かつ、係属していた商標の登録は、その商標が 2003 年 4 月 29 日改正法の施行前及び施行後の規定に基づく違反条件の両方に該当する場合に限り取り消されるものとする。その手続は、改正後の規定に従うものとする。

改正法の施行前に登録された商標、証明標章又は団体標章に対する無効審判は、その商標又は標章が登録時及び改正法施行後の規定に基づく違反条件の両方に該当する場合に限り、請求するものとする。

## 第 92 条

商標取消審判(revocation)に関する規定は、改正法の施行前に決定がされていない商標取消(cancellation)事件に適用するものとする。

## 第 93 条

主務官庁は、本法の施行規則を定めなければならない。

## 第 94 条

本法は、公布の日から 6 月後に施行する。

**平成20年度農林水産物貿易円滑化推進事業  
海外における農林水産物・食品に係る 商標・模倣品等に関する調査報告書**

---

**発行** 平成21年3月  
**委託先** トムソンコーポレーション株式会社

**〒** 105-0002 東京都港区愛宕1-3-4  
**電話** 03-5733-6120  
**FAX** 03-5733-6130